

社会思想史学会

第 50 回大会

大会報告集

大会報告集目次

I シンポジウム

「マルクスはどう読まれてきたか：アクチュアリティとポテンシャルティ」

趣旨説明

第一報告：崎山政毅「マルクスもときに譲歩し、過ち、不十分なままにとどまる」

第二報告：小田原琳「マルクス主義フェミニズムと植民地主義——シルヴィア・フェデリーチを手がかりに」

第三報告：隅田聡一郎「惑星主権と資本主義の地政学—マルクス（主義）の思考モデルを脱構築する」

II セッション

A 「社会研究所と批判理論の 100 年（1）」

B 戦後思想再考——始まりを問い質す(その5)

C 第二インターナショナルにおける 1905 年革命のインパクト

D 自然と社会の領域を再考する：生態学と思想史の対話

E 「社会研究所と批判理論の 100 年(2)」

F 「現代思想と政治——〈統治されざるもの〉の脱構成／脱構築」

G 「サン＝シモン研究の現在 没後 200 周年によせて」

H 「社会研究所と批判理論の 100 年（3）ーレクヴィッツとローザへの展開」

I 「政治理論とインテレクチュアル・ヒストリー」：初期近代政治思想史と現代政治との交錯——リチャード・タックの三冊を読む——

J 「越境者の身体に引かれる国境：『国境廃絶論』と『強制送還の国際社会学』からみる移民の犯罪化」

Ⅲ 自由論題報告

批判理論として I・M・ヤングを読む

寺田ゆき（長崎大学）

普遍性をいかに問い直すか——フランソワーズ・コランの複数普遍主義 [pluriversalisme] をめぐって

ファヨル入江容子（甲南大学）

自律と他律からみるイヴァン・イリイチ『脱病院化社会』の再検討

安田智博（立命館大学）

主体化と問題構成の相互関連—フーコー『性の歴史』第二巻・第三巻における倫理の変遷

谷野吉隆（早稲田大学政治学研究科 博士後期課程一年）

ウィリアム・トンプソンの均分相続論

藤本直樹（慶應義塾大学経済学研究科・修士課程）

サン＝ジュストにおける自然状態と共和国

長谷川拓彌（金沢学院大学）

境界に疑義を呈する「女性的なもの」——ドゥルシラ・コーネルの「イマジナリーな領域」概念から「いまだないもの」へ

清水優輝（筑波大学人文社会科学研究群博士前期課程）

マルクスにおける「社会的なもの」のモメントについて

崔一旻（京都大学）

「朝鮮議会」を構想した政治思想：浮田和民と張^{チャンドクス}徳秀における「人格」「立憲政治」「フランス革命」

金鎮燁（東京大学総合文化研究科博士課程）

高坂正顕の大学論—大学紛争の経験とマルクーゼ読解について—

渡辺恭彦（大阪産業大学）

視線の装置と統治：フーコー『監獄の誕生』とベンサム模索をめぐる三様のコンテクスト

深貝保則（横浜国立大学名誉教授）

イギリス東インド会社におけるクリスチャン・ミッションとスコットランド啓蒙の終焉をめぐって——チャールズ・グラントのクリスチャン・ポリティカル・エコノミーを手がかりに——

荒井智行（南山大学）

ウィリアム・ベヴァリッジの社会経済思想再考

松永友有（横浜国立大学国際社会科学研究院）

生存権とマルサス主義：福田徳三と森本厚吉の比較から

松井拓海（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

前期アルチュセールにおける「個人崇拜」批判と「プロレタリア独裁」

緒方乃亜（東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程）

ヘンリー・ソルトによる「理性的共感」の構築—動物の権利概念の理論化過程—

永野杏奈（東京外国語大学）

二つの疎開体験と社会科学の〈方法〉—きだみのると大塚久雄における方法としての「社会」概念

木村直恵（学習院女子大学）

戸坂潤におけるファシズム認識

陳信仲（京都大学大学院教育学研究科博士後期課程）

アダム・スミスのニュートン的方法における節約の原理の起源—幾何学的補完性および分析と総合の方法論的代替性

三澤杏亮（東京大学大学院経済学研究科博士課程）

柄谷行人の思想的起源はどこにあるのかー学生運動から批評へー

趙奕山（東京大学総合文化研究科地域文化専攻博士後期課程）

シンポジウム

会場 E 1 0 3

《シンポジウム》

「マルクスはどう読まれてきたか：アクチュアリティとポテンシャルティ」

報告者：崎山政毅（立命館大学）・小田原琳（東京外国語大学・非会員）・隅田聡一郎
（大阪経済大学）

討論者：佐藤嘉幸（筑波大学）

司 会：金山準（北海道大学）・桑田学（放送大学）

（趣旨説明）

グローバル金融危機以降、認知資本主義、監視資本主義、人種資本主義、プラットフォーム資本主義など、資本主義の変容とグローバルな影響とが問題になっている。これらを批判的に捉える視座の一つとして、マルクス、あるいはマルクス主義が思想的淵源となってきた。そこで、2025年度の社会思想史学会シンポジウムは、「マルクスはどう読まれてきたか：アクチュアリティとポテンシャルティ」と題して行ないたい。

シンポジウムで主眼とするのは、『資本論』『経哲草稿』『ドイツ・イデオロギー』をはじめとしたマルクス（・エンゲルス）のテキストで何が語られていたのかということに加えて、そのテキストがどう読まれてきたのか、いかなる影響を与えてきたのかという点である。これまでマルクスが取り上げられてきた文脈として、搾取と収奪などを特徴とする資本主義経済の構造的な問題、経済基底的な歴史の捉え方としての唯物史観、イデオロギーに着目した政治分析、国際的な共産主義運動、帝国主義的膨張による植民地支配、資本主義の世界的展開における先進国と途上国との従属的な関係、グローバル資本主義における人々および資源の収奪と環境破壊、ジェンダー的非資本主義的諸関係の資本主義的諸関係による収奪などがある（むろん、この種の項目はさらにいくらかでも列挙可能ではある）。

今回のシンポジウムでは、これらの文脈を念頭に置いて、副題にある「アクチュアリティとポテンシャルティ」という観点から、マルクスの思想がもっている現代的諸状況に対するアクチュアリティと思想的なポテンシャルティにも焦点を合わせたい。

したがって、マルクスを専門に研究してきた研究者以外の研究者にも登壇していただき、マルクスおよびマルクス主義が与えた／与えている影響について、自らの研究関心を土台に果敢に議論していただきたいと思います。

社会思想史学会でのシンポジウムであるので、思想史的な歴史的な文脈を踏まえつつ、そこ

から現代に繋がる視座や論点、問題の腑分け方などを浮かび上がらせることができればと思う。

〔第1報告〕「マルクスもときに譲歩し、過ち、不十分なままにとどまる」

Even Marx sometimes concedes, makes an error and remains in inadequate description.

崎山 政毅

1980年代後半から90年代はじめにかけて、ソ連とその衛星国家群からなる「現存社会主義」体制が倒れた後に到来したのは、資本主義のグローバリゼーションとその政治経済的表現である新自由主義であった。荒れ狂う颶風のような資本主義の展開は、すでに多中心主義的（polycentristic）となっていたグローバル・ノースとグローバル・サウスとの間に形成されていた重層的な諸関係を、架空資本の運動を軸とするグローバル資本主義の下に再編することとなった。「実体経済」をはるかに凌駕して、債権をはじめとした「金融商品」の運動（「金融経済」）がグローバル市場の78.2%強を占めているという事実が、その証左である。

ジェノサイドや戦争状況がどれほど激化しても、資本主義はその外被——換言すれば「システムのレジリエンス」を進展させて凌いでいる。2024年秋時点で6億8500万人を数える極度の貧困・13億人にも昇る多次元的貧困は増加の一途をたどっており、日本でも相対的貧困が15.4%を超えて留まるところを知らない。グローバル・サウス（一括するには大いに問題があるが）に対する資本主義の支配は、かつての収奪や超過搾取ではなく「採取主義」と呼ばれる、生命に対する新たな暴力の姿態へと変化した。資本主義は非人間化の傾向を急激に加速させている。

マルクスの「アクチュアリティ」と「ポテンシャルティ」を考えるのであれば、この状況のなかで何を受けとめ読み解くのかを真摯に問い直すことから出発する必要があるのではないか。

しかしながら、マルクスを批判的に読み直す学的作業、とりわけ『資本論』とその準備労作を対象化する研究は、まだマルクスへの「護教的読解」を脱し切れていないように思われる。『資本論』を論ずるにあたって、1890-94年エンゲルス版（⇒現行版）を底本とすることはアприオリに許されるのか？ マルクスの叙述をそのまま素直に受けとめて「読み流して」よいのか？ われわれは明確に疑問を抱いている。

「アクチュアリティ」に関しては、マルクスが述べた「解放」の像をどのように読解するのが、鋭く問われているだろう（エンゲルスとの共同作業の成果をどう扱うのかについての捉え返しも含まれる）。

また、「ポテンシャルティ」については、とくに『資本論』準備労作中の草稿群への取り組み（その代表的な事例として故・大谷禎之介の『マルクスの利子生み資本論』全4巻を挙げておきたい）にはじまり、マルクスが届かなかった「その先」を社会思想史の課題に組み入れていく研究が求められていると考える。それらの取り組みから見出される可能性を、「ポスト資本主義」という弱々しい「何か」を指す語で代替してはならない。

同時に、この間の様々な学問領域の成果を取り込んでいく積極的な姿勢が必要である。シルヴィア・フェデリーチに代表されるフェミニストたちが到達した理論的地平・デイヴィッド・グレーバーらの人類学がもたらした知見、あるいは左派「加速主義」の唯一と言ってもよい肯定性である「外なる思考」が、待ち受けているだろう。

〔第2報告〕「マルクス主義フェミニズムと植民地主義——シルヴィア・フェデリーチを手がかりに」

小田原 琳

主著『キャリバンと魔女』（原著2004年、日本語訳2017年）で知られる、アメリカで活動するイタリア出身のフェミニスト研究者で活動家のシルヴィア・フェデリーチは、1970年代の国際的フェミニスト運動「家事労働に賃金を」キャンペーンへのコミットメントや『キャリバンと魔女』等の著作を通じて、資本主義における再生産労働の位置づけを積極的に論じてきた。「無償」という形で資本の蓄積に貢献してきた「家事労働」は、まさにその「無償であること」によって、資本主義における役割を透明化させられてきた。その意味で、フェデリーチもその一角にあるマルクス主義フェミニズムにおいて、マルクスは、重要な参照点であり、厳しい批判の対象でもあり続けてきた。

『キャリバンと魔女』は、さまざまな種類の無償あるいは低賃金の労働が資本にとってどのような意味をもってきたかをヨーロッパにおける「魔女狩り」という大規模な、しかし女性が主要な標的であったことによって、長く歴史叙述のなかで周縁に追いやられてきた（あるいはロマン化されてきた）現象を通じて描いたことの衝撃によって、「魔女」＝女性の身体を規律化するジェンダー規範に力点を置いて読まれてきたことは否めない。しかし同書の意義は、その苛酷なプロセスが、植民地主義という遠く離れた場所と資源の「囲い込み」と同時に進行したこと、すなわち「キャリバン」の存在を指摘したことにある。人種主義と資本主義の不可分の関係について議論が進んでいる今日、『キャリバンと魔女』の、また、他の仕事における、フェデリーチの植民地主義に関する思考を手がかりに、マルクス主義フェミニズムを再訪する必要がある。

フェデリーチは自身のフェミニズム思想への理論的影響を与えたものとして、1960年代半ばにアメリカへ移住して以降に経験した、植民地主義と人種主義に関わるふたつの運動、反植民地主義と福祉権運動を挙げたことがある。また、1980年代に、レーガン政権下の保守化（福祉権、つまり黒人の生存権はこれによって激しい打撃を受けた）著しいアメリカを離れ、ナイジェリアの大学で教鞭をとった経験は、極めて重要なものとなった。1983年にブハリ将軍によるクーデターによって第二共和政が転覆されたナイジェリアは、「債務危機に対応してIMFと世界銀行と懸命に交渉したが、最終的には世界銀行が地球規模で経済再生のために用いている万能の処方箋、すなわち構造調整プログラムを採用することになった」（『キャリバンと魔女』7）。フェデリーチは、眼前で展開される「構造調整プログラムに対する闘いが、16世紀のヨーロッパとアメリカにおける資本主義の起源にまでさかのぼることのできる土地の私有化と共有地のみならず社会的諸関係に対してもしかけられた「囲い込み」に対する長い闘争の一部であること」（同8）に気づいたと述べる。

パレスチナにおけるジェノサイドは言うまでもなく、気候変動や飢餓、大規模な難民化を推し進めながら自滅する資本主義先進国の現状を前に、マルクス主義フェミニストが植民地主義の歴史、植民地主義に抗する闘争から獲得した思想から学ぶことは少なくないのではないか。

〔第3報告〕「惑星主権と資本主義の地政学——マルクス（主義）の思考モデルを脱構築する」

隅田聡一郎

21世紀において深刻化する気候危機は、「惑星主権」、すなわち国家間システムを超えて人類全体が地球レベルでのカタストロフに対処せずにはいられないという新たなガバナンス形態を生み出すはずだった。だが、資本主義世界システムにおける米国のヘゲモニー低下は、主権国家体制の機能不全によって地政学的な無秩序（アナーキー）を増幅させている。そもそも資本主義の歴史は、国家の領域主権を超越した時間的・空間的秩序、すなわち「地政学的システム」と結びついて展開してきた。本報告では、これまで報告者が行ってきたマルクスや批判理論の思想史的研究をベースにして、地政学や地理学、そしてグローバル・ヒストリーの諸成果を摂取することで、資本主義の「地政学的起源」を批判的に考察する。とりわけ、かつて、そして現在もなお一部で影響力をもつマルクス主義の「帝国主義」論の問題点を指摘し、現代の地政学的対立が惑星主権において把握されるべきであることを示したい。

拙著『21世紀の国家論』（2025年）において、報告者はマルクスを19世紀西洋社会の数

ある社会主義者たちの一人として位置づけ直すべきだと主張した。マルクスのポリティカル・エコノミー批判の特徴は、いかにして資本主義がグローバルな規模で生産関係ならびに国家主権・諸国家システムを徹底的に再編するかを分析した点にあった。その核心にある概念は「資本の帝国」(Cf. E. Wood, *The Empire of Capital*, 2003)であり、マルクスの方法からすれば、トランスナショナルな経済的形態規定(商品、貨幣、資本)から出発して、国家間システムを媒介とした資本主義世界システム総体が把握されなければならない。ただし、こうしたトランスナショナルな「資本の」主権は、現実には存在する傾向だとしても、あくまでも一つの抽象にすぎないものである。

確かに、マルクスのポリティカル・エコノミー批判は、単一の国家をモデルとする資本主義批判ではなく、世界市場で行動する複数の国家を考慮しつつ、国家間対立を超越して形成される「資本の帝国」を分析するものであった。だが、歴史的にみれば、諸国家システムは「資本の」主権から生成したわけではない(Cf. B. Teschke, *The Myth of 1648*, 2003)。現存する「資本の帝国」においては、西欧社会のアンシャン・レジームに由来する主権国家体制をはじめとして、20世紀後半の冷戦構造(東西のみならず「第三世界」を含む)のもとでの圏域秩序など、異なる地政学的システムが制度として組み込まれている。歴史的に考えても、「資本の帝国」は、圏域なき秩序、すなわち脱圏域化されたコスモポリタニズムとして現存したことなどなく、制度上、国家間システムや、それとは別の大圏域秩序に具体化されてきた。ただし、本報告は、西洋中心主義的と批判されがちなマルクスの議論を文献学的にただ擁護することを目的とするものではない(Cf. K. B. Anderson, *Marx at the margins*, 2010)。本報告では、マルクスのポリティカル・エコノミー批判が果たす役割とその限界を明らかにするために、西洋社会以外の地政学的システムを具体的に考慮することによって、マルクス(主義)の思考モデルそのものを脱植民地化することを目指したい。

セッション

10月18日（土）10:00-12:00

10月19日（日）10:00-12:00／15:00-17:00

会場 F棟4階

【第1会場】F404、【第2会場】F407

【第3会場】F408、【第4会場】F405

【第5会場】F406

A 「社会研究所と批判理論の100年（1）」

世話人：日暮雅夫(立命館大学)

報告者：入谷秀一(龍谷大学)・吉田敬介(法政大学)・田畑真一(北海道教育大学)

討論者：大河内泰樹(京都大学)

2023年には、フランクフルト社会研究所設立100年を祝う企画が全世界的に組織された。例えばフランクフルト大学社会研究所では、9月に「批判理論の未来」と題するシンポジウムが行われた。また、ハーヴァード大学では「投瓶通信——批判理論の100年：ヨーロッパとアメリカにおける受容」というシンポジウムが10月に開催された。これらの企画が目指したのは、批判理論の初期の志向性を回顧し確認しつつ、現在の現実の光の中でそれを再構成し今後の展開の可能性を探ることであった。そこでは、フランクフルト学派の「多焦点的で一時的には非-直線的な物語」(M.ジェイ)が、経験科学と新たに接合し、また現在の多様な思想潮流(例えばポスト植民地主義、クイアスタディーズ等)と混淆交錯しながら展開することが求められていた。日本の研究者にとっても、批判理論を現在の状況と関わらせながらどのように発展させるべきか、ということは喫緊の課題であるに違いない。

批判理論は、近代市民社会がまさにその本質とするものを展開することによって「危機」に陥ることに焦点を合わせた理論であった。批判理論は、近代市民社会の個体的自由のただなかに権威主義が現れることを分析した。今日、冷戦終結後、勝利されたとされる自由主義社会が新自由主義的グローバリズムに飲み込まれ、社会の分断・怨恨の増殖と化しそのなかで再び権威主義が胚胎するとき、批判理論はその権威主義批判の分析手段を取り上げそれがどこまで有効か再吟味しなければならないだろう。そうしたなかでは美的思考が、希望なき時代における救済の可能性を示しうるのかもしれない。さらに、西洋の近代市民社会が植民地主義によってその滋養を獲得し発展しえたのであるならば、近代主義的正義論に対してポスト植民地主義論は有効な補助線を投げかけうるだろう。

本セッションにおいてはそのような課題を、三人の批判理論研究者の報告と討議によって検討しようとする。入谷会員は、フランクフルト学派が戦中戦後に行った権威主義研究の遺産を確認し、それを陰謀論をめぐる現代の議論と関連させていまだ有効であるかどうかを論じる。吉田会員は、アドルノとメンケの思想を題材にしつつ現代における美的思考の可能性を問う。田畑会員は、R.フォアストの叡智的権力論に対してA.アレンのポストコロニアリズムの批判を対峙させる。

入谷秀一「パラノイアや陰謀論は「絶対悪」なのか——アドルノとともに権威主義のアクチュアリティを再考する」

本発表では、第二次大戦後にフランクフルト学派が行った権威主義研究の遺産を確認する。この研究の画期的な点は、現代の権威主義が、古典的なそれ（＝目に見える個人や体制の崇拜）とは異なり、まさに近代的でリベラルな個人主義の所産であることを明らかにした点にある。現代の権威主義は、父/大文字の他者の不在を、まさに姿を見せない他者を想定することで補填しようとする。ラカン的な整理を行うなら、疑う必要もない象徴的な父は消え、代わりに、絶えず疑念をかきたてる想像的な加害者（＝姿を見せない犯人あるいは首謀者）が主体の前に現れる。そこから、パラノイアや陰謀論などの問題が生じるが、これらはジジエクやホーフスタッター、ボルタンスキーらが、しばしばフランクフルト学派による権威主義研究を参考に読み解こうとしたテーマでもある。ただ、ここで注目したいのは、当時のアドルノがパラノイアや陰謀論を一概に否定しなかった点である。彼にとって両者の有するであろう、ある種の「真理性」がいかなるものだったか、本発表では特にこの点を考察したい。

吉田敬介「美的なものをめぐる批判理論の自己省察——Chr・メンケによる主体と美的経験の関係の問い直し」

M・ホルクハイマーにおいて見られるように、批判理論の出発点には、主体の自己省察がある。Th・W・アドルノは、そうした主体の自己省察を喚起するものとして、芸術における美的経験を強調する。ここから美学は、二一世紀に至るまで、批判理論にとって不可欠な領域であり続けている。本発表は、批判理論におけるこうした美学の系譜を参照しながら、主体と美的経験の関係について考察することを試みる。

この観点から本発表が注目するのは、主体性概念とともに美的経験を論じる Chr・メンケの思想である。メンケによると、美的経験は、「能力」によって規定される主体を人間の自然本性である「力」へと立ち戻らせる「美化 Ästhetisierung」というプロセスを引き起こす。この「美化」は、一方で、感覚的印象による支配である「シアトロクラシー」というあり方へと主体を陥らせる。また他方で、こうした「美化」が、自らの自然本性を想起し理論や実践を新たに作る「美的な思考」の可能性を主体にもたらしもする。こうして美的なものの経験は、既存の社会や既存の自己を超え出るための否定性の働きとして、一定の緊張関係のもと、批判理論の自己省察と結びつくのである。

田畑真一「批判理論とポストコロニアリズム——R・フォアストにおける正義の批判理論を中心に」

前論文『R.フォアストにおける正義の批判理論』（『思想』2024年12月号）においては、彼が近年展開している叡智的権力論に焦点を合わせ、その批判理論としての特徴を明らかにした。フォアストが、叡智的権力論を現実分析の道具とすることで、現実分析と規範的評価の両方を正当化という一貫した視座から展開することで独自の批判理論を構想していることを示した。また、その理論展開で生じたA・アレンとの論争にも注目した。アレンとの論争で論点となったのは、ハーバーマス以来指摘されているヨーロッパ中心主義との批判である。こうしたポストコロニアリズムからの批判は、フォアストにも部分的に当てはまる。しかし、そうした批判に耐えうる「正当化の権利を各人に保障する正当化の基本構造の要請」という基底の議論をフォアストが提起していることを明らかにした。

本報告では、こうした点を踏まえ、ポストコロニアリズムからの批判をより集中的に検討し、批判理論の新たな方向性を模索したい。正当化の基本構造は、個々の正当化が行われるための条件で、満たされれば十分というわけではない。しかし、少なくとも必ず満たさなければならない正義の必要条件ではある。本報告では、こうした必要条件を超えた議論を検討したい。

B 戦後思想再考——始まりを問い質す(その5)

世話人：川本隆史(無所属)

報告者：三島憲一(無所属)

討論者：中野敏男(無所属)・初見基(無所属)

第35回大会(2010年)に立ち上げたこの連続セッションだが、10回目を迎えた2021年度大会より「始まりを問い質す」という副題を掲げて、日本の《戦後思想》が始動する時点に焦点を絞り、《始まり》の形およびその思想的内実に入り込んだ検討を加えてきた。5回目を数える今回は、三島憲一が以下のような見通しをもって基調報告を行い、熟議に付す。

ともに激烈な敗戦を経験した日独両国において、《伝統》の位置は微妙に異なる。敗戦直後の日本では、たとえば南原繁のように、太古以来の日本の伝統文化に依拠した（そしてキリスト教が加味された）伝統こそ復活の基盤とされたが、その後、「古典文化」という意味での伝統なるものは、批判の対象となることもなければ、「新生」日本の輝かしい土台とされることもなかった。むしろ、時代の激動から離れて一服できる「天然生物保護区」のようなところがあった。それに対してドイツ（といっても西ドイツだが）では、ドイツの伝統は——伝統の読み替えを試みたアドルノのような少数の例外を除いて——忌避されがちだったが、それに代わって古きヨーロッパの伝統が「自由なキリスト教的ヨーロッパ」なる名称のもとに、反共の正当な砦として鼓舞されることが多かった。

教会堂に信者が戻り始めた50年代から60年代にかけて、クルチウスの『ヨーロッパ文学とラテン中世』（みすず書房）などが一世を風靡した。ヨーロッパ文化のアイデンティティを志向するカール賞が1950年に設立され、カール大帝（シャルル・マーニュ）の出身地である独仏国境に近い都市アーヘンで授賞式が行われるようになった（最初の受賞者がクーデンホーフ＝カレルギー、その後はチャーチル、アデナウアー、EUのコンセプトの先鞭をつけたロベール・シューマン、キッシンジャー、ヴァーツラフ・ハヴェルらが受ける）。しかし、フランスで組織され、ベルリン防衛戦に投入された部隊が「シャルル・マーニュ大隊」と名づけられていたことも我々は忘れてはならない。1959年のドイツ社会民主党のゴデスベルク綱領の前書きには、ギリシアの民主主義、キリスト教、ドイツ観念論こそは戦後ドイツの社会福祉国家の理念的三本柱であると謳われている。保守の伝統論を逆手に取っている面もあるが。なお、50年代の西欧(Abendland)についての愚論は決して立ち消える

ことなく、メルツ政権の文化大臣の出版事業などを通じて激しい勢いを取り戻している。

反共の正当化に使われた「伝統」だが、日本での自己防衛的というより隠遁型の伝統文化の位置づけ、西ドイツでのいささか攻撃的な自己主張を含めた自己を上回る伝統の天蓋作りは、歴史に依拠する共通面もあるものの、相違面が目立つ。日本では、中国・朝鮮を含む東アジアの伝統が戦後の反共精神の道具とされることは無かった（その理由は簡明だろう）。

そうした中で、カトリック系の批判的雑誌 *Frankfurter Hefte* に Eugen Kogon（ジャーナリズムにおけるハーバーマスの師匠的存在）は、ドイツ国民から褐色は取れたが、またしても直ぐ褐色になってしまった、と皮肉な文を書いている。ナチスを象徴する褐色は消えたが、経済復興の賜物たる地中海の行楽で「褐色に」日焼けし、消費社会に埋没する「正当性なき生活」への皮肉である。「カプリ島に赤い太陽が…」といった流行歌が生まれた時代だ。

圧倒的な反共一色の時代風潮の中で、西ドイツの批判派が模索したのは、マルクシズムへのコミットではなく、マルクスを踏まえつつの《反＝反共》の理論的模索だった。つまり既成のマルクス主義と東側社会へは批判的であっても、保守に逆傾斜しないという意味での反＝反共だ。こうした見込みのもと、マルクスないしマルクシズムへの距離が――

《伝統》なるものと関連させながら――どのように取られていたのかを、岩波書店の雑誌『世界』初期号を中心に（同時代の西ドイツの雑誌へも多少は目配りして）問い質していきたい。

C 第二インターナショナルにおける1905年革命のインパクト

世話人：佐久間啓（同志社大学・院、日本学術振興会特別研究員）・赤海勇人（東京大学・院、日本学術振興会特別研究員）

報告者：佐久間啓・赤海勇人・舟木隆之（千葉大学・院・非会員）

討論者：太田仁樹（岡山大学名誉教授、オンライン参加）

本セッションの目的は、ロシアのユーリー・マルトフ、ポーランド＝ドイツのローザ・ルクセンブルク、フランスのジャン・ジョレスを通して、1905年革命（第一次ロシア革命）が第二インターナショナルに与えた影響を再検討することにある。1905年革命は1917年革命（第二次ロシア革命）の影に隠れ、その社会思想史的重要性は必ずしも強調されてこなかった。だが、当時鉄壁と思われていた帝政ロシアに亀裂が走った事件は、ロシアから東欧そして西欧の社会主義者にまで大きな衝撃を与えていた。その影響とはいかなるものだったのか。本セッションでは、以下の3報告を実施後、ロシア・オーストリアのマルクス主義を専門とする太田仁樹会員（オンライン）を交え、さらなる考察を行う。

舟木報告では、1905年革命におけるメンシェヴィキの革命理論の変化を、ユーリー・マルトフを中心に考察する。マルトフはロシア社会民主労働党のメンシェヴィキの主要な指導者の一人であり、レーニンの率いるボリシェヴィキとの緊張関係のなかで、独自の革命路線を模索した。そこで本報告では、ソ連解体後ロシア語圏で出版された多くの著作集・書簡集を利用することで、これまでのボリシェヴィキ中心の社会主義思想史の叙述においては詳細に論じられてこなかった、革命期におけるメンシェヴィキの理論と実践の意義を明らかにする。

赤海報告では、1905年革命の時期におけるローザ・ルクセンブルクのポーランドやドイツでの活動を中心に取り上げる。ルクセンブルクは、一方では革命期のワルシャワにおいて、ポーランド王国リトアニア社会民主党の第一の理論家として革命運動の進むべき方向性を示し、また他方ではロシア革命がその有効性を明らかにした「大衆ストライキ（ゼネラル・ストライキ）」をドイツ社会民主党にも持ち込もうと試みたことで、党内で激しい論争を引き起こした。近年刊行された『著作集（Gesammelte Werke）』第七巻をはじめとする彼女の著作物の集成には、この時期にローザが執筆した文献のうち従来知られていなかったものが多数収録されている。そこで、本報告ではこれらの資料を活用しながら、改めてルクセンブルクの1905年革命論を再構成し、それを通じてこの革命がインターナショナルな社会主

義運動に及ぼしたインパクトを考察したい。

佐久間報告では、1905 年革命前後におけるジャン・ジョレスの労働運動・サンディカリズム観の変化に注目する。ジョレスは、修正主義論争の実践的争点とされたミルラン入閣問題において、社会主義と共和派左派の協調を擁護し、入閣を支持した。このため彼は「議会主義的社会主義者」（ソレル）として見なされ、今日でもその評価は続いている。だが 1904 年の第二インター・アムステルダム大会で路線対立に敗れ、左派ブロックの解消とゲード派主導によるフランス統一社会党（SFIO）の結成に同意したことで、理論的刷新が迫られた。政権獲得の展望が乏しい中、革命に向けていかなる道を描きうるのか。ロシアの革命の衝撃は、ライン川を超え、悩める「議会主義的社会主義者」にまで波及していた。

D 自然と社会の領域を再考する：生態学と思想史の対話

世話人：中山智香子（東京外国語大学）

報告者：宮下直（東京大学・非会員）・平田周（南山大学）

討論者：中山智香子

本セッションは、近年の地質学的時代区分の動向を視野に入れた「自然と人間社会の領域の再考」を軸に、生態学と思想史との対話を試みるものである。産業革命以降の資本主義発展や経済成長の時代、またそこに絡むポリティクスを批判的に捉えてきた思想史は、生態学とともに何をどう見直すのか。

起点に置くのはアメリカの数学生態学者リチャード・レヴィンズ *Levins, Richard* (1930-2016, NY 生)である。かれは数学生態学やシステム分析を中心に生態学全般に貢献してきたが、さらに進化プロセス、科学史・科学哲学、アグロエコロジー、生態学的発展、社会生態学的計画、環境史、公衆衛生、そしてまたマルクス主義的生態理論、エコ社会主義など、弁証法的唯物論の観点に立つ社会科学的論考をも、長年にわたり発表してきた。また共著 *Dialectical Biologist*(1985)の刊行以来、アメリカの進化生物学者リチャード・ルウォンティン (*Lewontin, C. Richard*, 1929- 2021, NY 生)と協働してきた。レヴィンズのこの広範で学際的な知的貢献を踏まえ、雑誌 *Socialism and Democracy* (73 (2), 2023, 2024 年 9 月にオンライン版刊行)は一冊全体にわたる特集を組んでいる。

社会科学の側でその問題提起を受け止めた諸研究は少なからず存在するが、多くがマルクス研究へと収斂する傾向がある。一方生態学の側では、ルウォンティンが 1970 年代のアメリカの政治的・イデオロギー的状况の中で、社会生物学をめぐる大論争の当事者となったこともあり、レヴィンズの学際的な視点について、ほとんど注目されてこなかった。

本セッションでは、こうした状況も踏まえた上で異なる視点を開くために、レヴィンズの学際性を高く評価する生態学者、宮下直氏（非会員）に登壇を依頼し、思想史の側からの視点として、レヴィンズらの仕事を踏まえつつ空間論を展開するニール・ブレナーの「ヒンターランド（後背地）」論の意味を平田周会員が報告する。これらをもとに、自然であり社会であるような領域の具体的なあらわれ、その影響の不均質性などを論じていく。本セッションがきっかけとなり、さらなる対話の糸口がひらかれればと願うものである。

E 「社会研究所と批判理論の100年(2)」

世話人：宮本真也(明治大学)

報告者：宮本真也・細見和之(京都大学)

討論者：岩熊典乃(大阪公立大学)

2024年に開設100周年を迎えたフランクフルト社会研究所は、「批判理論」の誕生の地であり、1960年代末までは確実に学際的研究をめざす潮流の中心であった。「フランクフルト学派」と呼ばれる、実質的には一代限りの学際的な研究集団が、まるで現代でもフランクフルトで息づいているかのような印象が残るのも、マックス・ホルクハイマーとテオドル・W・アドルノという「批判理論」の二人の代表者の求心力ゆえのことである。そのため、社会研究所の100年を醒めた眼で見ると、「フランクフルト学派の批判理論」が研究所においては中断し、後景にとどまっていたにすぎない時期もあったことが浮き彫りになる。現在、社会研究所で「批判理論」に改めて取り組まれているとしても、それは現下の資本主義社会への社会批判的視座を確保するために、「批判理論」自体の本質的な問題点にまで批判を試みようとする複数のプロジェクトのうちの一つであるということである。

『思想』（岩波書店）の2024年12月号の特集「フランクフルト社会研究所と批判理論の100年」を導くのは、次の三つのことへの関心である。第一には「批判理論」の生誕地としての社会研究所、あるいは都市フランクフルトの現在、第二には「フランクフルト学派」の問題群からの継承、第三に現代まで維持されてきた「批判理論」の前提の（不）可能性への問いである。本セッションでは、この特集と関連した宮本真也、細見和之の報告をもとに、「批判理論」の現況と、その社会批判のための可能性について広く議論を行いたい。

【第一報告】

社会研究所の現在の状況と「批判理論」の新しい課題

宮本真也

フランクフルト社会研究所の、いわゆる「フランクフルト学派の批判理論」としての活動は、特にアドルノの死以降の揺らぎを経て、創立100周年を期に独自の「批判理論」の構築を作りあげる段階にある。本報告ではまず、この研究所内の「批判理論」の再構築の方針と、現在の研究プロジェクトについての概観を行いたい。研究所的方法的独自性の一つには経験調査があり、それは、よく知られる「批判理論」―「フランクフルト学派」以降の―が間

接的にしか扱えない優位さを持つ。しかし、その反面で「理論」構築が、主として国内外の他の研究機関で担われてきたことも事実である。フランクフルトにはもはや収まらない「批判理論」のコンステレーションを描いたうえで、今日、「批判理論」が自他による批判に応じて、自らに導入が必要と見る理論的試みのうちのいくつかをアクセル・ホネットとマーティン・ザールの議論にしたがって検討する。そして最後に、続く細見報告との関連で、昨今のイスラエルとパレスチナをめぐる、現代の「批判理論」の動向について考えたい。

【第二報告】

社会研究所にとってのホロコースト

—イスラエルによるガザ地区への攻撃のなかで考える—

細見和之

社会研究所にとって、ホロコーストをどう受けとめるかが戦後大きな課題となったことは言うまでもない。ただし、研究所総体としてよりも、とくにアドルノ、ホルクハイマーを中心に個人的な思想課題として取り組まれた側面は否定しがたい。一方、アウシュヴィッツの解放からちょうど80年を経た現在、ホロコーストの記憶が遠ざかるとともに、イスラエルによるガザ地区への激しい攻撃は、かつてのホロコーストについて語ることをタブーに追いやりつつあるとさえ感じられる。アーレント研究、レヴィナス研究などにおいても、昨今はホロコーストとの関わりが後景に追いやられているという印象が私には強い。とはいえ、ホロコーストを問いなおすことは、イスラエルのガザ地区への攻撃を厳しく問いなおすことでもあるはずだ。本報告では、社会研究所にとってのホロコーストの受けとめをあらためてそのような方向に置きなおすことを試みたい。

F 「現代思想と政治——〈統治されざるもの〉の脱構成／脱構築」

世話人：山崎望（中央大学）

報告者：長島皓平（立命館大学）・横田祐美子（横浜美術大学・非会員）

討論者：伊藤潤一郎（新潟県立大学・非会員）

現代世界は、一方では統治をめぐる不確実性の高まり—「文化戦争」から内戦・戦争、経済危機に至るまで—と、他方では統治を強化する潮流—ポリティカル・コレクトネスの拡大から主権国家の再評価まで—に満ちている。統治をめぐるこうした状況に、現代思想はいかに介入できるであろうか。本セッションでは、フランスの現代思想を牽引するカトリヌ・マラブーが提示する「統治されざるもの（le non-gouvernable）」、すなわち<統治／統治し得ないもの（l'ingouvernable）>という対立の外部に位置付けられる概念と、脱構成（destitution）／脱構築（deconstruction）という概念に着目し、これらの諸概念の相違に留意しつつ、現代思想が政治状況にいかに関与できるか、その困難を精査しつつ可能性を模索する。

長島報告では、脱構築思想との対比を念頭に脱構成論の意義と内実を検討する。脱構築を代表する思想家ジャック・デリダは晩年「来るべきデモクラシー」の名の下にリベラル・デモクラシーの再考を試みたが、ジョルジョ・アガンベンに代表される脱構成論者は、生政治的主権の枠組みに拘泥する脱構築を批判する中で、統治されざるものを導きの糸として異なる政治的共同性のヴィジョンを探っている。本報告では、アガンベンを中心とする脱構成が現代政治思想において占める位相を検討する。その際、まず脱構成の理論的前提にある構成的権力論との相違を検討し、これまで対抗的關係にあるとされてきたロベルト・エスポジトに代表される創設的思想との接点にも着目する。人民の内部における任意の要素を排除することで政治的共同性を成立させる包摂的排除を前提とする脱構築と構成論に対して、脱構成が既存の政治制度に対する抵抗を提示しつつ、統治不可能性と共同性を架橋する制度を志向する事態を検討する。この意味で、非主権的な共同性の制度化を試みる点において創設的思想と軌を一にしつつも、抵抗と創設の両極を有する脱構成論が提示する、人民主権論に基づくリベラル・デモクラシーへのオルタナティブの内実を明らかにすることを試みる。

横田報告では、脱構築思想における言語実践の問題をポリティカル・コレクトネスとの関係から考察する。脱構築思想には、古い言葉や概念をそのままのかたちで用いながらも、置き入れる文脈などを通常の語法から変更することで、従来とは異なる意味合いをそ

の語に与える「古名の戦略」という言語実践がみられる。そこでは、二項対立図式におさまらないものが二項対立を形成している一方の項とあえて同じ名で呼ばれることとなる（たとえば男性と女性の二項対立を乗り越えるものをあえて「女性」と呼び、「ノンバイナリー」とは呼ばない）。しかしこのような言語実践は、現代におけるポリティカル・コレクトネスをふまえた表現とは折り合いが悪い。政治的に正しい表現は、いわば言語表現の制度化・規範化を推し進め、これらから逸脱するものを不正とみなす傾向をもつ。それでは、脱構築思想にみられる言語実践は、現代のポリティカル・コレクトネスに関する政治的磁場のなかでいかなる意義をもちうるのか。本報告では、脱構築思想のなかでもエクリチュール・フェミニンやポール・B・プレシアドの実践に光を当てることで、ポリティカル・コレクトネスによる統治とも呼べる状況を根本的に逃れていく言語実践がもつ強さと生の称揚、思考の勇気の在り方について検討したい。

G 「サン=シモン研究の現在 没後 200 周年によせて」

世話人：白瀬小百合（学振特別研究員 PD）

報告者：白瀬小百合・杉本隆司（明治大学）・中嶋洋平（同志社大学・非会員）

討論者：金山準（北海道大学）

本セッションは、アンリ・サン=シモン（1760-1825）の思想とそのアクチュアリティを検討することを主眼に置く。サン=シモンは19世紀フランスの思想家であり、産業(industrie)——この思想家においては生産（production）と同義——を根幹に据えた社会組織の構築、ひいては産業に携わる実務家による公行政の実現を構想した。このことから、今日彼は産業主義思想の祖のひとりとして位置づけられている。サン=シモンが著述活動を行った19世紀初頭から二世紀が経過し、現在までに経済活動や産業構造を取り巻く環境は大きく変化した。21世紀のポスト産業社会において、過去の産業思想がなお有効性をもちうるのだろうか、このような疑問を抱く向きもあるかもしれない。しかし、サン=シモンにかんする研究は、世界各国において継続的に実施されている。彼の出身国フランスでは、2025年1月に初の書簡集が刊行され、5月には没後200周年を記念した二日間に亘る国際シンポジウムが開催された。サン=シモンが現代の研究者の関心を惹き続けているのは、彼の思想が時代を超えた普遍的な要素を含み、現代社会の諸問題をとらえるうえで、重要な視座を提供しているからではないだろうか。また、この思想家の主張はすでに検討しつくされたものではなく、新たな考察を加える余地が残されていると思われる。

本セッションでは、三つの報告を通じて日本における現在のサン=シモン研究の一端を紹介し、討論者および聴衆ともに、この思想家を研究することの現代的意義を論じ合いたい。

中嶋報告では以下の検討を行う。サン=シモンの『ヨーロッパ社会再組織論』（1814）は、産業とそれに関係する知の担い手（後に「産業者（industriels）」と表現）の連帯に基づく平和的秩序構想を描き出し、現代欧州統合に影響を与えた先駆的テキストである。また、サン=シモン自身にとっては、哲学的思索から実践的社会構想へと転じる転機となった。本報告では、国家や階層を超えた産業と知の担い手による社会統合の構想について、欧州統合という文脈に留まることなく資本主義社会の変容をめぐる現代的思考と接続しつつ読み直す。そして、現代社会においてサン=シモンの「社会的ヨーロッパ」の構想がどのような意義をもちうるか——その射程を探る。

白瀬報告では、「管理（administration）」の観点から、精神的権力をめぐるサン=シモンの

主張を再考する。サン=シモンは 1814 年以降の政治的著作において、軍事による支配から産業による管理へと、社会組織の基礎を移行させる必要性を説いた。彼が構想する「産業体制」では、産業者が自らの事業で培った管理能力を応用し、公行政を担う「産業的管理」が企図されている。サン=シモンの著作では、世俗的権力を産業者へ、精神的権力を学者へと委ねる権力区分が一貫して現れるが、学者による精神的権力の行使は、世俗における「管理」とどのような関係を持つのだろうか。学者による「精神的管理」と呼ぶべきものが存在するのだろうか。以上の点を吟味する。

杉本報告では、サン=シモンの産業主義思想の再検討を行う。「産業主義」概念は、18 世紀の「商業社会論」から 20 世紀の「技術官僚主義」、「(脱)工業化社会論」(D・ベル)まで、広範で便利な分析概念の一つになっているが、その創始者サン=シモンは、スミスやセーの経済学を、今日のように経済的自由主義というよりも、常に反封建主義の理論として理解し、晩年に独自の「産業主義」を打ち出した。その後、マルクスとエンゲルスがそれを「空想的社会主義」に含めたことは周知のとおりだが、20 世紀に入ると産業主義はサン=シモンの独創ではなく、18 世紀の古典派経済学や反重農主義まで遡行可能な経済体系として、さらには社会主義というより近代化論の一種として理解されるようになった。本報告では、こうした広範な解釈を潜在的に可能とした、当時のサン=シモン及びその周辺の自由主義者の思想的変遷と、その後の社会主義思想との接点について改めて検討することにしたい。

H 「社会研究所と批判理論の100年(3) —レクヴィッツとローザへの展開」

世話人：橋本紘樹（九州大学）

報告者：出口剛司（東京大学・非会員）・橋本紘樹

討論者：野口雅弘（成蹊大学）

2024年はフランクフルト社会研究所（IfS）の創設100周年にあたり、ドイツ本国をはじめ、各地で様々なイベントが開かれた。日本でも、『思想』2024年12月号において『フランクフルト学派と社会研究所の100年』という題のもと、その歴史や英米圏・日本での受容、そして現代におけるその理論的展開を一望する形で特集が組まれた。第二次世界大戦を経て、ドイツ連邦共和国のいわば「知的基盤形成」に大きく関与しながら、「批判理論」は一つの「制度」として確立され、アクチュアルな社会理論を構築する上で——批判・継承どちらの側面からも——重要な試金石であり続けている。

長らくドイツの現代社会理論としては、ハーバーマスやホネットに代表される「批判理論」とルーマンの「社会システム理論」が支配的であった。しかしながら、ドイツ語圏の言説空間は決してそこで停滞しているわけではない。21世紀に入りますます複雑化する社会を前に、彼らのアプローチと批判的に対峙しながら「近代社会」の全貌を捉え、そこから現代の諸問題を浮き彫りにしようとする試みが数多くなされている。なかでも、『独自性の社会——近代の構造転換』（2017；邦訳、岩波書店 2025年9月刊行予定）で一躍有名になったアンドレアス・レクヴィッツと『加速する社会——近代の時間構造の変容』（2003；邦訳、福村出版 2022年）や『共鳴——世界関係の社会学』（2019）で著名なハルトムート・ローザは、アカデミズムを超えて、広く政治的公共圏に大きな影響を及ぼしており、現代ドイツの社会理論を語る上で不可欠の存在である。

とはいえ、レクヴィッツとローザの議論は、日本ではまだ十分に知られていない。そこで本セッションでは、「批判理論」を一つの参照軸に据えて両者の理論的バックボーンを抑えつつ、その理論的射程と政治的波及力を紹介することを目標に、以下の形で各報告者が発表を行う予定である。

① 本報告では、アクセル・ホネット、ハルトムート・ローザの批判理論を取り上げ、その系譜をエーリッヒ・フロムの二つの著作『自由からの逃走』『人間における自由』に遡る。フロムは、フランクフルト学派の中では「異端の思想」に位置づけられるが、フランクフルト社会研究所100年に寄せて、批判理論における正統・異端の交錯をフロム、ホネット、ローザの流れを追いつつ明らかにすることにより、複雑な理論史の布置連関（Konstellation）

を明らかにすると同時に、批判理論の現状と新たな課題について明らかにする。(出口剛司)

②『独自性の社会——近代の構造転換』、およびその洞察を先鋭化させつつ現代社会をより具体的に考察した『幻想の終わりに——後期近代の政治・経済・文化』(2019; 邦訳、人文書院 2023 年) は、レクヴィッツの名を一躍世に知らしめた。本発表では、邦訳も刊行予定の主著『独自性の社会』に焦点を当て、彼の問題意識と方法論を紹介する。そして近刊『喪失——近代の根本問題』(2024) にも触れつつ、レクヴィッツの一連の議論の射程を見定めると同時に、政治領域への影響力について考察することを試みる。それにより、「批判理論」との連続性と距離もまた浮き彫りになるだろう。(橋本紘樹)

10月19日 15:00-17:00【第2会場】

I 「政治理論とインテレクチュアル・ヒストリー」：初期近代政治思想史と現代政治との交錯——リチャード・タックの三冊を読む——

世話人：安武真隆（関西大学）・小田川大典（岡山大学）・山岡龍一（放送大学）

報告者：関口佐紀（早稲田大学現代政治経済研究所）・藤原いお（京都大学大学院）

討論者：山岡龍一（放送大学）・小田川大典（岡山大学）

思想史研究をアナクロニズムから切り離し、歴史的研究に限定する立場をとる、いわゆる「ケンブリッジ学派」の思想史家たちは、自らの研究に基づいて規範的な発言をすることに慎重である。例えば、Q・スキナーは、「第三の自由概念」について論じながらも、ある時期まで、それが現実政治に対して持ちうる規範的な含意を語ろうとしなかった。

しかし、かといって彼らが現実政治について沈黙を守っているわけではない。イギリスがイラクに侵攻した際、スキナーは「自由」を脅かす「残存する国王大権」の問題に警鐘を鳴らした。また、イギリスのEU離脱に際して、J・G・A・ポークはEUを「個々の国々の固有の歴史と主権を解体する反民主主義的な『市場の帝国』」だと批判し、R・タックも同様の観点からイギリスのEU離脱を支持している。こうした現実政治への発言は、彼らの歴史研究の規範的含意を示唆しているのではないだろうか。

本セッションでは、その中から、*Natural Rights Theories*（1979）、*Philosophy and Government 1572-1651*（1993）、*The Rights of War and Peace*（1999年、邦訳『戦争と平和の権利』2015）などの著作で知られるタックに焦点を当て、近年の著作を手がかりに、彼の初期近代政治思想史研究と現代政治に関する発言が持つ規範的な意味合いを検討する。

具体的には、関口佐紀氏（早稲田大学現代政治経済研究所）に *The Sleeping Sovereign*（2016、邦訳『眠れる主権者』2025）について、藤原いお氏（京都大学大学院法学研究科博士課程）には *The Left Case for Brexit*（2020）および *Active and Passive Citizens*（2024）について、それぞれ報告をお願いする。討論は山岡と小田川が担当する。

なお、関連する資料を事前に下記のウェブページにて配布する。詳細はそちらを参照。

http://odg.la.coocan.jp/political_thought/

username: political

password: thought

J 「越境者の身体に引かれる国境：『国境廃絶論』と『強制送還の国際社会学』からみる移民の犯罪化」

世話人：柏崎正憲（一橋大学）

報告者：梁英聖（東京外国語大学）・飯尾真貴子（一橋大学・非会員）

討論者：梁英聖・飯尾真貴子・柏崎正憲

グローバルに相互連携する諸国家の国境・移民管理レジームは、新自由主義的グローバリズムのまさに中心地で吹き荒れる移民排斥の嵐（Brexit やトランプ現象のような）に後押しされつつ、越境者や移住者たちの、また他のあらゆる社会成員の生活領域をますます浸食している。その深さは〈国境の国内化〉または〈社会の入管化〉と呼べるような域にまで達しており、行政的・技術的尺度（入管当局の権限強化、デジタル監視技術の発展など）や政治的尺度（反移民的言説を燃料にした右翼ポピュリズムなど）だけでは測りきれない。この動きのなかで、移民の犯罪化——それ自体としては20世紀末から見られる——は、世論を左右するどころか、移民たち自身のふるまいに規範と逸脱の言説を刻み込むほどにまで進んでしまった。いまや越境者の身体そのものに「国境」が引かれているのである。

このような現状を問題化する二冊の本が、本年初頭に相次いで公刊された。G. M. ブラッドリー、L. デ・ノローニャ『国境廃絶論 入管化する社会と希望の方法』（梁英聖・柏崎正憲訳、岩波書店）と、飯尾真貴子『強制送還の国際社会学 「ヒスパニック」系移民とアメリカのゆくえ』（名古屋大学出版会）である。

『国境廃絶論』は英国の移民アクティヴィストと社会学者の共著である。著者たちは、移民管理レジームに対抗する国境闘争の実践と知の蓄積をふまえつつ、さらに米国の（監獄）廃絶主義の理論枠組を適用することで、領土の外縁のみならず社会そのものの内部に引かれる国境を打ち破るための議論を活性化させようとしている。データベース化とデジタル監視、無登録移民への「敵対的環境」政策などをつうじて、いかに国内社会が「国境化」されているか、その一方で、送還を免れるべき「犠牲者」の範囲を少しばかり広げるために内的国境を引き直すだけの改良主義を、いかに運動が脱すべきかを本書は提示している。

『強制送還の国際社会学』は、米国カリフォルニア州およびメキシコ・オアハカ州でのフィールドワークにもとづき、先住民出身の無登録移民の越境と送還をめぐる諸経験を描き出すことで、移民のトランスナショナリズム研究に新境地を拓いた作品である。著者の飯尾

によれば、米国の人種化・ジェンダー化された移民管理レジームは「シヴィック・ネイティヴィズム」と一体となって、越境者の身体レベルで追放可能性を再生産している。その一方で、移民の移動性や生活戦略は、故郷と移住先をまたぐ「トランスナショナルなモラル・エコノミー」によっても（ジェンダー、世代の差異化を伴いつつ）左右されている。

本セッションでは、両書の著者・訳者による作品解説および相互批評をへて、国境レジームがもたらす危機とオルタナティブについて活発な討論をもつことを計画している。

自由論題報告

10 月 18 日 (土) 13:00-13:45／14:00-14:45

10 月 19 日 (日) 13:00-13:45／14:00-14:45

会場 F 棟 4 階

【第 1 会場】F 4 0 4、【第 2 会場】F 4 0 7

【第 3 会場】F 4 0 8、【第 4 会場】F 4 0 5、【第 5 会場】F 4 0 6

批判理論としてI・M・ヤングを読む

寺田ゆき（長崎大学多文化社会学部）

一 はじめに

I. M. ヤングは数多くの独創的なアイデアによってさまざまなテーマをめぐる議論に広範な影響を与えた政治哲学者である(1)。たとえばその「異質な公衆」の概念や「集団代表制」の構想は、異性愛者で健常者の白人男性をモデルとする従来の普遍主義的シティズンシップに対抗する「差異化されたシティズンシップ」として多文化主義やフェミニズムの議論に取り入れられてきた(2)。また、その「コミュニケーション的民主主義」の主張は、熟議民主主義か闘技民主主義かという民主主義理論における対立を乗り越える発想として注目を集めてきた(3)。さらに、有名な「抑圧の5つの顔」の議論は、分配的平等主義が見落とす不正義を指し示す議論として関係的平等主義を支持する論者によって参照されてきた(4)。

一般的には、ヤングの業績は政治哲学の分野に位置づけられている。だが、ヤングは自らの理論的営みを「政治哲学」と称するだけでなく、しばしば「批判理論」ないし「批判的社会理論」とも呼んできた。たとえば、1981年の論文「正義の批判理論に向けて」では、ヤングは「適切に批判的な正義の理論」について語っており(5)、1990年の著作『正義と差異の政治』においても自らの理論が「批判理論」から派生していることを述べている(6)。このようなかたちでたびたび用いられてきた「批判的」という形容詞は、ヤングが政治哲学者を自認しながらも、自らの理論をある種の政治哲学から区別していたことを示している。実際、ヤングはJ. ロールズに代表されるリベラルな正義の理論と自らの理論との違いを繰り返し語っている。であるとすれば、ヤングが批判理論という言葉で表そうとしていた理論的アプローチと他のアプローチとの違いを明確にすることは、ヤングの思想を理解するうえで欠かせない作業となるはずだ。従来はおもに上で見たような政治哲学上の個別のテーマへの貢献が評価されてきたヤングだが、その理論のなかには政治哲学自体に対する見直しを要求するような、より根本的な貢献が見出せるのではないだろうか。このような問題関心のもとに、本報告では、一部の先駆的研究を除いて従来は強調されてこなかったヤングの批判理論としての側面に焦点をおき、その特徴を検討するとともに、ヤングの理論が政治哲学に対してもつ意義を明確にする(7)。

以下では、まず、ヤングによる「批判」や「批判理論」の理解をその使用例にもとづいてまとめる(第二節)。そのうえで、ヤングの理論のどのような側面に批判理論としての特徴が現れているのかを明確にする(第三節)。とくに、この報告では社会構造を過程として捉える社会学的な社会理論とそこから導き出される「構造的不正義」の概念に着目する。報告

の最後では本報告の議論がもつ含意と今後検討されるべき課題を指摘する（おわりに）。

二 ヤングによる「批判理論」理解

ヤングが「批判」や「批判理論」について明示的に説明している文章はそれほど多くはない。しかし、「批判的」という言葉の使用例は最初期の著作に見出すことができる。すでに1974年に書かれた博士論文のなかに哲学が果たすべき批判的役割についての指摘が含まれている(8)。ヤングによれば、哲学は同時代の世界の本質的な地平と関係をもち、世界に対して批判的に思考し、応答しなければならないという。哲学は時間を超越した究極の問題に関心を向ける営みなのではなく、哲学がそこで行われる世界の関心事を批判的自己意識へともたらすことを目的とする。そのような視点から、ヤングは現代世界を全体として特徴づける問題を技術に見出すとともに、言語論的転回以降の現代哲学が示す言語への関心を、そうした技術的世界に対する反省として現代哲学が全体としてもつ特徴であるとする。とくに、この論文では近代の科学技術的な世界観が作り出した技術的世界の基礎には、特定の人物から特定の人物へと発せられるのではない「匿名の言語」があるとし、そのような匿名の言語を生み出した近代の「論理的認識論的思考」に対する反省として、後期ウィトゲンシュタインの哲学を読解することが試みられている。注目されるのは、日常生活の活動が官僚制度の書類や科学的な文書といったような匿名の言語によって媒介されるようになった現代の状況を語る際に参照されているのが、H. マルクーゼの『一次元的人間』と J. ハーバマスの「イデオロギーとしての技術と科学」だということだ(9)。技術と言語を現代世界に対する批判的思考のテーマとするヤングの問題設定は、技術を中立的な手段ではない支配の体系としたマルクーゼや、その批判的継承として、技術的合理性とは異なる合理性をコミュニケーションの行為に見出したハーバマスの批判理論につながるのである。

最初期のヤングは、哲学と哲学がそこで営まれる現在の世界とを相互に照らし合わせ、それぞれの全体としての特徴を浮かび上がらせる営みとして批判を捉えていた。同時代のアクチュアルな問題に対してかかわりをもつものとして哲学を捉えるその姿勢は後の著作にも受け継がれている。ただし、博士論文では、批判そのものについては粗削りな理解が示されているに過ぎない。哲学が社会を全体として捉えることが可能であるということや、そうすることを通じて哲学自体の全体的特徴を捉えることも可能になるといったことは素朴に前提されている。また、そのような哲学的反省が単なる現状の追認になるのではなく、批判になりうるのはどのようにしてなのかといった点は深く追及されていない。これに対して、後の著作ではより分節化された批判の語りが見出される。注目されるのは、1981年の論文「正義の批判理論に向けて」と1990年の著書『正義と差異の政治』である。

「正義の批判理論に向けて」では正義をあつかう規範理論が解決しなければいけないある

ジレンマが指摘されている(10)。ここでも参照されているのは、マルクーゼの『一次元的人間』である(11)。ヤングによれば、正義の理論は評価対象である具体的な社会状況から距離を保つための手段をもたなければならない。哲学の伝統においては真、美、自由、正義といった普遍概念がそうした歴史超越的な評価手段を提供してきた。しかし、普遍概念への訴えは必然的に抽象的にならざるをえないため批判という目的は達成されず、その結果、公正な社会に関する哲学の営みは現実の社会状況に背を向けることになった。ここには批判のために現実の社会状況から距離をとることと、正義の構想が評価対象とする現実の社会状況につなぎとめられ(anchored)、とくにその社会に適用されるものとなることを両立させるというジレンマがある。ヤングは、そのようなジレンマに直面している正義の理論のパラダイムとしてロールズの『正義論』を取り上げるとともに、その代案となる正義の批判理論としてハーバマスの討議倫理を活用するアイディアを提示する。ヤングによれば、ロールズの理論は現実の社会状況へのつなぎとめという点で困難を抱えている。とくにそれは権力や生産にかかわる制度的関係を捨象しているために財の分配以外の問題を扱うことができないという困難を抱えている。一方で、ハーバマスの理想的発話状況のアイディアは形式的な理念であり、現実の社会状況に対して距離をとるという点ではロールズと同じである。だが、無知のヴェールのもとにあり、社会と人間本性に関する一般法則以外の知識をもたないとされるロールズの原初状態の当事者とは異なり、理想的発話状況におかれた参加者は、特定の社会についての知識を保持したまま討議に参加する。そのため、原初状態の当事者があらゆる社会に適用される原則を採択するのとは異なり、理想的発話状況における討議の参加者は自分たちが置かれた物質的制約のもとで自らの社会を組織するための原則を選択することになる。このようなかたちで理想的発話状況を活用することで、現実の社会状況へのつなぎとめが可能になるとされる。「正義の理論の大半とは異なり、正義についてのこの推論モデルは公正な社会一般についての理念の構築を求めない。そうではなく、このモデルは社会の特定の状況から引き出され、その社会にのみ適用可能な正義の多数の構想を許容する、それどころかそれを要請すらする」(12)。

これ以降もヤングはハーバマスの普遍主義的な公衆の捉え方に対しては距離をとりつつも、討議倫理の発想は支持しつづける(13)。しかし、理想的発話状況を活用して特定の社会にのみ適用される正義の構想を導出するというアイディアは試みられなくなる。それどころか『正義と差異の政治』では正義の批判理論を構築するという企て自体が断念される。それまでは批判理論とも正義の理論ともとれる、「正義の批判理論(critical theory of justice)」という表現が用いられていたが、本書においては両者が区別され、自らのアプローチが批判理論であることが明確にされる。うえでみたように、ロールズに代表される正義の理論は、人間社会や理性の本性に関するいくつかの一般的前提にもとづいて、あらゆる社会に適用

される正義の基本原則を取り出そうとするという点で脱時間的である。これに対して、批判理論は「歴史的、時間的に文脈化された規範的反省」である(14)。批判理論が行う規範的反省は特定の歴史的な文脈から出発するべきであり、そうであるがゆえに、社会や政治についての記述や説明を行う社会理論を必要とするとされる。だが、記述や説明を行うだけでは批判はできないだろう。理想的な発話状況という形式的理念を使わないのであれば、現実の社会状況からの距離とつなぎとめという課題はどのように解決されるのだろうか。この点にかんしてヤングは批判理論が行う規範的反省が、他者や自分自身の苦悩の叫びに耳を傾けることから始まると主張する。ヤングによれば、人々がもつ幸福への欲求は批判のための余地を切り開く距離をもたらす。「こうである必要はない」とか「他のようでもありえる」といった具体的な苦悩の声を聞くことから出発し、そこにいまだ実現されていない規範や理念を見出していくことが批判理論の営みになるというのである。実際、支配と抑圧をめぐるヤングの議論は現代アメリカにおける不正義を告発する声の具体的事例を検討することから導き出されている(15)。こうした観点から、本書では批判理論が「特定の所与の社会的現実において実現されてはいないが感じとられてはいる規範的可能性を投影する言論の様式」(16)と定義されている。この箇所でも参照されていることからわかるように、批判が必要とする距離を幸福への欲求がもつ否定性に見出すという発想をヤングはマルクーゼから取り入れている。階級問題に収まらない多様な支配と抑圧の問題を指摘したヤングの議論は、大衆消費社会に統合された労働者ではなく、社会からの追放者、搾取や迫害の対象となる「人種」、雇用不適格者等に着目したマルクーゼの議論を受け継いでいる側面があるのである。

三 ヤングの批判理論の特徴

以上のようにまとめられるヤングの批判理論を、ロールズを代表とする政治哲学における正義の理論から区別する決定的な特徴は、規範的反省と社会理論との接続のあり方に見出される。上述したように、ヤングは批判が現実の社会状況へとつなぎとめられたものとなるためには記述や説明を行う社会理論が必要であると考えている。そのような社会理論としてヤングが用いるのはA. ギデンズの過程的な社会構造の理論である。というのも、ヤングは行為やコミュニケーションや能力の阻害という観点から正義を捉え、それらを条件づける社会構造や制度的関係を正義の観点から評価の対象にしようとするのだが、その際に行為と構造の関係を適切にとらえるためには過程という観点を導入する必要があるからだ。

社会構造と行為の関係を理解することができるのは、過程をきちんと考慮に入れる社会理論だけであるとギデンズは唱える。個人は財の受領者や所有物の運搬者であることがその主たるあり方なのではなく、互いに協調、対立、関係して行為する、意味と意

図をもった行為者である。わたしたちは既存の制度、規則、さらには多数の行為がもたらす構造的帰結などについての知識をもって行為するのであり、その構造はわたしたちの行為の集合によって作り出され、再生産される。社会理論は構造を生産し、再生産するものとして行為を概念化すべきなのであり、構造は行為においてのみ存在する。その一方で、社会的行為はそうした構造や関係を背景、媒体、目的などとしてもつ。(17)

ヤングに特徴的なのは、こうした社会学的な社会理論と規範的反省とを切り離さずに一体的に捉える視点である。「批判的社会理論の精神にもとづいて、経験的社会理論と規範的社会理論との分業を受け入れない」(18)と語るヤングは、社会学的な社会構造の概念と規範理論における構造概念——とくにロールズの正義論における「基本構造」の概念——とを同じひとつの構造概念として共通の土台のうえで比較するユニークな視点にたつのである(19)。ここからヤングは社会学的な構造概念が規範理論にとってもつ重要な含意を引き出す。それが構造的不正義の概念である(20)。

ヤングは行為を可能にするとともに、行為によって実現されるものとして行為と構造をひとつの過程のもとに一体的に捉えるのだが、このような過程的な構造概念からは、行為の意図せざる結果として生じる不正義という視点が導き出される。個別に危害を加える行為がなくとも、道徳的には許容範囲におさまる制度の下ですら、多数の行為が合流する結果、不正義が発生する可能性がある。ヤングが考える構造的不正義とはそのような意図せざる結果として生じる不正義である。このような意味での構造的不正義を想定するのであれば、正義はロールズの考えるように社会制度を規定する原則を採択することだけでは実現できないことになる。ある時点において不当ではないとみなされていた制度のもとでも不正義が生じる可能性がある以上、理論家は一時点での反省にもとづいて理想社会の静的な全体像を描く理論を構築して終わりとするのではなく、現実の社会に不正義が生じていないかを、絶えず振り返ってチェックしていかなければならない。具体的な苦悩の声に耳を傾けるというヤングのアプローチは、こうした不正義の理解と整合的である。いまだ発見されていない不正義を遡行的に見つけ、救済を図る営みこそがヤングの批判理論なのである。

ヤングの構造的不正義の概念については、現実の不正義は不当な行為や制度のもとで生じることが大半であり、純粹に意図せざる結果として生じる不正義はまれであるという批判が考えられる。だが、本報告の観点からすれば、こうした批判はヤングの狙いを正しく評価していない。構造的不正義の概念が狙いとしているのは、正義の実現された理想社会の像を提示しようとする政治哲学に対して、そのような理論が見落とす不正義の発見を課題とする異なるアプローチを提示することにあつたのである。

四 おわりに

報告の最後に、ヤングの批判理論がもつ含意と今後検討されるべき課題について、本報告で参照してきた他の批判理論家と対比することでまとめたい。

まず、ハーバマスとの対比でいえば、理想的発話状況を想定するハーバマスの議論が、具体的正義の構想を導出するというよりは、正義の構想の導出に関するメタレベルの理論となるのに対し、構造的不正義を想定して苦悩の声に耳を傾けるというヤングのアプローチは、具体的な不正義の問題の分析に適用しやすく、経験的な調査にも接続しやすい理論であるといえよう。ヤング自身がホームレス状態に陥る脆弱性について検討しているように、そのアプローチを用いれば、制度や実践の複雑な構造的連関により行為決定や能力開発の点で脆弱性をもつ社会的立場が存在していることを調査にもとづいて示すことができるはずだ。そのような経験的調査のプログラムへとつながる点にヤングの理論の意義がある。つぎに、マルクーゼとの対比でいえば、現代社会の特徴を否定性の欠如した幸福意識に求めたマルクーゼに比べると、ヤングは現代社会においても苦悩や不満の声が存在するという点に疑問を抱いていないようにみえる。この点に着目すると、苦悩の声に耳を傾けるというアプローチの課題がみえてくる。ヤングの理論において、苦悩の声に耳を傾けることは、現実の社会状況からの距離とつなぎとめというジレンマの解決のために欠かせない。しかし、あらゆる苦悩の声が不正義を告発する声なのだろうか。どのようにして苦悩の声から不正義を見出せばよいのだろうか。苦悩の声があげられないような不正義もあるのではないだろうか。こうした問いは経験的な調査の方法論ともあわせて検討されるべき課題である。

注

- (1) 本報告は 2024 年 11 月 9 日開催の第 97 回日本社会学会大会における筆者の報告「関係論的アプローチとしての I.M. ヤングの批判的社会理論」の内容に大幅な修正を加えたものである。同大会では阿部崇史氏と橋本直人氏から有益なコメントをいただいた。今回の報告では、過程的な社会構造概念にもとづくヤングのアプローチが、理想社会を設計しようとするロールズの正義の理論とは根本的に異なることを述べているが、この点については両氏のコメントから多くを学ばせていただいた。ここに記して感謝いたします。
- (2) 「差異化されたシティズンシップ」については、ウィル・キムリッカ『新版 現代政治理論』千葉眞・岡崎晴輝訳者代表、日本経済評論社、2005 年、478-9 頁、千葉眞『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善』新評論、1995 年、135-9 頁、時安邦治「集団別権利と承認／再分配」木前利秋・時安邦治・亀山俊朗編『葛藤するシティズンシップ——権利と政治』白澤社、2012 年、126-63 頁。
- (3) 「コミュニケーション的民主主義」については、山田竜作「包摂／排除をめぐる現代デモ

クラシー理論——『闘技』モデルと『熟議』モデルのあいだ』『年報政治学』2007 巻 1 号、2007 年、143-62 頁、田村哲樹『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』昭和堂、2009 年、122-47 頁。

(4) 「関係的平等主義」については、Elizabeth Anderson, “What Is the Point of Equality?” *Ethics*, vol. 109 no. 2, 1999, pp. 287-337、森悠一郎『関係の対等性と平等』弘文堂、2019 年、阿部崇史・石田柊・宮本雅也「関係論的平等主義の再出発——『分配か社会関係か』を越えて」『法と哲学』8 号、2022 年、213-41 頁。

(5) Iris Marion Young, “Toward a critical theory of justice,” *Social Theory and Practice*, vol. 7 no. 3, 1981, Reprinted in Michael L. Ferguson and Andrew Valls eds., *Iris Marion Young: Gender, Justice, and The Politics of Difference*, Routledge, 2022, p. 84.

(6) Iris Marion Young, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press, 1990, pp.5-7.

(7) ヤングの批判理論に注目した先駆的研究として、大場優志「I・M・ヤングにおける『普遍主義』——『構造』をめぐる議論を『経験』へと開くこと」有賀誠・田上孝一・松元雅和編著『普遍主義の可能性／不可能性——分断の時代をサバイブするために』法政大学出版局、2024 年、304-6 頁。大場は普遍主義と特殊な立場性とを両立させる「経験からの理論化」にヤングの批判理論としての特徴を見出している。本報告はこの指摘に同意しつつ、そこから導出される意図せざる不正義の遡行的な発見という点にヤングの批判理論の特徴を見出す。

(8) Iris Marion Young, *From Anonymity to Speech: A Reading of Wittgenstein's Later Writing*, PhD Dissertation submitted to the Pennsylvania State University, 1974, pp.16-27.

(9) Ibid., p.34. Herbert Marcuse, *One-dimensional man: studies in the ideology of advanced industrial society*, Routledge, 2002, Jürgen Habermas, *Technik und Wissenschaft als »Ideologie«*, Suhrkamp, 1976.

(10) Young, op. cit., pp. 84-5.

(11) ヤングが参照している箇所では、マルクーゼは同時代の分析哲学が普遍概念を個別に確認できる操作へと翻訳することで解消してしまうことを批判している。マルクーゼによれば、普遍概念は、実現された可能性と現実においては阻害されている可能性を同時に捉えるのであり、普遍概念との関係において具体的な質は普遍概念の実現と同時にその否定を表象すると捉えている。Marcuse, op. cit., pp. 214-7.

(12) Young, op. cit., 87.

(13) Young, *Justice and the Politics of Difference*, p. 7.

(14) Ibid., p. 5.

(15) Ibid., pp. 19-20.

(16) Ibid., p. 6.

(17) Ibid., pp. 28-9.

(19) Ibid., p. 29.

(20) Young, “Taking the Basic Structure Seriously,” *Perspectives on politics*, vol. 4 no. 1, 2006, pp. 91-7.

(21) Iris Marion Young, *Responsibility for Justice*, Oxford University Press, 2011.

付記

本報告は、JSPS 科研費 24K05282 の助成を受けた研究の成果である。

10月18日(土) 13:00-13:45【第2会場】

普遍性をいかに問い直すか——フランソワーズ・コランの複数普遍主義〔*pluriversalisme*〕をめぐって

ファヨル入江容子（甲南大学）

概要

ベルギーの哲学者フランソワーズ・コラン〔*Françoise Collin*〕（1928-2012）は、1973年にフランス語圏初のフェミニズム雑誌となる『グリフ手帖〔*Les Cahiers du Grif*〕』を創刊したことで知られ、パリに拠点を移した80年代初頭以降も、40年近くにわたり、独自のフェミニズム思想を追求しつつ、政治的および知的活動を精力的に展開した。彼女は、また、80年代のフランスにおいては、ほとんど無視されていたハンナ・アレントの諸著作を自身のフェミニズム思想に導入することによって、広く知らしめることにも貢献している。

本報告では、まず、フランス共和主義における「普遍主義」を概観したのち、コランの著書『人間は厄介者になったのか——ハンナ・アレント論〔*L'Homme est-il devenu superflu ? : Hannah Arendt*〕』（1999）における議論を中心とした80年代から90年代のコランの論考を読解しながら、とりわけ彼女がアレントを参照しつつ提唱した「複数普遍主義〔*pluriversalisme*〕」概念について検討し、その射程を示すことが目的である。

1980年代末～1990年代半ば、アメリカを発端に「第3波フェミニズム」がグローバルな展開を見せ、個々人のジェンダーやセクシュアリティ、女性間の人種・階級問題、グローバル資本主義がもたらす国際分業による世界的経済不均衡（ドイツの社会学者マリア・ミースによる分析）が可視化されていった。マイノリティの声から始まるこのような「波」は、多文化主義を掲げるアメリカ型共和主義のもとでは受け入れやすいが、「普遍主義」を掲げるフランス型共和主義のもとでは事情が異なる。

フランスにおけるフェミニズムは、一般に普遍主義フェミニズムと差異主義フェミニズムの二大潮流があるとされるが、主流とされるのは前者である。普遍主義フェミニズムは、フランス共和国の理念である「普遍主義〔*universalisme*〕」と結びついたフェミニズムである。

フランスの共和主義は、理念的共和主義とも呼ばれるが、18世紀、特権的中間団体を公的領域から排し（＝集団的帰属の廃止、脱宗教化）、個人が「市民」として直接「国家」と直結する社会としての国家を構想した。そのため、公的領域においては、人種、宗教、性、身分という出生によって規定される集団の権利を承認することは不平等を生じさせるとして、差異のない「（フランス）市民」であることが個人に要請される。これがフランスの平

等理念の特徴ということになる。

フランス革命の最中、「ヒューマニスト」として知られるアベ・グレゴワール [l'abbé Grégoire:1750-1831] は、「人間」の「再生」として、統一された「国民＝市民」の創出を目指した。均質化された「人間」の再生には差異の根絶が必要であると考え、同化を条件とした「ユダヤ人」の解放を訴える一方で、性的差異の解消を企図し、そもそも「人間」に「女性」を含まないものとして「国民＝市民」を構想していたと、歴史家アリサ・ゴールドスタイン・セピンウォール [Alyssa Goldstein Sepinwall :1970-] は指摘している¹。1789 年 8 月の「人間と市民の権利宣言」の主体である「人間＝男 [Homme]」にはオランプ・ド・グージュが「女性と女性市民の権利宣言」で異議申し立てしたように、「女性」は含まれていなかったことは周知の事実である。

歴史家・政治学者のピエール・ローザンヴァロンによると、フランス普遍主義で問題となるのは、議会制民主主義下において「社会の代表 [répresentation]」の特質とは何を意味するのか²という問いである。19 世紀における「代表」をめぐる論争の端緒には、数学者ジョゼフ・ディエズ・ゲルゴンヌ [Joseph Diez Gergonne] による主張「代表の基本は均質性の基準であるべきだ」³が、非常に重要な考えとなったという。社会が複雑で多様性に富んでいる以上、「均質性と異質性の結合を可能にするのは、社会的代表者の複数主義の観念 [l'idée de pluralisme des représentants sociaux]」⁴とされ、差異の捨象された「均質性」の次元において複数の「代表」を選出することが重視されるようになった。

市民権に包摂されることを目指し、参政権の獲得、教育の機会均等を求める女性たちの運動は、19 世紀末、ジャーナリストであるユベルティーン・オークレール [Hubertine Auclert] によって、はじめて「フェミニズム」という名が与えられることになる。「フェミニズムとは男性と平等の権利を獲得することである」と要約できるこの狭義の「フェミニズム」は「リベラル・フェミニズム」としても把握されている。フランスでは戦後、1944 年に男女普通選挙が実現し、1975 年に中絶の権利 (リプロダクティブ・ライツ) が保障されてからは、普遍的な価値に基づくグローバルな視点から、女性の権利が人種・宗教・文化等に関係なく、どの地域においても等しく拡大すべきだという理念のもと、「普遍主義フェミニズム」が登場した。エリザベット・バダンテールを代表格とするこの潮流は、抽象的に定義された限りでの「人間＝男性」の単一性を支持し、諸々の女性たちの「人間＝男性」との均質化ないし同一化を目的とする。

¹ Sepinwall Alusso G., 2008, Grégoire et la Révolution française. Les origines de l'universalisme moderne [2005], Béchere, Les Perséides, p.142.

² Pierre Rosanvallon, Françoise Collin, Alain Lipietz, « Parité et universalisme (1) », Réunion du 2 février 1995, Projets Féministes, n°4-5, 1996, p.94.

³ Ibid., p.95.

⁴ Ibid.

しかし、例えば、共和主義理念であるライシテの徹底をその政治目標に掲げる「普遍主義フェミニズム」にはムスリム女性の着用するヴェールに対して非寛容であるなど、異なる文化への軽視が見られ、また、グローバルサウスへの視点の欠如、人種・階級・ジェンダー/セクシュアリティへの交差的抑圧を十分に考慮しないといった難点がある。ときとしてフランス型共和主義ナショナリズムと結びつき、外国人排斥を助長する「フェモナショナリズム（フェミニズム+ナショナリズム）」⁵に陥る危険をも孕むのである。

このような傾向は、「人種」という語の扱い方にも現れている。2012年の大統領選で社会党候補のフランソワ・オランドは、第五共和国憲法第一条に「人種〔race〕」という語があることに懸念を示し、その削除を示唆した。その後、議会での審議を重ね、2018年7月、憲法第一条から「人種」という語が削除された。もともとフランスはヴィシー政権下の対独協力への反省から「人種」という言葉自体がタブー視されている点があり、社会科学的な研究の場では括弧つきで慣用的に用いられつつも、公的文書で明確に規定されてこなかったという背景がある。いうまでもないが、この削除が2010年代半ばから高揚している反人種主義×性差別主義運動への共和主義的反動であるとの批判がある。このように、旧来の「肌の色」等、諸々の「人種的標徴」とされてきたものを理由とした人種的差別が歴然とあるにもかかわらず、それに由来する差別であることを公言することが難しい状況がフランスには常在している。たとえば、「黒人女性」が人種差別を公に訴えるため、「黒人女性」として「主体化〔subjectivation〕」すれば、まさに平等理念によってその行為が妨げられ、逆に「人種」を引き合いに出したせいで「差別主義者」としてみなされかねない、というジレンマがある。ひいては「白人差別」と糾弾されかねない。概ね、マイノリティの訴えは、中間団体の否定を理由に「共同体主義」とみなされ、共和国理念に反するものとされるのである。

コランは、普遍主義フェミニズムにも、男女両性を本質化する傾向が見られる差異主義フェミニズムにも還元されない、新たなフェミニズムを模索していた。また、彼女は、フランスで活躍したフェミニストには珍しく、冷戦後の経済グローバル化および移民問題等を背景に、階級、植民地帝国主義に由来する「人種」問題から引き起こされる女性間の格差にも注意を払っていた。ユダヤ系ベルギー人であることから、フランスともベルギーとも距離を置ける立場から「国民」としてアイデンティティを形成することから半ば免れており、その意味で、アレントのいうような「自覚的パーリア conscious pariah」の視座（『パーリアとしてのユダヤ人』）をもつことができたといえる。こうして、彼女は、すべての女性たちに共通するジェンダー抑圧を矮小化することなく、それぞれの置かれた社会関係を変革するこ

⁵ サラ・R・ファリス〔Sara R. Farris〕による用語で、著書 *In the Name of Woman's Rights. The Rise of Femonationalism*(2017)において展開されている。

とが可能なのかを問うたのである。

ややもすると、それぞれの「属性」がカテゴリー化され、アイデンティティ化され、ひいてはゲッター化してしまいかねないとして、多文化主義には懐疑的であったコランは、主にアレントの「出生」概念と「複数性」概念を自らのフェミニズム思想に取り入れ、インターセクショナルリティという言葉がフランスに受容⁶される前から、「複数性」概念によって、複合差別について考察しようとしていた。

コランが参照した、アレントの「複数性」概念は、彼女が、アウグスティヌスから着想を得た「新生natality」の概念から誕生する。ところで、「新生」概念は、初期の頃（『アウグスティヌスの愛の概念』から『全体主義の起源』初版）までは、「始まり intim」として登場し、分析されるが、アレントの「始まり」の捉え方は、1953年の論考「イデオロギーとテロル」を境に転回する⁷。アウグスティヌス『神の国』第12巻第21章の「始まりを存在させるために、それ以前には一人も存在していなかった人間が創られたのである」という文言における「始まり」を初期アレントは、『創世記』第2章の記述にならって、ひとりの人間、父祖アダムの「無からの創造」と解釈する。この「始まり」をこの最初の間は、「生殖 generatione」つまり生殖＝再生産〔reproduction〕により、均質的に増殖〔multiplication〕していく。他方、53年以降のアレントの「始まり」の解釈は大きく転回する。『全体主義の起源』では、「始まり」を個々の人間が新たに世界に登場することとして定義し、それが「新生」なのだとする。コランは、初期アレントに見られる差異を前提としない「人類＝種としての人間〔espèce humaine〕」から構成される共同体のありかたを^{マルチチュード}多数性〔multitude〕とし、後期アレントにみられる個々の存在からなる共同体のありかたを複数性〔pluralité〕として区別する。

コランは、この「複数性」概念が、女性も男性も、さまざまな人間たちが、それぞれの差異を肯定し、このように違いに分離されながらも、「真ん中に置かれているテーブルを囲むように」、対話の席に着く、そうした人と人との関係のあり方を開示するものとして待望する。

⁶ 「インターセクショナルリティ」概念が、フランスのフェミニズム・ジェンダー研究の領域へ翻訳を介して導入されたのは、2005年のことである。この年、クレンショアの論考「余白をマッピングする—交差性、アイデンティティ・ポリティクス、有色人種の女性に対する暴力」（『スタンフォード・ローレビュー』、43巻6号、1991年）の翻訳が、『ジェンダー手帖〔Cahiers du genre〕』誌39号・特集「複数のフェミニズム—複数性を考える」に掲載された。なお、クレンショアの論文が掲載された『ジェンダー手帖』の前身は、コランが創刊した『グリフ手帖』である。

⁷ 森川輝一『〈始まり〉のアーレント——「出生」の思想の誕生』岩波書店、2010年参照。

コランは、「複数性、差異、アイデンティティ」（1991）と題する論考で、「ユダヤ人性」あるいは「アラブ人性」、そして、「女性」といったファクターの重なり合いを重視し、発言する側が、自分のアイデンティティを本質化したり、他方で、誰かが何かを語るその言葉を、それぞれのファクターへ本質化させたり、あるいは、所属性をヒエラルキー化してしまったりすることの危険性も指摘している。

所与の差異は、劣等性の原則にも、優等性の原則にも変化され得ない。性別、国籍、文化、歴史、社会、その他の要素がない抽象的な主体はないが、これらのいずれかまたはそれらの合計に還元される主体もない。「普遍的なもの [l'universel]」の領域へのアクセスすなわち互いを理解するための能力は、アイデンティティを構成するすべての不在を意味するわけではなく、それを横断するのである。[.....] 共同世界（ともに生きる世界）の複数性は、諸々の性の差異や他のすべての差異によって横断される。主体の属性が、語り、行動するとしたら、その言葉や行動はたしかにそのアイデンティティによって維持されるであろうが、その表現の単一性には還元しえない。主体であることとは、おのれから出る自己のことである。⁸

コランは、「女性」というアイデンティティ集団を「代表」することの困難を指摘した上で、ジャック・ランシエールを参照しつつ、政治的「主体化 [subjectivation]」のプロセスとは、ある確固とした自己同一性＝アイデンティティの確立なのではなく、またそのアイデンティティの「普遍的な主体」への同質化なのでもなく、「おのれから出る自己」としての異他性 [hétérologie] の産出なのだとした。

1999 年に来日したコランは、日仏共同研究企画「女性研究における日仏比較——新しい比較方法論の必要性をめぐって」の一環で行われたシンポジウムに登壇し、「対話的な普遍に向けて」と題する発表を行なっている。

彼女は、ここで、従来の普遍主義を「単一普遍主義 mono-versalisme」と呼び、これに対し、複数文化間の対話を可能にする「複数普遍主義 pluri-versalisme」を提案し、その重要性を主張した。コランは、対話によって「複数性」の存在を可能にする「普遍的なもの」を構想していたのである。すなわち「女性運動をひとつのイデオロギーに還元してはならない。この運動に必要なのは、男女関係の根本的な問題の情報一つひとつを理解しながら、それぞれの状況に応じて、思考と行動を絶えず問い直していくことである」⁹と。

⁸ « Pluralité, différence, identité, Présence », numéro 38, Alliance Culturelle romande, octobre 1991.

⁹ フランソワーズ・コラン「対話的な普遍に向けて——フランスと日本——近代性との関係のふたつのあり方」伊吹弘子・加藤康子・棚沢直子訳、棚沢直子編・中嶋公子編『フラ

コランの「複数普遍主義」には、女性運動を一つのイデオロギーへ還元することを退け、2000年代の「複数のフェミニズム」の流れを準備したことで意義深い。主体が語り、行動するための「主体化」のプロセスが、己から出て、諸々の差異を横断すること、異他性の産出に基づく点に報告者は同意する。しかし、同時にコランのこの概念は、「対話」を可能とする人数を暗に規定してはいないだろうか。そのテーブルは円卓であり、囲める人数には限りがありはしないだろうか。やはり公的領域における「代表者」選出を前提とし、包摂される者とそうではない者の境界線が前提にされてはいないだろうか。沈黙を余儀なくされた被抑圧者の「主体化」の課題は依然残されているといえないだろうか。ジャック・ランシエールは、アレントが真の人権として提示した「権利を持つ権利〔the right to have rights〕」を同語反復的アポリアとみて批判している。なぜなら、人権における「人間」とは政治を奪われた生ではなく、むしろ、政治参加の資格を持つ者とそうでない者の区別を可視化するための「名乗り」であるからだ。報告者は、こうしたランシエールの主体化の政治に加えて、ジュディス・バトラーが『アセンブリ』（2015）で展開した「複数性」概念、アントニオ・ネグリ＋マイケル・ハートが提唱した「マルチチュード」概念、さらには、アルトゥーロ・エスコバルのブルリバース〔pluriverse〕やユク・ホイの非西洋圏のテクノダイバーシティ〔Technodiversity〕との類似と差異を参照しながら、コラン＝アレントの「複数普遍主義」の射程を見定め、平等と差異を両立しうる21世紀のデモクラシーの可能性の条件を探りたい。

ンスからみる日本ジェンダー史——権力と女性表象の日仏比較』所収、新曜社、2007年、6頁。

自律と他律からみるイヴァン・イリイチ『脱病院化社会』の再検討

安田智博（立命館大学）

一 『脱病院化社会』における自律と他律

本報告の目的は、イヴァン・イリイチ『脱病院化社会』における痛みや苦しみに耐える記述に焦点をあて、自律と他律の観点からイリイチの身体論を解釈することにある。

イリイチは『脱病院化社会』のなかで、自分の身体のこととは自分でなんとかし、苦しみに耐えることも喜ぶことも手ずから任せる自助的なケアが本来の健康であるとしている。他方で、制度化された医療では、医者や医療の専門性や医療システム、医療技術の発展、施設化の影響により、人々は医療サービスへの依存度が高まることで、サービスの内実を理解し、自分の意思で使いこなせなくなるといった変化をもたらすとしている。イリイチは、前者を自律で、後者を他律とよんだ。

イリイチのいう他律は、産業社会以降の学校や教育産業に対する批判から端を発している。学校や教育産業への過剰な資金の投入によって、教育サービスが溢れかえることで一般社会に教育の普及が可能になるかと思いきや、かえって人々に商品やサービスへの欠乏状態を生み出した背景がある。貧富に応じて、商品やサービスへのアクセス可否が生じることを、イリイチは「貧困の近代化」と呼んだ。このことが、貧者のみならず富者もまた商品やサービスへの依存によって、教育サービスに頼らずに独力で学ぶことができない人間になることだけに留まらず、何か問題が生じたときに自力での判断や解決ができず、自身の力でやり抜く能力や意思を失った人間へと陥ってしまう。イリイチは、このような状態に陥ることを他律とよんでいる。

このような状況を助長しているのが、学校以外だと病院や医療にあたると指摘している。医療サービスの消費者となった患者が、医療サービスの利用と希求のサイクルに組み込まれ、医療の依存から抜け出せなくなることを、イリイチは医療による他律化だというのである。

他方で、イリイチは他律の対義語として自律をあげている。自律化の具体例として、学ぶ、癒す、歩く、もしくは教えあう、あえて放っておく、痛み止めを使う、自転車に乗って移動するなどを挙げている。すなわち、自身の身体の状態を把握し、必要に応じた対処の選択ができることを指しており、本報告では自律を再考することが目的の一つである¹。

¹ ただし、松谷による以下の引用は重要である。「ここで銘記すべきは、こうしたイリイチの所論を産業社会の全否定と混同してはならない、という点であろう。イリイチの所論

イリイチの医療批判の先行研究として、山本哲士があげられる。山本は、学校、病院、交通の規範化・制度化されることによる資源の独占が、産業社会の発展に繋がったというイリイチの議論をいち早く紹介し、産業社会批判者としてのイリイチを論じてきた（山本 1979）。これはイリイチの産業社会批判論を日本に紹介するうえで重要であった。同年には、栗原彬が、イリイチが医療制度の限界設定を見いだした点に着目した。医療の限界値を超えてしまうことで医療による管理の範囲が拡大し、医療コストが増大し、富める者は医療に依存し、貧しい者は新たな病に苦しめられることとなる。栗原は、医療が人々の健康ケアを奪い、自律的な生活が困難になることを示唆している（栗原 1979）。また、山本や栗原は、メキシコのモレロス州クエルナバカを拠点とし、イリイチが中心となって 1961 年に設立した CIF [Center of Intercultural Formation 国際文化形成センター]（1967 年には CIDOC [Centro Intercultural de Documentation 国際文化情報センター] へと改組）なる研究所に訪れている。研究所は主に複数の役割を担っており、そのうちの一つがラテンアメリカと産業制度について調査し、産業社会化がラテンアメリカの文化をいかに破壊してきたかを調べるというものであった。のちに山本は、イリイチがメキシコやプエルトリコといったラテンアメリカの文化や生活に触れたことが、「イリイチ思想の産業文明批判の基盤」（山本 2009: 24）を築いたと述べている。山本や栗原が、イリイチを産業社会批判論者と認識していたのは、彼の実践からみても明らかである。

矢守克也は、前近代産業社会の負の側面と近代産業社会の正の側面をバランスシートにして表現し、当初は後者にあたる専門的な医療の優位な状況が、現代では人々の健康に負の側面を与える前者の方が優勢となったのがイリイチの脱病院論だという（矢守 2019）。梶川萌は、健康の義務化により人々は自らの健康ケアに気を配る状況になったが、あくまで専門的な医療を参照して対処しているのであって、イリイチが提示した、自己ケアを前提にしていた自律的な身体の実験とは言い難いとした。梶川は、単一化された健康ケアの下、コロナ禍において、人々の生の経験が分割ならびに縮減されることにより新たな管理化の段階に入ったことをアガンベンとイリイチから明らかにしている（梶川 2022）。宮前良平は、イリイチのいう健康を「痛みや苦しみとともにある状態」とし、自律を取り戻す必要性について述べている。宮前は自律と共同体との関係性を再考しており、災害支援が逆に孤独を生

は、あくまでも産業化の不可逆性の認識の上に立った、社会構造の反転の思想である。すでに明らかなように、それは反制度（反道具）やネオラダイトの思想ではない。その主眼は、産業化の全否定ではなく、現存する産業システムの内側からそれを根源的に再編してゆくことに置かれている。だからこそ、産業社会の批判的分析が行われる一方で、同時に新しい社会の構築の展望が、無からの創造としてではなく、あくまでも「道具の再編」として語られているのである。そこで目標とされているのは、低設備でも過剰産業化でもなく、「脱産業的な効率を備えた世界の場合、すなわち、「産業的生産様式が他の自律的生産様式を補足する」ような社会の成熟にほかならない」（松谷 2003: 53）。

む可能性があり、被災者同士の連帯を損なうことから、自律による痛みや災害を通じた共同体の形成について考察している（宮前 2022）。

制度化や産業社会批判といったマクロ的視点が中心となりがちなイリイチ研究において、イリイチの脱病院論は、知名度に比して研究が充実しているとは言い難い。この点については滝本往人が、1970年代のイリイチは、自律的かつ創造的な個人の観点を模索するが、1980年代になると、当時の社会状況の変化とともに、産業社会化と文化的なものとの関係性、すなわちシャドウ・ワーク論やジェンダー論へと関心が移っていったという指摘と関係している（滝本 1989）。すなわち、イリイチ自身が社会分析や文化論に関心を移してしまったことで、自律や個人といった議論よりも、より射程の広い対象へと問題意識が変わってしまったのである。そこで本報告では、自律に立ち返って『脱病院化社会』を再考する。

二 臨床的医原病、社会的医原病、文化的医原病について

本項では、イリイチの脱病院論を下支えしている臨床的医原病、社会的医原病、文化的医原病から論を進めていく。

まず臨床的医原病について、イリイチは「臨床ケアの大部分は、疾患治療にとって偶然のものにすぎ」ないとしてないとしたうえで、臨床的医原病を医学的ケアが医療の効能において無効というのではなく、治療や薬物による副作用や医療過誤によって、患者を新たな病気や危険な状態へと陥らせると主張した（Illich 1979: 22）。ようするに、臨床的医原病とは、ある種の「閾値」を超えてしまうことで、反動として生ずる非効率的かつ多大な弊害であり、産業社会以降の「治療法、医師、病院が病原、すなわち「病をひきおこす」因子になっている臨床的狀態」のことを指している（Illich 1979: 28）。

次に社会的医原病とは、医者や医療の管理を介して、医療の独占しいては社会そのものが医療化によって管理されていく状況を指している。イリイチは、患者を消費者に置き換えることで、自身の健康を医者や医療によって定義され、健康な人間として決められることとなる。そして、医療化は、「個人の健康に対する医学的損害が社会政治的伝達様式によって産み出されるとき」、社会的医原病として、さらなる病気を生み出し、医療の官僚制が自身の健康ケアを不能にさせるのである（Illich 1979: 38）。すなわち、健康ないしは病気の基準が定義化され、病人にさせる決定権を医師が獲得している。その上で、社会的医原病は、医者や医学的知見の権威化のみならず、人々の思考もまた医療に基づいた道徳的思考へと変容されていく。ようするに、自身で健康の管理を課し、逸脱や怠慢を自己責任として内面化させるようにする。

最後に文化的医原病については、痛み・病気・死の伝統的文化において、医療的文化はこ

れらを鎮痛・治療・延命の欲望へと変容させることで、自律的ケアである「癒しえない痛み、損傷、老衰、死を受け入れる能力」を喪失させ、自身にまつわる痛みや苦しみを手放し、「人間が現実には耐え忍ぶ意志を吸い取るとき」に、医療による植民地化が進んでいくことになる（Illich 1979: 99）。文化的医原病は、臨床的医原病や社会的医原病とは異なり、医者や医学的知見による新たな病因や社会変化の問題ではなく、それ以前の身体に関する議論である。文化的医原病のテーマとして、鎮痛・治療・延命に関わる身体的苦痛の個人体験の変容が、医療の発展によって苦痛に対する感受性の低下し、無感覚となり、自我を弱らせていくことと述べている。とりわけイリイチは、本来、痛みの個人的体験からの鎮痛について、以下の四つによって構成されているという。一つ目が「痛みが体験されるまったくの混乱した孤独の中で分ちあいたいという絶望的試み」としての言葉や叫びであり、二つ目が痛みを御するためのアルコールやマリファナ、コカ等といった薬物の使用、三つ目が宗教や神話的な論理をもって痛みと向き合うこと、四つ目が痛みに対する行動化がつくられるモデル化の四つである（Illich 1979: 112-113）。イリイチは、痛みの苦悩者はこれら四つの鎮痛術を援用して「威厳をもって耐える」ことにあると主張する（Illich 1979: 113）。この痛みに対する感受性が、喜びや楽しみ、苦しみといった感度の下支えになっているのに対し、医療における鎮痛は感度の低下、し、無感覚さが自我を弱らせていくこととなる。さらに、「文化が痛みを、本質的で身近な、伝達しえない「負の価値」と認識するのに対して、医療文明は痛みを、証明でき、測定でき、制御できる体系的な反応」が医療だというのである（Illich 1979: 106）。

医療測定による数値化は、延命ないしは死の判断とも密接に関わっており、死の際に、自分の家や自分の意思をもって死ぬ自由がなく、テクノロジーの判定によって判断が下されるようになる。そのうえで、「社会的に同意が与えられる死は、人々が生産者としてだけでなく消費者としても役立たずになったときにおこる」ことから、死への意思さえも自由な意思によるものではなくなっている（Illich 1979: 162）。そして、医療の権威と治療費という観点でいえば、死を前にした患者こそが重要な消費者にあたるのである。このように自律を再考するうえで、身体と文化的医原病との関係は注視すべき論点であり、次節ではこの点を中心に議論を進めていく。

三 文化的医原病によってはく奪される自律

議論を進める前に、あらためてイリイチの脱病院論の射程が単なる医療制度批判や産業社会批判を超え、身体経験の変容というテーマにまで及んでいる点を確認したい。

イリイチは「価値の制度化（institutionalization of values）」という概念を用いて、学校や病

院、交通までもが制度として再編されることにより、人々の多様な経験が均質化され、単一の指標に基づいた価値体系に従属していくことを批判的に分析した。制度の成立当初は技術や生産品による恩恵を多くの人にもたらすが、規模の拡大とともに制度それ自体が目的化し、人々のそれまでの生活が維持できなくなる。

この観点から医療を捉えると、医学的知見や医者の特権的な助言は、本来個人の健康を守る手立ての一つにすぎないはずである。ところが、専門性の権威化が進むにつれ、個人の身体感覚や地域に根ざした癒しの文化が後景に退き、むしろ「医療に準拠すること」が健康の条件となってしまう。

イリイチが指摘する文化的医原病の問題は、現代においてますます先鋭化している。特に先進諸国における健康の義務化は、国民に「健康であれ」と呼びかける一方、同時に健康であることが道徳的責任をもつという考えを広めてきた。梶川が論じるように、この健康の単一化は、他者や社会との共生に不可欠な痛みや苦しみの経験を分断し、商品化された医療ケアや医療サービスに置き換えてしまうことで、人々の自由が損なわれ、医療による管理体制におかれることを意味している（梶川 2022）。したがって、人々が率先して健康を求める様子は、医療制度や医者が定める基準に従った自己管理そのものであり、イリイチが主張する「自律」とは異なるのである。

文化的医原病について、イリイチが繰り返し強調したのは「痛みと死に向き合う力の喪失」であった。現代医療は、延命技術の発展によって生存期間を延長することに重きを置き、しばしば患者自身の苦痛の言葉や死の意味づけを周縁化してしまう。治療の選択肢を提示する際に「生存率」「有害事象の発生率」などの統計的数字は提示されるが、これも前述した医療による健康の数値化の一種に他ならず、患者の痛みや恐怖といった個人的体験は、「ノイズ」として扱われがちである。

イリイチはこうした傾向を「植民地化」と呼び、身体の苦痛を「可視化・測定・制御」する技術が、感受性と耐える力を喪失すると主張した。ここでの「自律」とは、単に治療の自己決定ではなく、苦痛や死を自らの経験として引き受け、意味を問うことを指している。さらにイリイチは、共同体の中で共有する行為によって、個人が全てを引き受ける自己責任論ではなく、むしろ共同体における助け合いや協力といった様々な営みが、自律の条件になるとした。宮前が、災害支援における孤立の問題を論じたように、制度化された支援が過度になると、かえって当事者同士の支え合いを分断してしまうことがある（宮前 2022）。医療においても同様で、医療サービスの提供が一元化されることで、患者間や患者の家族らとの関係性が後退する。イリイチは、そのような状況によって自律的な身体を損なうのだと批判した。

四 自律的な身体のための条件

イリイチは、痛み、病気、死の経験を自ら向き合うことで、自律的な身体を回復し、それが健康とよばれるものであると主張する。したがって、自律的に生きるには、痛み、病気、死の経験を自らの人生に不可分なものにしなくてはならない。イリイチは、自律的な身体について、「「わたし」とは身体的存在であり——私の全身体が「わたし」なのです——自由で独立している」という感覚にあるという（Illich 2005: 379）。そして、痛み、病気、死の経験を自らと不可分なものにし、自律的な身体を回復するのは、様々な人との出会いと修練を積むこと以外にないと考えている。

『脱学校の社会』でイリイチは、前述した修練を「技術の反復（skill drill）」とよび、基礎的な訓練を繰り返し行うことで、自律的な学習の一助になるとした（Illich 1971）。この指摘は重要である。さらに、基礎的な訓練と併行して、同じ興味関心をもつ仲間や師との出会いが共同体となりうる点についても言及している。このことを『脱病院化社会』で読みかえると次のことがいえる。自分自身ないしは共同体内で出会った人を介して、痛み、病気、死の経験を繰り返し得ることで、痛み、病気、死と身体とが不可分な状態になり、自由で独立した自律的な身体を得ることとなる。すなわち、自律とは能動的や主体的といった意味だけのことではない。自律と他律を単純な二項対立とみなして、他律が受動的な態度とみられることから、自律を能動的もしくは主体的な態度と捉えられがちだが、自律を考えるうえでそのように言い換えるだけでは不十分なのだ。

このような背景のもと、自律と他律の概念枠組みから、自身の身体の声に耳を傾け、痛みに耐える自律的な身体と、医者や医療制度に依存する他律的な身体との対立を明確にしたうえで、自律と他律とのあいだの分水嶺を問い直す。自律と他律の二項対立を単純に描くのではなく、両者の適切な緊張関係をいかに構築するかが課題となる。医療の専門性や医学的知見は、身体の回復や不安を和らげる重要な知識や技術となる。しかし、その知識や技術は、あくまで自身の判断と経験の補助線として機能すべきものであって、それ自体が苦痛の意味を一元化すべきではない²。

そして、ここでようやく、人々が医薬品を安価に買うことができ、自由に医療の知識を学べる状況を評価したイリイチの意図がわかる。医者や病院による医療や医学的知見の独占を越えた先にある、人々自らが苦痛と自己ケアの経験ならびに医療の学習を行うことによって自律となるのである。イリイチの脱病院論は、従来の医療批判の枠組みを超えて、自律

² 現代においては、オンライン診療やデータ型の健康管理によって、医療の効率化・均質化をさらに進めている。一方で、アクセスの平等性は高まるが、他方では身体の語りを縮減するリスクもある。イリイチの脱病院論は、こうした技術の進展を無条件に受容することへの警鐘としても読みうる。

を再考することで、医療と人間とのあいだに新たな緊張を与えることになる。

本報告では、イリイチの『脱病院化社会』を自律と他律の視点から再検討してきた。近代の医療は、確かに多くの人々に恩恵をもたらし、痛みや苦しみを軽減してきた。一方で、その制度が拡大し、専門家や技術への依存が強まることで、人間が本来持つ痛みや死を引き受ける力や、自分自身でケアを選び取る力が徐々に弱まっていくことになる。

そこでイリイチは、痛みや病気を自分の経験として受け止め、意味づけることを重視した。こうした態度が失われると、医療の範囲が拡大する一方で、人は苦痛や死の体験を医者や病院に預けざるをえなくなる。

つまり、自律的に生きるために必要な感覚や判断力が奪われてしまうのである。だからといってイリイチは、医者や医療を全面的に否定してはいない。重要なのは、医療の知識や技術を使いこなし、身体と不可分となるまで修練することである。そのためには、制度が定める価値に無批判に従うのではなく、苦痛や死の経験と一人ひとりが向き合う態度を取り戻すことが重要である。そして、その過程にあたる基礎的な訓練の繰り返しと、支え合う共同体が必要となる。イリイチの問題提起は、今なお生の倫理を問い直す端緒となる。

【参考文献】

Illich, Ivan, [1970] 1971, *Deschooling Society*, Haper & Row. (東洋・小澤周三訳, 1977, 『脱学校の社会』, 東京創元社.)

———, 1976, *Limits to Medicine : Medical Nemesis: The Expropriation Of Health*, with Calder & Boyars Ltd. London. (=1979, 金子嗣郎訳『脱病院化社会——医療の限界』, 晶文社.)

———: Cayley, David ed., 2005, *The Rivers North of the Future. The Testament of Ivan Illich*, House of Anansi Press. (臼井隆一郎訳, 2006, 『生きる希望——イバン・イリイチの遺言』藤原書店.)

梶川萌, 2022, 「人々の生の縮減に抗する問い——G.アガンベンから I.イリイチへ」『東京大学大学院教育学研究科紀要』, 61: 675-685.

栗原彬, 1979, 「制度の限界設定と非管理化の政治学——イヴァン・イリイチ著金子嗣郎訳「脱病院化社会——医療の限界」」『朝日ジャーナル』, 21(18): 61-63.

滝本往人, 1989, 「訳者ノート——イリイチ思想の開示へ向けて」Illich, Ivan『政治的転換』日本エディタースクール出版部.

松谷邦英, 2003, 「イリイチ再考——コンヴィヴィアルな社会の展望」『社会科学ジャーナル』, 30: 47-70.

宮前良平, 2022, 「(書評) イヴァン・イリイチ (著) 『脱病院化社会』」『災害と共生』, 6(1): 39-44.

- 山本哲士, 1979, 『学校・医療・交通の神話——イバン・イリイチの現代産業社会批判』, 新評論.
- , 2009, 『イバン・イリイチ——文明を超える「希望」の思想』文化科学高等研究院出版局.
- 矢守克也, 2019, 「＜書評＞イヴァン・イリイチ『コンヴィヴィアリティのための道具』」『災害と共生』, 3(1): 79-84.

10月18日(土) 13:00-13:45【第4会場】

主体化と問題構成の相互関連—フーコー『性の歴史』第二巻・第三巻における倫理の変遷

谷野吉隆 (早稲田大学政治学研究科 博士後期課程一年)

序論

ミシェル・フーコーは、八〇年代に「倫理 *éthique*」を研究の対象に据え、その多様な歴史的形態を分析したことで知られる。彼によれば、倫理とは、人々が自らの性交渉や節制に規則を与えようとする営みのことであり、これは歴史・地域ごとに大きく異なる。そして彼は、この倫理がいかんして変容してきたのかを、晩年の著作『性の歴史』第二巻から第四巻において丹念に辿っている。このように、倫理の変容するプロセスの分析は、『性の歴史』第二巻以降の中心的主題をなすものであるといえる。このことは、彼自身が第二巻の序文や第三巻の結論でも強調しているとおりである。

にもかかわらず、このプロセスに着目した研究は決して多くない。というのも既存の研究の多くは、『性の歴史』第二巻以降の議論を、権力への抵抗という第一巻(『知への意志』)第四章などで言及された主題に依拠して分析しているからだ(e.g. Revel 2010 ; Lorenzini 2015 ; Sabot 2020 ; Lorenzini 2023)。たとえばルヴェルによれば、フーコーのいう抵抗とは、既成の権力関係の構造を再編成させる創造的な力のことを意味する。そしてその抵抗の担い手が最終的に、第二巻(『快楽の活用』)と第三巻(『自己への配慮』)の主題である倫理に見出されたのだとされる(Revel 2010 : 275-80, 282-3)。

しかし実際には、この解釈では第二巻以降の議論の多くを説明することができない。というのも、抵抗も権力も、第二巻以降では傍論的に言及されているのみだからだ。むしろ第二巻以降の主題をなすのは、慎改が指摘したように、あくまでも倫理の内実の変遷を解明することである(慎改 2020 : 543-6)。そこでは後述するように、第一巻とは異質な道具立てが必要とされてもいた。それゆえ本報告は、第一巻との非連続性を強調する立場から、この倫理の変遷を分析していく。なお報告時間の制約から、主に第二巻(『快楽の活用』)と第三巻(『自己への配慮』)を検討の対象とする。本報告は二節構成となる。第一節では、倫理が時代の推移に伴って変容していくプロセスを、「問題構成」と「主体化の形式」という二つの概念に着目して解明する。第二節では、この倫理の変容をもたらす要因を、古代ローマを題材に、「実践」という概念にもとづいて検討する。

一 問題構成と主体化の形式

1. 問題構成

まず一節では、フーコーが倫理の変容プロセスを分析する際に鍵概念としている「問題構成 *problématisation*」と「主体化の形式 *formes de subjectivation*」をそれぞれ分析していく。

「問題構成」とは、人々が自らの性的な行動や快楽を考察する際に焦点化される主題、原則、概念などを一括りにしたものである(UP: 27-8=29-31)。この問題構成は、各時代でまったく異なる認識の枠組みを構成している。この問題構成の差異に着目しない場合、古代ギリシアから近代に至るまで、性的行動を取り締まる同じような禁止事項が繰り返されているように見えてしまう。たしかに、婚姻外性交の禁止のように、古典古代より性倫理の主要な禁忌の一つであり続けている主題も存在する。しかしフーコーは、この同一の主題が、時代ごとに全く異なる枠組み(問題構成)の内部に位置付けられ、異なった意味合いを与えられていることを強調する。

たとえば古代ギリシア人にとって、夫の節制は、徳を備えた家庭管理者としてあるべき振る舞いであるとの理由から評価されていた。つまり婚姻外性交の禁止は、夫婦間の親密な関係という主題とはさほど結びついておらず、むしろよき支配者であるための術の一つとして位置づけられていたのである(UP: 167-8, 200-2=191-2, 226-8)。これに対して、古代ローマではこの同じ主題が、夫婦間の親密で相互的な関係の一要素をなすとされている。つまり、古代ギリシアでは夫のよき家庭管理、古代ローマでは夫婦の親密さとして、婚姻外性交の禁止は、全く異なる問題系の内部に位置付けられている。このように性倫理は一見同じような原則を引き継ぎながらも、それが位置付いている同時代の主題系を大きく異にするのである。こうした位置付けの相違を、フーコーは各時代の問題構成の違いによって説明している。

2. 主体化の形式

上述した問題構成の再編は、これと連動して変容する「主体化の形式」と照らし合わせることで、より明確に理解できる。主体化とは、人々がある種の道徳的価値を体現する存在となるために、自らの行動を様式化していく過程を指す(UP: 33-6=35-8)。この主体化には時代ごとに一定の形式があり、それは人々の認識と行動という二つの側面から捉えることができる。すなわち、その形式は、第一に、道徳上の理想となる人間像の規定であり(UP: 34-5=37)、第二に、その理想に近づくために自らに課される訓練や規則の体系のこともある(UP: 34=36-7)。フーコーはこの認識と行動の両面から、各時代において人々を特徴づける振る舞い方の様式を分析しようとしているのである。

フーコーによれば、この主体化の形式は、古代ギリシアと古代ローマで顕著に異なっている。たとえば、古代ギリシア人は、よき市民として自らを立派に統御することにこそ道徳的

理想を見出していた。とりわけ性倫理にかんしていえば、彼らは性的快楽を自らが戦いを挑むべきエネルギーとして捉えていたので、このエネルギーを自らの意志によって制御することが目指されていた。いわば「自己統御 *maîtrise de soi*」こそが、当時の主体化の形式の特徴である(UP : 74-6 = 78-81)。これとは反対に、古代ローマ人の道徳的理想は、究極的にはありとあらゆる外界の干渉から逃避することである(SS : 90-1 = 87)。たとえば当時の人々は、政治的地位のように他者との激しい競争に依存する偶発ごとによって、自らの生き方が左右されてはならないと考えていた。それゆえ彼らは、理性が規定する不変の法に従うことにこそ道徳的理想を見出した(SS : 56-8, 128-9 = 56-7, 126)。同じ理由から、彼らは性的快楽についても、自然が命ずるままに従わせるべきと考えたのである(SS : 191-2 = 184)。換言すれば、自然理性によって自らを陶冶することが、帝政ローマにおける主体化の形式を特徴づけている。この特徴をフーコーは、「自己への配慮 *souci de soi*」と名付けている(SS : 60-2 = 60-1)。このように古代ギリシアとローマの主体化の形式は、人々が道徳的に振る舞おうと欲するときには当然踏まえられていたありかた、ならびに身の施しかたを意味している。

3. 問題構成と主体化の形式の対応関係

主体化の形式は、同時代の問題構成と厳密に対応している。たとえば、先ほど問題構成の例に挙げた婚姻外性交の禁止は、この主体化の形式を反映したものである。古代ギリシアの問題構成では、婚姻外性交の禁止は、夫がよき支配者として家庭を管理するためのやり方の一つと位置付けられていた。こうした考え方は、男性の立派な自己統御を理想とするという当時の主体化の形式を基礎にもっている(UP : 167-8 = 191-2)。これに対して、古代ローマの問題構成においては、婚姻外性交の禁止が夫のよき家庭管理とそれほど結び付いていない。むしろこの禁止は、夫婦相互の尊重というテーマの枠内に位置付けなおされている(SS : 221 = 216-17)。こうした位置付けの相違についても、主体化の形式という基礎の相違から説明を与えることができる。というのも、古代ローマ人はさほど自己統御という形式によって自らを特徴づけていなかったために、夫婦関係を夫の家庭管理という観点から考える問題構成自体が、すでに時代遅れのものとなりつつあったからである。むしろ当時の主体化の形式に従えば、自然理性の命令に依拠して夫婦関係を思考することが適切であった。すなわち、夫婦はよき共同体としてお互いを相互に尊重せよ、という命令である。それゆえ帝政ローマでは、婚姻外性交の禁止は夫婦相互の絆という観点から新たに正当化されることになった(SS : 221 = 216-17)。このように、問題構成は同時代の主体化の形式を反映したものとなっており、逆もまた然りで主体化の形式も同時代の問題構成を反映したものになっている。

フーコーは、『性の歴史』序文の草稿で、こうした問題構成と主体化の形式の結びつきについて理論的な説明を与えようと試みている。それによれば、問題構成は人間が自らを思考

の対象として定立するという「対象化 objectivation の様態」として理解することができる (DEIV*no.345 : 632 = X : 103)。問題構成にもとづいて人間が対象化されることで、人間は自らの性的な振る舞いを道徳的な考慮の必要なものごととして危険視したり、それについてさまざまに論じたりすることができるようになるのである。このことをフーコーは、人間が「認識 = 知識 *connaissance*」の領域の内部に取り入れられることとして説明している (DEIV*no.345 : 634 = X : 106)。この草稿での議論を踏まえると、『性の歴史』では、この問題構成によって対象として立てられた「人間」について、医学や哲学がいかなる考察を加えたのかが検討されていたことになる (UP : 18-9 = 20-21)。また『快楽の活用』序文によれば、このような医学的・哲学的な知識に依拠して、人々は、現実には自らの振る舞いを様式化するよう努める (自らを「主体化」する) とされる (UP : 18-9 = 20)。つまり人々は、基本的には同時代の問題構成を介して自らの振る舞いを理解したうえで、その振る舞いに洗練されたかたちを与えようと努めていたのである。問題構成は、主体化を可能にする前提をなしているといえるだろう。このように、問題構成と主体化は密接に結びついており、両者のあいだには論理的な整合性があるといえる。

二 実践がもたらす変容

前節では、問題構成と主体化の形式が密接に結びついていることを明らかにした。具体的には、人間が自らの振る舞いを様式化する際には、同時代の問題構成が前提として踏まえられているのであった。しかしそうだとすれば、古代ギリシアで成立した問題構成が、時空を超えてある程度安定的であり続けることもありえたのではないか。というのも、人々が主体化する際に同時代の問題構成が踏まえらるるなら、同一の問題構成が人々のあいだで再認識され続けるはずだからである。にもかかわらず、なぜ古代ギリシアにおける問題構成は、古代ローマ期に入ると維持できなくなったのだろうか。何がきっかけとなって、自己統御が自己への配慮へと置き換わり、婚姻外性交が異なる仕方でも問題化されるようになったのか。

フーコーは『自己への配慮』第二章と第三章でこの論点を考察している。それによれば、古代ギリシアからローマへの倫理の推移には、社会的・経済的な背景の相違が深くかかわっている。ローマ帝政では人口が増加し、政争が激化したことで、人々は自らの社会的地位の安定性を前提とすることができなくなった (SS : 116-17, 126-9 = 115, 124-6)。しかるに、古代ギリシア由来の伝統的な問題構成は、自己に対しては性的快楽を統御し、家庭においては妻をよく統治するというように、常に統御する側であることを前提として成り立っていた。当時の道徳が男性の市民を前提としていたために、古代ギリシア人は、支配者としての地位にふさわしい自己統御や家庭管理を問題としたのであった (SS : 131 = 128)。しかしローマ帝政において、自らの優越的な地位を自明の前提とすることは、もはや現実的ではない。か

くして古代ローマ人は、自己統御とは異なる問題構成-主体化の形式を練り上げねばならぬという「主体化の危機」に直面した(SS: 131=128)。このように古代ローマでは、人口増加や政争といった社会的な要因によって、自己統御という形式がアクチュアリティを保つために必要な背景条件が消え去ってしまったのである。

しかしフーコーが強調するのは、ローマ帝政期に自己への配慮が主体化の形式となったことは、上述の社会的要因の「必然的帰結」ではありえないし、「イデオロギーの次元」に社会的背景が反映された結果でもないということである(SS: 97=99)。このように述べることで彼は、人々の考え方や振る舞い方が、社会経済的状况によってもっぱら規定されるという立場をしりぞけている。それでは彼は、問題構成の変容を何によって説明しようとしているのだろうか。これを理解するうえでは、「実践 *pratique*」という彼の概念に着目することが有益である。というのも彼は、この実践を問題構成が形成される出発点として位置付けているからだ。実際『快樂の活用』序文では、彼の歴史的調査の企図が次のように示されている。

分析するのは、行動でも観念でもなく、社会でもその「イデオロギー」でもない。
分析するのは、存在がそれを介して思考されうるもの、思考されねばならないもの
として与えられる問題構成であり、そしてこの問題構成が形成される出発点にある
実践なのだ(UP: 17=19)。

このようにフーコーは問題構成の変容を説明するにあたり、「実践」の展開を社会的背景よりもいっそう直接的な要因としてみなしていたようである。

では、ここで「実践」とはいったい何を意味するのか。端的に言えばそれは、人間が自分の生き方になんらかのスタイルをあてがおうとする鍛錬のことを意味している(UP: 18, 35-6=19, 37-9)。いわば実践とは、主体化の形式を実際に体現するための具体的な作業のことである。フーコーはこの例として、一節の2.でも見た「自己への配慮」の展開を挙げている。ローマ帝政期には、自然理性に従って自らの行動を規則づけよという命令が、性的活動の節制や夫婦愛など、日常生活のあらゆる領域にまで及んでいた(SS: 61=60)。彼によれば、こうした実践は、自己統御というモデルが現実性を失いつつあったというローマ帝政期の「主体化の危機」への応答として生じていった(SS: 130-1=128-9)。

この実践という概念に着目することで、古代ギリシアからローマへとどのように問題構成-主体化の形式が相伴って変化していったのかを理解することができる。まず主体化の形式についていえば、自己への配慮にもとづいた実践が広くローマ社会に浸透していく過程で、結果的に主体化の形式は、自然理性を中心に構造化されていった。そしてこの主体化の

形式の変容に伴って、自己陶冶の実践が根本において共有する足場として、ローマ帝政期を特徴付けることになる問題構成が次第にはっきりと現れてくる(SS : 92-4 = 89-91)。この結果として、たとえば婚姻外性交の禁止という伝統的な原則は、家庭管理者たる夫のよき支配という問題構成から切り離され、夫婦の互惠的な法的関係という新たな問題構成へと埋め込まれたのである。このように、問題構成-主体化の形式は、自己の陶冶という実践の進展によって、相伴って変容することとなったといえる。

以上の議論から示唆されるように、『性の歴史』第二巻以降では、実践に重要な位置付けが与えられている。実践は第一義的には各人が自らの生き方がある形式(主体化の形式)に沿って整えるための鍛錬を意味しているが、この鍛錬は同時に、同時代の社会全体を特徴付けることになる問題構成を組み上げることにも寄与している。そしてこの限りで、実践は問題構成が古代ギリシアからローマへと変化していった理由を説明する鍵となっているのである。

結論

これまで論じてきたように、『性の歴史』第二巻以降の分析を特徴づけているのは、ルヴェルらによる既存の解釈が指摘するような「抵抗」では必ずしもない。『快樂の活用』序文を読解する限り、より重要であると考えられるのは、「問題構成」と「主体化の形式」という二つの概念の変遷である。本報告は一節で、この両概念が密接に結びついていることを明らかにした。人間が自らの振る舞いを組織化する(フーコーの言葉を用いれば「主体化」する)際には、基本的には同時代の問題構成が参照されているからである。しかしながら二節では、ローマ帝政期において、主体化の実践が「主体化の危機」への応答として展開したことを指摘した。各人が自己統御によらない主体化の形式を模索する実践のなかから、ひるがえって、その実践が前提とする問題構成が新たに浮かび上がってきたということだ。このようにフーコーは、古代ローマ期における自己陶冶という「実践」の進展によって、問題構成と主体化の形式が相互に関連しあって変容していくプロセスを説明している。

それゆえ『性の歴史』第二巻以降におけるフーコーの企図は、人々が性倫理を考察・実践する基礎となる枠組みが、彼らの実際の行動のなかからどのように構成されてきたのかを分析することにあるだろう。フーコーは一方では、自己統御や自然理性といった、各時代の性倫理を特徴づける枠組みを取りだすことに注力している。しかし他方では、彼はそうした枠組みが自己陶冶の実践によってまさに組み上げられていく経緯に焦点を当てている。かかる二つの側面から推察するに、彼の研究の関心は、人々の実践のうちから社会的な枠組みが次第にはっきりと表れていく過程をあぶりだすことに向けられている。なおフーコー自身はこうした分析の手法を、「問題構成の考古学と自己実践の系譜学との交差点」にある「欲

望本位の人間の分析」であると定式化している(UP: 19=20-1)。本報告の議論をもとに、晩年の彼の歴史的調査における考古学・系譜学という方法論の位置づけを探ることも可能であろうが、この点は今後の課題としたい。

文献一覧

フーコーの以下の著作を引用するにあたっては、本文中に括弧()で著作略号と原著頁数=邦訳頁数を付す。訳語や文体の統一のために、訳を一部改めさせていただいた。なお、Dits et écrits からの引用にかんしては、DEIV*no.345: 661=X: 20のように、原著について*を付して収録番号を記し、邦訳についても巻数と頁数を記した。

[UP] _____. (1984a) *Histoire de la sexualité 2: L'usage des plaisirs*, Paris: Gallimard (=田村 俣訳『性の歴史Ⅱ 快楽の活用』、新潮社、1986).

[SS] _____. (1984b/1997) *Histoire de la sexualité 3: Le souci de soi*, Paris: Gallimard, coll. « Tel » (田村俣訳『性の歴史Ⅲ 自己への配慮』、新潮社、1987).

[DEIV] _____. (1994) *Dits et écrits*, tome 4: 1980-1984, Paris: Éditions Gallimard (=小林 康夫〔ほか〕編『ミシェル・フーコー思考集成』八-一〇巻、筑摩書房、1998-2002).

Lorenzini, D. (2015) *Éthique et politique de soi: Foucault, Hadot, Cavell et les techniques de l'ordinaire*, Paris: Librairie philosophique J. Vrin.

———. (2023) “Foucault, Governmentality, and the Techniques of the Self,” In *Handbook of Governmentality*, edited by M. Tazzioli and W. Walters, Cheltenham: Edward Elgar, pp. 22-37.

Revel, J. (2010) *Foucault, une pensée du discontinu*, Paris: Mille et une nuits.

Sabot, P. (2020) « Subjectivité, critique, vérité », *ZINBUN*, 51, pp. 2-14 (清水雄大訳「主体性、批判、真理」佐藤嘉幸〔ほか〕編『ミシェル・フーコー『コレージュ・ド・フランス講義』を読む』、水声社、2021).

慎改康之 (2020) 「訳者解説」、ミシェル・フーコー『性の歴史Ⅳ 肉の告白』(慎改康之訳)、新潮社、pp.538-54.

ウィリアム・トンプソンの均分相続論

藤本直樹¹（慶應義塾大学経済学研究科・修士課程）

1. はじめに

本報告の目的は、ウィリアム・トンプソン（1775–1833）における均分相続の問題を検討することである。トンプソンは、ロバート・オウエンの影響を受け、「個人的所有の廃棄」を特徴とする、共同所有に基づいた共同社会（community）の設立の必要性を訴えた思想家であった。本稿で検討する相続の問題は、私的所有を前提とするものであり、その廃棄を主張するトンプソンの思想を検討する際には主要な問題とされてこなかった。本報告では、トンプソンの均分相続論が当時の人口問題に応答するものであったことを指摘し、その思想史上の意義について検討したい。

トンプソンの主著『富の分配の諸原理』（以下『諸原理』）は、私的所有を前提とした自由な個人的競争の社会と私的所有を前提としない共同社会の2つの社会が分析の俎上にのせられていた。のちに「社会全体に適用される体系には目を背けた」（Thompson 1827, 98）と述べるように、トンプソンの社会改革論は、私的所有を前提とする社会全体を共同社会で代替しようとするものではもとよりなく、競争社会それ自体の改革も必要であった。トンプソンにとって共同社会の設立は「社会全体の改変を意味せず、それを必要ともしない」（後藤 2021, 47）ものであった。トンプソンは私的所有を前提とする競争社会における平等の達成のために必要なものの一つに均分相続があると考えていた。

2. 平等と安全の調停—均分相続

トンプソンは、競争社会は「富を平等にする、漸次的傾向がある」（Thompson 1824, 403/訳②196）というが、それを導くものの一つが均分相続であったと考えることができる。「平等と安全とをどうやって両立させるか、つまり公平な分配を、生産の継続とどうやって両立させるか」という問題が存在し、「この問題を展開していくことが本書の目的」（Thompson 1824, xiv/訳①xv）であるという。トンプソンが安全というときには所有権、とりわけ労働の成果を全て労働者自身に保障するべきであるという労働全収権²を意味していた。トンプ

¹ n_fujimoto0308[at]keio.jp

² この安全と平等の対立という問題は、トンプソンを高く評価した法哲学者のアントン・メンガーによって以下のように表現されている。「すべての社会主義的財産法は...しかも勤労諸階級にその労働の全収益を保証するか、それとも、個々人の欲望を現存の充足資料と正しい関係にもたらし、という目的をつねに追求している。...いかなる社会主義的財産法も、その講前提がいかに空想的なものであろうと、この二つの根本目的を同時に完全に達成でき

ソンは富の平等な分配を主張していたが、同時に「平等は安全によって制限されなければならない」（Thompson 1824, /訳①218）ことも認識していた。

この平等と安全の矛盾という問題は、トンプソンが薫陶を受けたジェレミー・ベンサムにおいても重要な問題であった³。ベンサムは、『民事および刑事立法論』において、「平等（égalité）は、安全（Sûreté）と両立しない財産の一定の分配を要求するであろう」（Bentham 1802, 2: 9/訳 295）といい、「平等と安全が衝突する時...譲らなければならないのは平等である」（Bentham 1802, 2: 48/訳 320）として安全の重要性を主張していた。ただしベンサムは平等それ自体をなおざりにしたのではなく、この対立を調停するのは「時間」であるという。「安全の勧告に違反することなく、平等の勧告に従いたい」のであれば、「死の時期を待て」という。ベンサムは、いわゆる「均分相続⁴」が平等な分配に資すると考えていた。ベンサムは以下のようにいう。

所有者の死亡によって財産の所有者がいなくなった時、法律は、たった一人の手にあまりに大きな財産の蓄積がわたらないよう、ある程度、遺言の能力を制限することにより、あるいはまた、故人が配偶者も正統の血族も残さず、遺言の権利も行使しなかった場合には、相続を平等の目標に役立たせることにより、正に行なわれようとする分配に干渉することができる。その時問題なのは、期待されていない、新しい取得者であり、平等は、誰の希望も裏切ることなく、万人の善を作ることができる。（Bentham 1802, 2: 52/訳 323）

ベンサムは、「もし法律が平等と戦うため何もせず、一定の独占を維持せず、生産と流通を妨げず、限嗣不動産相続（substitutions）を許さないとすれば、努力も、革命も、動揺もなしに、大所有が少しずつ細分化し、大多数の人間が財産の相当な恩恵にあずかるのが見られるであろう」（Bentham 1802, 2: 53/訳 323-324）と述べ、限嗣相続や独占に対して対抗する法律の必要性を主張している⁵。トンプソンはベンサムのこの議論にしたがって、均分相続の

ないことは、あきらかである。...したがって大多数の社会主義体系は、徹底させれば非常に相違した結果にみちびくところの、この二つの根本思想を、できるだけ矛盾しないしかたで、結合しようと努力しているのである」（メンガー 1971, 20-21）

³ トンプソンはベンサムの邸宅に 1822 年の 10 月から翌年 2 月までの約 4 ヶ月間滞在していた。

⁴ ベンサム主義者にとって、均分相続は重要な問題であり、ジョン・オースティンとマカロックがこの点を巡って論争している。服部（1991, 253）を参照。

⁵ トンプソンもこの点を継承し、立法の役割は均分相続と独占ならびに重商主義的政策への批判であることを認識し、それが漸次的な平等につながると考えていたように思われるが、この点は別稿を期したい。

主張を行うが、トンプソンは当時のアイルランドに関する問題についても考慮する必要があった。次節では、アイルランドにおける均分相続がその惨状の原因であるとする言説について見ておきたい。

3. アイルランドにおける均分相続と人口増加

トンプソンの生きた 18 世紀末から 19 世紀最初の四半世紀のアイルランドは比類のない人口増加を経験しており、主に土地の均分相続が人口増加の原因であると考えられていた。たとえば、リチャード・プライス (Richard Price, 1723–1791) は「『財産の分割 (division of property) が人口を促進する』という命題ほど明白な原則は、私にはほとんど思い当たらない」(Price 1783, 2: 260–261) という。プライスは、小作人や自作農 (little proprietors and tenants) は食料に困らないが、農場が大規模になると小作人が労働者になり、生活の困難から結婚を控えるようになり人口が減少すると考え、農地の独占を人口減少の原因であると批判していたのである。人口に関する論争の主題は、18 世紀においては人口の増大の方法であったが、19 世紀に入ると人口の制限 (check) へと移り変わっていった⁶。特にアイルランドにおける農夫の惨状は、(土地の) 均分相続が原因であると語られるようになっていった。トンプソンと同郷の経済学者であるトマス・ニューアナム (Thomas Newenham, 1762–1831) は、プライスの見解について「もしも農場の統合が人口減少 (depopulation) の原因であるならば、農場の分割は当然ながら人口増加 (increase of people) の効果をもたらすはずである」と肯定しつつ、アイルランドの人口増加の一因として「貧困層が日常的に口にしている食料の供給が様に豊富」(Newenham 1805, 270–271) であったことを挙げている。ニューアナムは、アイルランドにおける食糧の豊富な供給は、「その土地の面積に対して、ヨーロッパで一般的に栽培されている他のどの食糧よりも、彼らの独特な食糧 (じゃがいも) が量において過剰である」(Newenham 1805, 13) ことに起因すると指摘している。じゃがいもは少ない土地でも多くを収穫することができるため、分割された小さい土地でも問題なく収穫することができたのである。アイルランドにおいては、小さな土地を持つ自作農や小作人が多かったため、食糧に困ることは少なかったが、それが必ずしも豊かな生活にはつながっていなかった。『アイルランドの統計および政治に関する報告』で知られるエドワード・ウェイクフィールド (Edward Wakefield, 1774–1854) は「過剰だが悲惨な人口」が「通常土地の非常に細かい分割 (very minute division of land) に続いてみられるもの」(Wakefield 1812,

⁶ この要因の一つは当然マルサス『人口論』の出版であろうが、野原慎司はこの点について「一八世紀末から一九世紀前半にかけては持続的に〔経済が〕成長しているが、それは一部にとどまっていた。経済成長が限定的であった一方で、人口は着実に成長していたのである。おそらくこのことを背景として、経済成長と比べた人口の過剰な増大を心配する見解をマルサスは示した」(野原 2022, 142) と指摘している。

274) として把握していた。「私は、アイルランドのように人口が急増した国では、木が穀物 (corn) の代わりになることはまずないだろうと申し上げたい」 (Wakefield 1812, 759) とウェイクフィールドはいう。つまり過剰人口を抱える国では、生存手段 (=corn) が優先され、生存に必ずしも必要ではない便宜品 (木は鉄を得る手段として把握されている) の生産が行われないうことを指摘している。

4. トンプソンにおける均分相続

トンプソンがベンサム的な観点から均分相続を主張する際、前節で述べたような問題を考慮する必要性があったと思われるが、トンプソンはこの点を十分に認識していた。トンプソンは、「アイルランドにおける小作人 (借地農) の悲惨さは、[主に土地の] 細分 (minute division) の宿命的傾向の証拠として提示されてきた」 (Thompson 1824, 312/訳②60) と当時の定説について述べ、これを「根拠のない (idle) 危惧」であると主張していた。

当時の人口問題⁷においては「ただじゃがいもや他の味気ない食べ物で暮らすような貧困層」の存在が惨状の原因として挙げられてきたというが、これは結果に過ぎず⁸、「安楽の増大が必然的に無思慮な繁殖の増加を導く」 (Thompson 1824, 425–426/訳②228–229) という謬見がこの惨状を招いているとトンプソンはいう。トンプソンは、「知識と便宜品 (comforts) を所有することは、生存手段は言うまでもなく、幸福の手段をも超過する、過剰人口に対する十分なチェックであるため、唯一効率的方法である」 (Thompson 1824, 312/訳②61) という。つまり、将来の窮乏を見通す知識を得て、一度快適な生活を享受した場合、その生活を維持しようとするので、産み控えがおこなわれるとトンプソンはみているのである。この (楽観的な) 見方は、トンプソンがマルサスの人口法則を受容し、さらにゴドウィンが主張した人間の完成可能性を想定し、両者の「中間を取っ」 (白井 1958, 68) たことで可能になった見解であると思われる。トンプソンは『諸原理』序文の冒頭において、政治経済学の諸派を人間の機械的側面を無視する「主知的学派 (the intellectual)」と機械的側面を殊更に強調する「機械的学派 (the mechanical)」にわけ、ゴドウィンを前者の、マルサスを後者の代表例であるとしていた。トンプソンが「機械的学派」が無視していると考えて

⁷ 後藤浩子は、トンプソンにおいては地代と税の廃止がアイルランドの窮状への処方箋であったことを指摘している (後藤 2021, 48–49)。

⁸ たとえばマルサスは、前述のニューアナムの書評記事において、「アイルランドの労働者がこれまで慣れ親しんだ食料 [じゃがいも] を、イングランドの労働者がパンを得るよりも多くの量を確保してきたことは確かに事実である。しかし、そのことが彼らの一般的な生活条件が比例してより良いものであることを意味するわけではない。食料以外にも、生活を快適にするには何かが必要である。アイルランド人の余剰のジャガイモを金銭に換えても、他の物品を購入する力はごくわずかである」 (Malthus 1808, 341) と述べ、アイルランドの食習慣が経済状況の悪化につながっていると指摘していた。

いるものの一つに、ゴドウィンの思想におけるキータームである「完成可能性 (perfectibility)」(Thompson 1824, iii–vi/訳①iii–vi) が挙げられている。ゴドウィンが主張するような無限の社会改善に対する批判がマルサス『人口論』の一つの目的であったが、トンプソンはマルサスの人口法則を前提としながら、社会改革を主張した思想家であったといえよう⁹。

5. おわりに

トンプソンは、私的所有を前提とした分配の平等を達成する方法の一つとして、均分相続の重要性を主張していたが、その主張はアイルランドにおける均分相続の問題への応答でもあったといえるだろう。トンプソンは、フランス革命期以降のゴドウィン＝マルサス論争を鑑みながら、18 世紀における「財産の不平等は経済的に悪影響があり、人口の減少をもたらす」(野原 2022, 84) とする言説と反対に、平等な分配の達成によってマルサスの人口法則は乗り越えられると主張したのである。「宿命的傾向」というトンプソンの表現からもわかるように、マルサスの人口論は人類の限界として語られていたが、トンプソンは、ゴドウィンやコンドルセといったフランスの啓蒙思想家たちを参照しながら、社会改革の必要性和その可能性を示した思想家であった¹⁰。

引用文献 (邦訳は変更した箇所がある)

Bentham, J  r  my. 1802. *Trait  s de l  gislation civile et p  nale*. 3 tomes.   d. par   tienne Dumont, Paris:

Bossange. 長谷川正安訳『民事および刑事立法論』勁草書房、1998 年。

Malthus, T. R. 1808. Newenham and Others on the State of Ireland. *Edinburgh Review*, 12(24), 336–355.

Newenham, T. 1805. *A statistical and historical inquiry into the progress and magnitude of the population of Ireland*. London.

Price, Richard. 1783. *Observations on reversionary payments*. 4th ed., Vols. 1–2. London: T. Cadell.

Thompson, W. 1824. *An Inquiry into the Principles of The Distribution of Wealth most conducive to Human Happiness: Applied to the Newly Proposed System of Voluntary Equality of Wealth*. London. 鎌田武治訳『富の分配の諸原理 1, 2』京都大学学術出版会、2011–2012。

⁹ 紙幅の都合上論じることができなかったが、トンプソンにとって均分相続は女性解放ならびに真の自由競争にとっても重要であった。この点は当日可能な限り論じることとしたい。

¹⁰ 坂本達哉は、「マルサスが、人口と食料の乖離を神の摂理としてとらえ、救貧制度などの人為的政策は無力であると主張したのに対し、ベンサムらは、このような、合理的な社会改革一般に対するマルサスの懐疑的態度を退け、労働者の「高賃金での完全雇用」の可能性を証明する経済学の構築を必須と考えたのである」(坂本 2014, 168) と指摘しているが、トンプソンの本報告における議論はこの一つのヴァリエーションだと考えられる。

Thompson, W. 1827. *Labor Rewarded. The Claims of Labor and Capital Conciliated: or, How to Secure to Labor the Whole Products of its Exertions*. London.

Wakefield, Edward. 1812. *Account of Ireland: Statistical and Political*. London.

後藤浩子 2021. 「ロバート・オウエンのアイランド訪問: クロンクリ卿とウィリアム・トンプソン」 『大原社会問題研究所雑誌』 754, 33–49。

坂本達哉 2014. 『社会思想の歴史』 名古屋大学出版会。

白井厚 1958. 「W・トムスンの分配論: 資本主義批判史の展開によせて」 『三田学会雑誌』 51(2), 159–174。

野原慎司 2022. 『人口の経済学』 講談社選書メチエ。

服部正治 1991. 『穀物法論争』 昭和堂。

メンガー、アントン (1971) 『労働全収権史論』 未来社、森田勉訳。

10月18日(土) 14:00-14:45【第1会場】

「サン＝ジュストにおける自然状態と共和国」

長谷川拓彌（金沢学院大学）

本稿ではフランス革命期の政治家であるサン・ジュストの『自然について』を主に取り上げ、全員の奴隷化を生み出すとされる「征服とエゴイズムの精神」への批判を検討する。そして、それを通して彼が古代共和政の模倣や政体論の枠組みを越えて、新たな共和国のあり方を模索していたことを明らかにする。

フランス革命期の人々が、旧体制の後に建設すべき理想的な社会や市民を構想する際、しばしば古代の共和国を模範としたことは多くの研究で明らかにされている。コレージュで古典教育を受け、ルソーやマブリの議論に馴染んでいた、当時の教養人の共通知識として、古典古代の理想はフランス革命期の演説にも頻繁に現れるし、古代の英雄との自己同一化が議員たちの一つの行動様式となっていた。コンドルセらのように、より近代的な理念に啓発されたと考えられる人々に対して、そうした傾向はとりわけ恐怖政治を主導したジャコバン派の議員たちに顕著であったと考えられてきた。例えば同時代人の B.コンスタンによる批判がある。彼は恐怖政治が古代の共和国を当時の社会にそのまま適用したことが、恐怖政治の原因であったと説明した。またフランス革命史の代表的研究者のひとりである K.M. ベイカーは、恐怖政治が古典的共和主義と啓蒙の特殊な混合の帰結であると主張した。彼らは共和国の構想に際して、一部の人々により古代共和国が理想化されたことを恐怖政治の原因の一つと捉えるが、それは思想の影響力を重視するために実践と理論をあまりに無媒介なものとして扱っているように思われる。またこうした研究においては、例えばロベスピエールやルソー主義といった言葉に還元させる形で、ジャコバン派の思想や行動が一括りにして考えられることも少なくなかったように思われる。だがこれまでの個別研究によって、ジャコバン派の多様性が徐々に明らかになってきた。例えば本稿が取り上げるサン・ジュストも、その中心メンバーでありながら、これまでジャコバン派の特徴として考えられてきたものとは異なる理論をつくりあげていたことが論じられている。実際、彼もロベスピエールらと同様に古代ローマやその擁護者の一人であるルソーを称賛する一方で、ルソーが古代と当時の社会を混同していたとして批判していた。後に恐怖政治を批判したコンスタンが指摘したのとは異なり、彼は現状に無自覚なまま、当時の社会へと古代の理想を当てはめようとしていた訳ではなかった。そして社会構想の原理的レベルでは、恐怖政治のイメージとは異なる社会のあり方を模索していた。

こうした古代/近代の共和政という二分法的視点への批判は、研究の進展によって徐々に説得力を増してきた。テルミドール派によるプロパガンダやロマン主義的理解の影響から、

「死の大天使」などとして扱われてきたサン・ジュストの研究も、手稿を用いた実証的な分析を志した A.ソブール以降、断続的ではあるが徐々に進展した。例えば、「政治理論から実践へ、活動から原理への往復」に注目するとともに、サン・ジュストを革命のヒロイズムとその矛盾を典型的に表現するものとして示そうとした M.アバンスール、また政治行動における古代ローマからの影響を分析した M.Linton らの研究が、ルソー主義や独裁といった言葉でひとまとめにされてきたジャコバン派の多様性やサン・ジュスト思想の独自性を明らかにしてきた。とはいえ資料的制約の下で、それぞれの研究は散発的かつ拡散的な仕方になされるにとどまっている。また史料の少なさは手稿間の関係についての混乱も生みだしている。『自然について』と『共和制度論断片』というサン・ジュストの最も重要な手稿間の関係も、一貫した理論、理論編と実践編、放棄と再出発など複数の関係性が推測されている。本研究では、こうした両手稿の内的関係を一旦脇に置き、一七九一年九月から一七九二年九月の間に執筆されたと推定されている『自然について』を、君主や当時の議会への批判に重点を置く時期の手稿と考える。これに対して『共和制度論断片』はサン・ジュストの政治的立場が確立し、より具体的な構想が求められた時期に執筆されたものであると想定する。さらにアバンスールがサン・ジュストの活動の参照点と位置付けた自然概念が、主に現行秩序に対する批判的概念として示されることに注目する。無数のポルノグラフィやユートピア文学が生み出された 18 世紀後半にあつて、法学の素養を持ちつつも『オルガン』など、いわゆる啓蒙第三世代のボヘミアン文学者として執筆キャリアをスタートさせた彼は、風刺や批判というスタイルを我が物としていた。『自然について』もそうした仕方での文明批判を含むものであったと考えられる。

本報告が主な分析の対象とする『自然について』 (*De la nature, de l'état civil, de la cite ou les règles de l'indépendance, du gouvernement*) あるいは『社会的権利について、あるいは自然的権利の諸原理』 (*Du droit social ou principes du droit naturel*) は 20 世紀になってから世に知られることになった未完の手稿である。カルノー家によりフランス国立図書館に寄付され、1951 年 A. ソブールによってはじめて出版された。『フランス革命と憲法 of 精神』 (一七九一) (以下『革命の精神』とする) と議会での演説によってのみ公にされてきたサン・ジュストの思想を明らかにするものとして期待されたこの手稿は、複数の研究者によって読解、編集されてきた。しかし、未だにそのタイトルさえも十分に統一的な見解が得られていない、謎の多い文書である。そのため、他の著作や演説などとの関係も含めて、内容が理解されねばならない。『自然について』を執筆する以前から、サン・ジュストは既に著作活動を行っていた。ブルゴーニュ地方のエリート家庭に生まれ、大恋愛や放蕩生活、矯正施設での経験を経た後、ランス大学法学部で学んだサン・ジュストは、政治活動を本格的に始める以前からすでに、ダーントンが言うところの「三文文士」として活動していた。特に三部

会開催直前の一七八九年の四月に出版された風刺歌である『オルガン』が知られている。当時の地下文書としては珍しくないものの、本書はカトリック教会や王権への攻撃を含んでおり、サン・ジュストが、既に後の批判対象を取り上げていたことが分かる。そうした権力批判は、父の地元であったブレランクールでの政治運動への参加を経て、彼が政治に目覚めたのちにも継続した。一七九一年に国民議会参入への足掛かりとして出版された、『革命の精神』にもそうした立場が現れており、キリスト教の聖職者などが攻撃された。とはいえモンテスキュー『法の精神』を念頭に置いて書かれたであろう本書は、君主の存在を完全に否定してクロムウェルのように共和政体を創設しようというのではなく、近代社会にふさわしい混合政体を議会のもたらしたフランス革命の成果として称賛するものであった。だがそうした立場はすぐに修正を迫られることになる。というのも、サン・ジュストが本書を出版したのは、国王の国外逃亡未遂が発覚した一七九一年六月のヴァレンヌ事件の直後であったからだ。すでに立憲君主制を想定して自身の理論を語っていた彼は、君主の裏切りという観念を決定的なものとした国王の逃亡未遂事件を受けて、『自然について』の執筆時期には自らの立場を改めて考え直す必要に迫られていたのである。

とはいえ自らの政治的立場の再考は、それまでの理論の全面的放棄ではなかった。しばしば破棄された構想と考えられる『革命の精神』の内にも、『自然について』に引き継がれる要素が存在している。例えば歴史におけるフランス革命の位置づけもその一つであろう。

『革命の精神』において、それに関係する段階的な時代の移行に基づく精神的変化の理解が示されていた。サン・ジュストによれば「人間の心は自然から暴力へと、暴力からモラルへと進む」。そして自然からの墮落によって、長らく封建制の暴力の下に置かれていた人間は、フランス革命を通してさらにモラルへと至る必要があるのだ。実際、革命はそれまでの抑圧的体制を破壊しうる望ましいものである一方、大きな混乱を伴うものであった。さらに『自然について』でサン・ジュストは「世の諸革命はすべて政治から始まった。諸革命が罪や災禍にあふれていたのはこのためである」と述べ、これまでの革命がどれも暴力を伴うものであったことを認め、政治権力から離れた穏やかな社会建設であるような革命を求めている。こうした状況理解は『自然について』執筆後、一七九二年九月の食糧に関する演説にも現れる。当時の現状における商業的自由の危険性を示唆しつつ良き行政を求めたこの演説で、サン・ジュストはフランス革命が君主制は崩壊させた一方で、問題も引き起こしていると指摘した。彼によれば、当時議論になっていた商業の自由は確かに、有用な真理ではあるが、そうした真理もフランスが置かれている状況を踏まえれば問題を含んだものとなりうる。それはフランス革命が、君主制とともに人民のつながりをも破壊し、自らのためにのみ活動する人間の集合を生み出したからであった。商業の自由を適用する前提として、相互信頼に基づく一つの人民が形成される必要があると彼は考えた。これと同種の認識は、さらに後の演

説にも現れる。彼は一七九四年二月二六日の演説においても「政府には革命が起こったが、市民状態[l'état civil]にそれは浸透していない」と述べ、市民状態におけるアリストクラシーの存在を指摘している。当時はいわゆるジェルミナルのドラマの直前であり、国王の処刑から約1年が経過していた。この時期にもサン・ジュストは、政体が決定的に変化したことを認める一方で、ここでも社会的領域に問題が残存していることを見出していた。

そうした認識を前提として既に『革命の精神』では、人間関係を動かす利害という語が誤って使われていると指摘していた。「契約は市民状態あるいは「利害[intérêts]」と呼ばれる、その市民的關係の精神である。これは友情と信頼の残りかすである」と述べ、さらに「親愛の情は尊敬である。愛は市民的紐帯である。友情は楽しみである。そしてこれらの全体が利害である」と語る彼は、利害という言葉を再定義し、フランスの立法者が誤った原理に基づき思考していると指摘した。彼のこうした批判は、利害を基礎として共同体を語る人々、例えばとりわけフランス革命の初期に力を持ったシエスらのような論者に対するものであったことが推測される。

さらに、サン・ジュストは『革命の精神』や議会演説など『自然について』の前後では、現状を打破するために、徳による共和国形成の必要性を主張した。しかし重要なのは『革命の精神』などで語られている徳が、それだけで完全なものであるとは言い切れないと、彼が考えていることであろう。『自然について』でサン・ジュストは「徳それ自体も、もはや純粹無垢ではない」と述べ、人間は自分自身を見つめることで自然本性を通した人間の調和的關係を理解せねばならないと主張した。ルソー『社会契約論』(*Du Contrat Social ou Principes du droit politique*)を意識して書かれたであろうこの手稿は、ルソーを礼賛するのではなく、むしろ彼をはじめとする論者を批判しようとする文書であった。サン・ジュストはホッブズやルソー、そしてモンテスキューの名を上げつつ、彼らが一様に自然状態についての誤った仮説に基づいて議論を行っていると批判する。例えばサン・ジュストはモンテスキューの自然観が誤っていると考えたが、それは、モンテスキューが事実の観察に基づいて自然状態を描いたためであったと述べ、自然に続く暴力の時代に観察された事実を基礎として思考することに警鐘を鳴らした。『自然について』では取り消し線が引かれているものの、自然に関する自説について「これらはすべて幻想にすぎないということを私は知っているが、それは既に存在しない真理の感覚なのだ」と書いている。彼はルソーが用いたような、いわゆる仮説的歴史の方法を自覚的に用いて、人間の本性を語ろうとしていた。

「自然」の内実はあまり具体的に語られないものの、この手稿で彼は、調和的關係としての自然状態、抑圧的關係を示す政治状態といった概念を独自の仕方の説明した。「自然が終わるといのはつまり協約[convention]が始まるということだ」と述べるサン・ジュストは、契約を通した自然状態から政治状態への移行という契約論の筋書きを批判するにあたって、

この移行が秩序の形成や自由の増大をもたらすものではなく、共同体内部の抑圧を生み出すものであると考えた。彼によれば自然状態では、どの生物もエゴイスティックな情念を持っておらず、生まれながらにして備わっている「社交性[sociabilité]」によって結び付けられている。それに対して、政治状態はこの人間本性が変質したところに生まれるとされる。そもそも本来は彼にとって、政治状態とは共同体内部にある人間同士の関係ではなく、一つの人民とその外部との間で発生する人民の間に発生する敵対的關係である。人間は社交性を基盤として自然的社会を形成するのであり、共同体外部からの脅威である征服に対して身を守るために形成されるのが政治的な力であった。そのため、共同体内部における人間の自然で調和的な関係の下に、対外的関係であるはずの政治状態あるいは「力による関係」を導入することは、サン・ジュストにとって、平和な共同体内部に敵対関係や抑圧を引き入れることと同義であると考えられた。そしてそのような不都合を覆い隠し、共同体内部における抑圧を正当化する理論の主張者として、契約論の論者たちが厳しく批判された。

さらに自然に基づく調和的な関係の要である人間の平等性を破壊するものとして、契約論と同じく、人間関係における商業的な思考方法が批判された。それらは後に、サン・ジュストにより「征服とエゴイズムの精神」と呼ばれるものであった。彼によれば、それらがもたらす不平等な関係は、その形式にかかわらず抑圧的であった。そして共同体内部にそうした力に基づく関係が存在するような場合、「私はすべての立法形態を区別しない。一方では人民は唯一者に服従し、他方では複数に服従する、そして民主政では自分自身に服従する」とサン・ジュストは述べた。彼は力による支配に代わる、本性的社交性に基づいた自然な社会という抽象的理想を通して、無政府状態を拒否しながらも、政治的権力を排除した共同体として共和国を考えようとしていた。それは体系的には示されないものの、政体の変化という意味での革命を越えて、人間本性に基づき社会関係を再編する試みであった。そしてこの試みを通して彼は、政府の存在が社会と両立し得るかという問題を提起していた。

境界に疑義を呈する「女性的なもの」

——ドゥルシラ・コーネルの「イマジナリーな領域」概念から「いまだないもの」へ

清水 優輝（筑波大学人文社会科学研究群博士前期課程）

はじめに

本報告の目的は、米国のフェミニスト政治哲学者ドゥルシラ・コーネル(1950-2022)における「イマジナリーな領域」概念を「女性的なもの」との連続性の内で把握し、それによって「女性的なもの」に賭けられたユートピアへの志向という展望からコーネルの権利概念を捉えることにある。

ジャック・デリダの脱構築思想に依拠しつつ独自のフェミニズム理論を展開してきたコーネルの議論は、とりわけ人格の変転可能性を強調するものである。人びとは誕生から死に至るまで他者と関り続け、その関りにおいて自己像を再形成し続ける。そこには自己に対する意味付けの過程と言うべきものが存するのであって、コーネルはこの過程を人間の尊厳における根幹に位置付けるのである。こういった自己に意味付けする空間は「イマジナリーな領域」と形容され、ジョン・ロールズの『正義論』（1999）に接続されることによって、その保護が法権利と位置付けられる。

言わば、コーネルは権利概念を援用することで、法的平等へと訴えかけるのである(cf. Cornell, 1995a, 3)。それはロールズの理論枠組みを援用しつつ、リベラリズムの内側からフェミニズムの諸問題を扱うものであって、このようなコーネルの議論は、先行研究においてしばしば「リベラル」との形容を付されてきた(cf. Heberle, 2008. Thurschwell, 2008. 山根, 2007)。幾らかの留保は付されているものの、いずれの論者もコーネルを「リベラリズム」の潮流に位置づけることに変わりはなく、ロールズの読解者としての側面が特権的な形で強調されてきたのである。

しかしながら、コーネルが現代リベラリズムの枠内において権利概念を彫琢するのは『イマジナリーな領域』（1995）以後のことであって、彼女の理論的営為の始点は、あくまでもフランス現代思想に存する。とりわけラカン派精神分析への傾倒を顕著に示す初期の著作群においては、「女性的なもの (the feminine)」を肯定する議論が展開されている。言わば、女性性の差異が強調されるのであり、「女性的なもの」は「イマジナリーな領域」が提示されて以後も放棄されることはなく、むしろコーネルの議論における核心に在り続ける(cf. Cornell, 2002, 70)。

だが、コーネルが論じられるに際しては「イマジナリーな領域」の有用性が殊更に強調され、「女性的なもの」を論ずる姿は前景化されてこなかった。そればかりか、「イマジナリ

一な領域」を援用するに及んでは「女性的なもの」における本質主義的な危うさが強調され、「イマジナリーな領域」と「女性的なもの」の結節を断つことさえ試みられている(cf. 大貫, 2014. 長野, 2022)。

このような「イマジナリーな領域」の特権的把握はしかし、そこにあるコーネルの賭金を捉え損なうものである。というのも、「イマジナリーな領域」概念と「女性的なもの」の連関を明示するコーネルは、リベラリズムに接近する以前の著作において既に権利概念への志向を提示しているのである。彼女のデリダ論『限界の哲学』(1992)では「共同体における——法的な、あるいはその他の形での——諸境界の強化に対する疑念を表現するものとして、権利を擁護すること」(Cornell, 1992, 167)が課題として掲げられており、脱構築に対する取り組みと権利概念の彫琢との連続性が予告されている。つまり、ロールズを援用し提示される「イマジナリーな領域」の権利は、「女性的なもの」の試みの延長に存するものなのであって、コーネルが自らの権利概念に賭けた企図は「女性的なもの」を顧みなければ把握し得ないものである。

したがって、本報告は「女性的なもの」の議論から「イマジナリーな領域」の権利を捉えることを通して、「共同体における——法的な、あるいはその他の形での——諸境界の強化に対する疑念を表現するものとして、権利を擁護する」権利として「イマジナリーな領域」を位置づけるべく試みる。これに際して、本報告はまずロールズへの批判から「イマジナリーな領域」概念が導出される過程を確認する(1節)。そこから「イマジナリーな領域内部の女性的なもの」(Cornell, 2002, 70)という言明に注目することによって、コーネルが「女性的なもの」に賭けた企図を確認することへと向かうこととなる(2節)。最終的には、「女性的なもの」の議論の延長に「イマジナリーな領域」を位置付け、これによって「諸境界の強化に対する疑念を表現する権利」の様態を明らかにするべく試みる(3節)。

1. 「イマジナリーな領域」の権利

周知の通り、ロールズ正義論は長らく、ジェンダー諸問題に対する応答不可能性を告発されてきた。とりわけ原初状態における合理的諸人格が家長と位置付けられることが問題化され、そこにある家父長的構造が批判される(cf. Pateman, 1988, 43)。「女性」は合理的諸人格から排除されている——このようなロールズに対するフェミニストの批判は往々にして、原初状態の内部へと「女性の視点」を導入することに帰結する(cf. Okin, 1989)。

これに対してコーネルの議論は、女性の視点を導入するという介入ではロールズの理論装置との整合性を保ちえない、と論ずるものである。

表象装置(representational device)としての原初状態は、すべての声ないしすべての観点を、交渉のテーブルにもたらすためのものではない。[...] 原初状態は表象装置なの

であって、すなわちそれは理想的な場所から見た光景であり、自由で平等な諸人格として適切に表象された者たちから見た光景なのである。(Cornell, 1998, 91, 強調は原文)

原初状態は彼方にある理想空間なのであって、現実の不正義を判断する定点として設定されているものなのである。確かに、ロールズは女性の存在を抹消する。しかし原初状態へと女性を位置付けることは結局、男性との比較において女性を把握することにしかなり得ない。つまり、原初状態へと女性の視点を導入するアプローチは、ジェンダー・カテゴリーそれ自体を有意に問題化し得ないのである。原初状態は理想空間である——それが理想空間である限り、原初状態の当事者たちはジェンダーの牢獄から解放されてあらねばならない。

それゆえコーネルは、原初状態の内部ではなく、そこへと参入する過程に焦点を据える。原初状態の当事者たちが所与の人格として、すなわち静態的なものとして措定されることが批判されるのである。人格はそこに至るまでの過程を有するのであって、その過程は一つの人格が成立して以後も変遷を続ける。このような絶えざる人格の変遷を強調するコーネルは、そこにある間主観的な様態を強調する(cf. Cornell, 1998, 40)。自己の感覚は他者に対する同一化と差異化を介して形成されるものなのであり、それゆえ自我は他者に依存したものでしかあり得ない。他者と関り続ける限り、自我は絶えず変質の可能性へと開かれている。獲得された自我は極めて脆い達成物に過ぎないのである。

脆い達成物——人格は脆く、得てして崩れやすい。だからこそコーネルは、人格の過程の保護を訴えることとなる。ここにおいて開かれるのが、原初状態へと参入するための空間、理想空間へと自己の在り様を投影するための空間に他ならない。「自分が誰であり、何になろうとするのかを再 - 想像するための空間」(Cornell, 1995a, 5)——これをこそ、コーネルは「イマジナリーな領域」と形容するのである。

[...] イマジナリーな領域とは、心(heart)の問題について深く思い悩む性化された生き物(sexed creature)としての私たちが、自らが誰であるのかを判断し表象することを可能にするような心的・道徳的空間である。[...] 私はこの権利を、彼や彼女のセクシュアリティ、あるいは私が性に関わる存在(sexuate being)と呼んでいるものを表象する各人格の権利と呼んでいる。(Cornell, 1998, x-xi)

つまり、「イマジナリーな領域」は合理的な諸人格として自らを位置付け、平等な市民として自己を投影するための空間なのであり、それによって諸人格がジェンダー化されてしかあり得ない様態を強調するものなのである。これを「個体化のミニマルな条件」と同定するコーネルは、シティズンシップの不可欠な権利として「イマジナリーな領域」を彫琢してゆ

く。この権利は、ロールズが市民間の相互尊重を促進するために提示する基本財、自己尊重の文脈へと接続されることとなる。

2. 「女性的なもの」から「イマジナリーな領域」へ

原初状態の静態的人格概念を批判するコーネルはしかし、ロールズにおける人格概念以外の議論に対しては極めて好意的な態度を明示している。

私とロールズとの間にある——少なくとも『正義論』においての——唯一の不一致は、正義の諸原理を含む正義の形態は一度限りで形象化（figure）され得るものではなく、またそうされるべきでもないということにある。（Cornell, 1998, 185）

ここにおいては、原初状態という装置に対し長らく提起されてきた諸批判、すなわち外国人をはじめとした種々の人々を排除することによって対象集団を極限している(cf. Sen, 2009)、との批判は顧みられることがない。つまるところ、コーネルによる「イマジナリーな領域」の導入は「諸境界の強化に対する疑念」を欠いているように思われるのである。

だが、「イマジナリーな領域」におけるコーネルの賭金は、単にロールズ的人格概念の批判へと極限され得るようなものではない。とりわけ彼女が「イマジナリーな領域内部の女性的なもの」を論ずるとき、その議論には『限界の哲学』において提示された「諸境界の強化に対する疑念」が明瞭に木霊するのである。

イマジナリーな領域内部の女性的なものという用語を私が用いるとき、そのことは、私がフェミニスト理論の核心に位置づけてきた自由と美的なるものの場所を提供しているのである。それがいまだないものを強調するが故に、イマジナリーな領域内部の女性的なものは、大文字の女性や女性に対して与えられる如何なる象徴の物象化にも抵抗する。（Cornell, 2002, 70, 強調は原文）

「イマジナリーな領域」内部の「女性的なもの」——それは固定化に抗し、現在に変容の可能性を、いまだないものの可能性を開き続ける。いまだないものを強調する「女性的なもの」、そこに賭けられた企図は疑いなく、「諸境界の強化に対する疑念」に憑かれたものに他ならない。

「女性的なもの」は元来、主体の位置を男性性へと極限するジャック・ラカンへの批判から導出されるものである。ラカンにおいて欠如と位置付けられる「女性的なもの」、積極的な意味を何ら認められず、象徴界の他者と位置付けられる「女性的なもの」、これを肯定的なものへと転化すべく試みるコーネルは、とりわけリュス・イリガライの議論を援用する。

無論、女性の身体的特徴へと「女性的なもの」を依拠させるイリガライの議論は、しばしば「本質主義」と評されてきたものである。だが、コーネルはイリガライをあくまでも「非本質主義」の論者として把握する。すなわち、イリガライによる身体性の強調はメタファーと位置付けられ、身体それ自体ではなく身体に賦課されてきた意味を問題化するものと把握されるのである。ここにおいてコーネルは、「女性的なもの」の意味を語り直すことに男性中心主義的な言説の転覆可能性を垣間見ることとなる。

意味を語り直し男性中心主義的な言説の転覆を試みるメタファーとしての「女性的なもの」——このような「女性的なもの」のメタファー的性格はしかし、十全に検討されてこなかった。たとえば S. Murphy(2008)は「女性的なもの」をメトニミーとして捉え、コーネルの『私たちの絆』（2002）をメトニミー的实践と位置付ける。だが、『脱構築と法』（1999）におけるコーネルはメトニミーとメタファーとを対置し、「女性的なもの」をメタファーへと結びつけている。こういった「女性的なもの」のメタファー的性格は、ユートピア論に結び付けられることによって、新たな言説への志向を形象化されるものである。このため本報告は、既存のメタファーを語り直すことで新たな言説を希求するという運動的様態を帯びたものとして「女性的なもの」を整理する。

3. 「いまだないもの」へ向けて

最終的に本報告は、「女性的なもの」が「語り直しの空間」を志向するものであることを明らかにすることへと向かうこととなる。「倫理的フェミニズム」の特徴を「セクシュアリティを言葉にし得る空間を継続的に広げること」(Cornell, 1995, 75)に求めるコーネルは、メタファーの試みが可能となるような空間を開くべく試みる。すなわち、この空間の帰結が「イマジナリーな領域」なのであって、「女性的なもの」の議論と「イマジナリーな領域」とは明確な連続性を有しているのである。したがって本報告は、ロールズへの批判から導出される「イマジナリーな領域」概念を、「女性的なもの」におけるメタファーの様態の延長に存するものとして把握する。既存のメタファーを語り直すことで新たな言説を希求する「女性的なもの」、そこにおいて切り開かれる「イマジナリーな領域」なる空間、この連続性を描き出すことによって、「イマジナリーな領域」の権利に賭けられた「諸境界の強化に対する疑念」を「いまだないもの」へと向けた運動として整理することが可能となる。

参考文献

- Cornell, Drucilla, (1992) *The Philosophy of The Limit*, New York & London: Routledge (=2007, 仲正昌樹監訳『限界の哲学』御茶の水書房)
——— (1993) *Transformations: recollective imagination and sexual difference*, New York: Routledge

- (1995a) *The Imaginary Domain: Abortion, Pornography & Sexual Harassment*, New York & London: Routledge (=2006, 仲正昌樹監訳『イマジナリーな領域』御茶の水書房)
- (1995b) "What Is Ethical Feminism," in Linda Nicholson ed., *Feminist Contentions*, New York & London: Routledge, pp. 75-106
- (1998) *At the Heart of Freedom: Feminism, Sex, and Equality*, Princeton & New Jersey: Princeton University Press (=2001, 石岡良治、久保田淳、郷原佳以、南野佳代、佐藤朋子、澤敬子、仲正昌樹共訳『自由のハートで』状況出版)
- (1999) *Beyond Accommodation: Ethical Feminism, Deconstruction, and the Law*, Lanham & Boulder & New York & Oxford: Rowman & Littlefield Publishers (=2003, 仲正昌樹監訳『脱構築と法——適応の彼方へ』御茶の水書房)
- (2002) *Between Women and Generations: Legacies of Dignity*, New York: Palgrave (=2005, 岡野八代、牟田和恵共訳『女たちの絆』みすず書房)
- Heberle, Renee, J., (2008) "Introduction," in Renee J. Heberle and Benjamin Pryor eds., *Imagining Law on Drucilla Cornell*, Albany, New York: Suny Press, pp. 1-10
- Murphy, Sara (2008) "Mourning and Metonymy; Bearing Witness between Women and Generations," in Renee J. Heberle and Benjamin Pryor eds., *Imagining Law on Drucilla Cornell*, Albany, New York: Suny Press, pp. 139-157
- 長野慎一 (2022) 「『法の前』に現れる身体——コーネルとバトラーの基本概念の批判的統合をもとに」、『ジェンダー研究：お茶の水女子大学ジェンダー研究所紀要』(25)、pp. 159-174
- Okin, Susan, Moller. (1989) *Justice, gender, and the family*, New York: Basic Books(=2013, 山根純佳、内藤準、久保田裕之訳、『正義・ジェンダー・家族』岩波書店)
- 大貫拳学 (2014) 「「女性的なるもの」から「批判的脱主体化」へ——コーネルにおける「イマジナリーな領域」概念の再検討——」『現代社会学理論研究』8(0)、pp. 68-80
- Pateman, Carole, (1988) *The Sexual Contract*, Stanford, California: Stanford University Press(=2017, 中村敏子訳『社会契約と性契約 近代国家はいかに成立したのか』岩波書店)
- Sen, Amartya, (2009) *The idea of justice*, Cambridge, Mass: Belknap Press of Harvard University Press(=2011, 池本幸生訳、『正義のアイデア』明石書房)
- Thurschwell, Adam, (2008) "Radical Feminist Liberalism," in Renee J. Heberle and Benjamin Pryor eds., *Imagining Law on Drucilla Cornell*, Albany, New York: Suny Press, pp. 31-58
- 山根純佳(2007)『産む産まないは女の権利か——フェミニズムとリベラリズム』勁草書房

マルクスにおける「社会的なもの」のモメントについて

崔一炅（京都大学）

はじめに

本報告は、カール・マルクスの思想における積極的なモメントとしての「社会的なもの」について検討する。H・アレントが「社会的なもの」を批判するなかでマルクスをその代表的な擁護者として槍玉にあげたことはよく知られているが、彼が実際に用いた「社会的」ということばは文脈によって非常に多義的であり、すべてに一貫した意味を読み込むべきではない。だが彼が近代社会の疎外を乗り越えるモメントについてしばしば「社会」や「社会的」ということばを用いたことは確かであり、私たちはそこに明らかに積極的な意味を見出すように迫られる。本報告ではそれについて今後詳細に研究していくための前段階として、彼が当該概念を思想的発展とともに各所でどのように用いていたかについて概略的に検討する。テキストとしては青年期の諸々の政治論文から『経済学批判要綱』（以下、『要綱』）までを扱う。また、「社会的なもの」のモメントについて考えるにはそもそも「社会」概念についての把握が前提になるため、本テーマではマルクスの「社会」概念把握の変化との関連が常に問題となる。なお、彼が用いる「社会的」ということばは、独語の *gesellschaftlich* とラテン語由来の仏語・英語の *social/sozial* の二つの場合があるが、固定的な区別用法はなく、文脈ごとに意味を特定するほかないと思われる。以下で「社会」、「社会的」とするものはすべて *Gesellschaft*、*gesellschaftlich* を示し、*social/sozial* については〈社会的〉と表記する。

1. 政治批判における「社会的なもの」 —1844年まで

まず、マルクスは初期の政治批判の諸テキストでは主に国家や宗教に対置して「社会」ということばを用いている。その際に多くは「〈社会的〉^{ソツィアル}」が用いられるが、これは「市民社会 *Bürgerliche Gesellschaft*」と区別するためと考えられる。〈社会〉は市民社会と家族を含めたより広い人間活動の諸領域を指すからである。『ヘーゲル国法論批判』においては、ヘーゲルの君主制論を批判するなかで、あらゆる君主制の真理は民主制であるとしつつ、民主制を、キリスト教が一つの特殊な宗教としての神化されたであることとアナロジーで、一つの特殊な国制としての「〈社会化〉した人間」としている (MEGA I/1: 31)¹。また、A・ルーゲを批判した『フォアヴェルツ』の論評においては、人間の ^{グマインヴェーゼン} 共同体からの分離を完成するにすぎない「政治革命」の不十分さと、前者を真に克服する「〈社会〉革命」の必要を説く。『ユダヤ人問題によせて』では、市民社会と政治的国家との近代的分裂を批判しながら次のように

¹ 以下、Marx-Engels-Werke および Marx-Engels-Gesamtausgabe からの引用は、それぞれ MEW、MEGA と略記し、巻数と頁数を付記する。引用文中の〔 〕は引用者による補足であり、傍点強調は原文のものである。

述べる。「現実の個体的な人間が、抽象的な公民を自分のなかに取り戻し、個体的な人間でありながら、その経験的生活、その個人的労働、その個人的諸関係のなかで、類的存在となったとき、つまり人間が彼の「固有の力」を社会的な諸力として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力というかたちで自分から分離しないとき、そのときはじめて、人間的解放は完遂されたことになる」(MEGA I/2: 162)。この直前に「あらゆる解放は、人間の世界を、諸関係を、人間そのものへ回帰させることである」といわれるように、人間の解放は、彼らの産物を彼らから疎外された国家や神という抽象的な形態で分離させることをやめ、人間そのものへと回帰させたときにもたらされる。この人間の自己回帰の際に、「社会的な力」の再領有が述べられている。

この時期のマルクスは、まだのちの唯物論的立場や共産主義や階級的立場が確立されていない段階ではあるが、「社会的なもの」の自己回帰という思想は後年の政治著作で「国家の社会への返還」が語られることにも通じていると思われる。つまり、いまだ抽象的ではあるが、国家や神などに対して人間の疎外されていないあり方として「社会的なもの」の内在性を保持する立場は、この時期から一貫しているといえる。

2. 「社会的なもの」の本源的规定 —『パリ草稿』「第三草稿」

マルクスが積極的な意味で「社会的」という概念を多用するのは 1844 年の『パリ草稿』においてである。そこで彼は一方でフョイエルバッハが人間の社会的な関係を理論の根本原理に据えたことを評価しつつ、他方で国民経済学が社会を商業社会として捉えていることに反対しており、このような言説のなかで彼独自の「社会」概念を練り上げたといえる。とくに「第三草稿」の「私的所有と共産主義」では、疎外された状態の反対物として「社会的なもの」が展開される。すなわち、私的所有の積極的廃棄の運動が共産主義と呼ばれ、それは「社会的すなわち人間的な人間としての人間の、意識的に生まれてきた、またいままでの発展のすべての富の内部で生成した完全な自己還帰」と言い換えられる。それは「人間と自然とのあいだの、また人間と人間とのあいだの抗争の真の解決であり、実存と本質との、対象化と自己確認との、自由と必然との、個と類とのあいだの争いの真の解決である。それは歴史の解決された謎であり、自らをこの解決として知っている」(MEGA I/2: 389)。疎外の反対物として理念的にたてられた「社会的な人間/存在」はいわば人間の本源的なあり方なのであり、ここに「社会的なもの」の本源的な規定を見いだせる。それには主に三つの側面がある。第一の側面はそれまでの立場と同様、国家や宗教に対する現実の人間的あり方のことである。「人間的な生活の取得としての私的所有の積極的廃棄はしたがって、あらゆる疎外の積極的廃棄であり、したがって人間が宗教、家族、国家等々からその人間的な、すなわち社会的な現存へと還帰することである」(ibid.: 390)。第二の側面は、人間個人が他者との不可

分の共同においてあるあり方である。「社会」をふたたび抽象物として個人に対立させて固定することはなによりもまず避けるべきである。個人は社会的存在である。だから彼の生命の発現は——たとえそれが共同的 *gemeinschaftlich* な、すなわち他人とともに同時に遂行された生命の発現という直接的形態で現われないとしても——社会的生命の発現であり、確認である」(ibid.:391)。こうして人間の個人的生活は直接に類的生活であり、諸個人は他者によってつねに媒介されながら「自己自身に対して普遍的な、したがって自由な存在としてかかわる」(ibid.:368)。第三の側面は、人間の生命過程における自然との統一である。「社会」ということばで自然をも含めるのは一見奇妙にみえるが、マルクスは疎外されていない人間的あり方を人間の自然＝本性という観点から把握する。それは人間の労働が自然に自己を対象化してそれを非有機的身体として獲得する行為だからであるが、「人間の身体的および精神的生活が自然と連関しているということは、自然が自然自身と連関していること以外のなにものをも意味しない。というのも、人間は自然の一部だからである」(ibid.:367)。だが近代の疎外状態では自然も疎外され、このような統一は否定されている。したがって疎外の廃棄としての共産主義では、「社会は人間と自然との完成された本質的統一であり、自然の真の復活であり、人間の貫徹された自然主義であり、また自然の貫徹された人間主義である」(ibid.:390f)。こうして他者と自然を媒介にして人間諸個人は諸感覚を陶冶させて「社会的諸器官」を形成し、それをつうじてそれ自体を目的とした「社会的生活」および「社会的享受」を獲得する。こうした人間のあり方こそ「社会的なもの」の本源的規定といえる。

さて、ここで「本源的」としたのは、それがいつかどこかに存在したようなものとしてではなく、現実のうちに内在する理念として見出されたからである。それはつねに本源的でありながらも、疎外された現実ではそれが十全に実現されないばかりか、歪められてしまう。このような観点は「第三草稿」で論じられるヘーゲルの否定性の弁証法から受け継いでいる。つまりマルクスは、疎外と疎外の廃棄を、人間の歴史的実践における「否定の否定」の媒介運動として捉えることで、その肯定的なモメントとして上述の「社会的なもの」を展開したのだといえる。この点でフオイエルバッハの抽象的な社会的立場とはすでに一線を画している²。要するに、疎外されたあり方においても本源的な人間的あり方としての「社会的なもの」は内的に陶冶され、その再領有が問題となるという観点である。

3. 交換と「社会的なもの」の疎外 — 「ミル評注」

『パリ草稿』ではまた「ミル評注」においても「社会的なもの」が論じられる。そこでは経済学が人間に本質的なものとする「交換」がむしろ人間の非社会的な関係として批判さ

² 理念を現実のうちに内在するものと把握するマルクスの立場、および否定性の弁証法の影響については Peter Hudis, *Marx's Concept of the Alternative to Capitalism*, Leiden: Brill, 2012, chap.1 を参照。

れる。交換や分業は人間の社会的関係の疎外されたものであり、それが人間の外にある一つの物質的な物の属性となったものが貨幣である。注意すべきは、ここでの「社会的関係」とはたんに抽象的な人間の行為連関を指すのではなく、人間をそれ自体として目的とした相互の関係としてより積極的な意味で用いられている点である。だから「交換を行う人間の媒介的な運動は、なんら社会的な運動でも人間的な運動でもなく、また人間的な関係でもない」といわれる (MEGA IV/2: 448f.)。それは「疎外された交通」として、人間の相互行為を彼らの外にある疎遠な力として対立させ、他者を手段化する。いわゆる物象化論の萌芽といえるが、ここに交換が前提する「私的所有関係の内部では、社会的な^{マハト}力が大きくなり完成されていけばいくほど、人間はそれだけますます利己的になり、没社会的になり、人間固有の本質からますます疎外されていく」という社会的なものの逆説が見出される (ibid.: 456)。

これに対し疎外が廃棄された状態では、「人間の本質とは、人間が真に共同的な存在であることにあるから、人間は彼らの本質の発揮によって人間的な共同組織^{ゲマインヴェーゼン}を、すなわち個々の個人に対立する抽象的・普遍的な^{マハト}力ではけっしてなく、それ自体それぞれの個人の本质であり、彼自身の活動、彼自身の生活、彼自身の享受、彼自身の富であるような、社会的な組織^{ヴェーゼン}を創出し産出する」ことが述べられる (ibid.: 452f.)。このように、『パリ草稿』ではまだなお抽象的ではあるが、人間諸個人の活動や関係が彼らに対立した疎遠な力となることを克服することが社会的なものの本性性への自己回帰として打ち立てられ、政治的なものに対する内在性の思考が、自然との統一や類的諸力の展開としてより深化させられる。

4. 「社会」概念の転換 一歴史的・構造的な社会把握

こうして積極的なモメントとして語られた「社会的なもの」の用法は、その後の社会概念把握の深化とともに徐々に薄れていく。とくに『ドイツ・イデオロギー』(以下、『ド・イデ』)における「諸個人の社会的な生活過程」という概念的立場によって、社会把握がより歴史的・構造的なものに転換してゆく³。もはや「社会なるもの」は存在せず、つねにすでに一定の物質的諸条件のもとで歴史的に規定された、特定の欲求をもって出発する人間の具体的な社会的関係が問題となる。「フョエルバッハ・テーゼ」では、「人間的^{ヴェーゼン}本質は個々の個人に内在するいかなる抽象物でもない。その現実性においてそれは、社会的諸関係の総体である」、また「古い唯物論の立場は市民社会であり、新しい唯物論の立場は人間的な社会、あるいは社会的な人類である」と述べられる。これはフョエルバッハ的な直観の立場の批判と同時に、それまでの自らの抽象的な「社会的なもの」の立場に対する自己批判でもあるといえる。これによりそれまでの「社会」概念は転換し、かつての「社会的なもの」と同じ積極的

³ 「諸個人」概念および「生活過程」論については、岩佐茂『マルクスの生活者の思想とアソシエーション』(桜井書店、2024年)第一章を参照。

な立場を示すことばは「共同社会」や「アソシアシオン」にとってかわっていく⁴。今後、「社会的」という付加語は主に「歴史的に規定された」という含意をもつようになり、積極的なモメントを示す用法は影を潜める。1846年12月の「アンネンコフ宛の手紙」での、「<社会 la société>とはなんであるか？ 人間の相互的行為の所産である」（MEGA III/2: 71）という把握も『ド・イデ』の立場を引き継いでいる。その後、『哲学の貧困』や『共産党宣言』においては社会を諸階級の敵対関係において把握する立場が強調されてゆく。

以上のような「社会」の歴史的・構造的な把握への概念転換は、『経済学批判』「序言」のいわゆる史的唯物論の定式において最も明確化されることは改めていうまでもない。この短いテキストはこれまで様々に解釈されてきたが、ここで注意すべき点だけ挙げておくと、「物質的生活の生産様式は、<社会的>、政治的、精神的生活諸過程一般を条件づける」（MEGA II/2: 100）という一説における「<社会的>生活過程」を、「社^{ソツィアル}会^{ゲゼルシャフト}」とどのような関係にあるものとして捉えるかが問題である。しかし本報告ではこれについて論じる余裕はないので、別の機会に改めて検討したい。

5. 疎外をつうじた「社会的個人」の形成 —『経済学批判要綱』

「社会」把握の転換に伴って積極的なモメントとしての「社会的なもの」の概念が後景に退いたことを確認したが、『要綱』ではそのような用法が再び現われるのがみられる。それが「社会的個人」という概念である。まず、『要綱』でもつねに、「社会なるもの」や「人間なるもの」ではなく、現実生きて活動する「諸個人」が問題となっている。しかし彼らが個人としてはじめて個別化されるのは、近代において交換をつうじてのことである。その際、諸個人の社会的関係は疎外されて彼らに対立した物象へと形態化し、こうして物象こそが「真^{ゲマインヴェーゼン}の共同存在」となる（MEGA II/1: 399f.）。これは資本主義的生産に先行する諸形態での共同体組織^{ゲマインヴェーゼン}が歴史的に解体し疎外されたものである。だがまさにこの疎外され個別化した諸個人の資本主義的生産過程をつうじて、歴史的に社会的個人が陶冶形成されてゆく。

社会的個人は三つの領域におけるモメントとして現われるのがみられる。第一に、資本に基づく生産は市民社会と世界市場の創出を通じて普遍的交換を生み出し、普遍的な富を作り出すことで、多様な欲求と享受の能力・教養を備えた社会的人間を潜在的に作り出す。資本は「社会的人間のあらゆる属性の開発 Curtur と、可能なかぎり豊富な属性・連関をもつがゆえに可能なかぎり豊富な欲求をもつものとしての、社会的人間の生産——人間を可能なかぎり総体的かつ普遍的な社会的生産物として生産すること」を自らの条件とする（ibid.: 322）。ここでの普遍的交換とはもちろんまだ個別的な生産物の私的交換であるが、疎外され

⁴ Manfred Riedel, »Gesellschaft, Gemeinschaft«, *Geschichtliche Grundbegriffe*, hrsg. v. Otto Brunner et. al., Stuttgart: Ernst Klett Verlag, 1975 も、マルクスがこの時期、抽象的なゲゼルシャフト概念を用いなくなり、かわりにゲマインシャフトとアソシアシオンを用いるようになったことを述べている。（p.851）

たあり方を克服するにはオルタナティブが考えられねばならない。すなわち、生産物の交換によって媒介されない、直接に社会的な労働を通じて前提自体が媒介されているところの、^{ゲマインシャフトリッヒ}「共同社会的生産」である。ここでの交換は「生産手段の共同的な領有と統制の基礎の上でアソシエートした諸個人の自由な交換」(ibid.: 92)としてただ抽象的にしか述べられないが、それはもはや交換価値を尺度するものではない。それは富そのものを尺度とするが、富とは「諸個人の諸々の欲求、能力、享楽、生産力等々の普遍性」にほかならず、そこで人間的諸力を総体的に発展させる諸個人は、「生成の絶対的運動の渦中にある」(ibid.: 392)。こうして第一のモメントは、潜在的な普遍的交換と普遍的富によって可能となる、それ自体を目的とした社会的人間の総体的な形成である。『パリ草稿』のテーマからいえば、対象的富の再領有という意味で、「人間と自然との争いの解決」といえよう。

第二のモメントは、直接的生産過程において形成される。資本は生産力を不断に高めるために、協業や分業などの社会的労働を発展させる。これはのちにアソシエートした労働として発展させられるテーマであるが、さしあたりこれは資本の主導でもたらされるにすぎず、諸個人は客体として現われるが、次第に生産過程を意識的に統御する諸力を備えた主体として形成されてゆく。これが「社会的個人」と呼ばれる。大工業と機械の発展において労働者は生産の主作用因であることをやめ、生産過程の規制者および監視者として現われるが、このなかで生産と富との大黒柱として現われるのは、人間自身の「一般的生産力の取得、自然にたいする彼の理解、そして社会体としての彼の定在を通じての自然の支配、——ひとことではいえば社会的個人の発展である」(ibid.: 581)。また科学や技術の発展とともに人間の一般的知性を対象化した固定資本が発展するが、社会的労働においては「自律的過程にまで発展した労働手段の生産力において、自然諸力を社会的悟性のもとに服属させることが前提」である(ibid.: 585)。このように生産を意識的に統御する社会的悟性を備えた社会的個人は、個別化された諸個人の偏狭な活動力を脱し、陶冶された類的諸力を再領有するだろう。『パリ草稿』のテーマからいえば、それは「個と類との争いの解決」といえよう。

第三のモメントは、直接的生産過程をこえたところ、つまり「自由時間」において現われる。資本は絶えざる生産力発展を通じて必要労働を短縮し、潜在的に自由時間を増大させる。資本はそれを剰余労働に転化させて横領するが、それを労働者自身が取り戻すならば、いまや富の尺度は労働時間ではなく自由時間となる。資本が促進するこうした「時間の経済/節約」によって作り出される自由時間は、諸個人の享受の能力を陶冶させつつ自由な社会的活動に向け、学問や芸術の発展を可能にする。また自由時間はその持ち手をそれまでとは別様な主体に転化させ、そうして再び生産過程に入らせる。生産過程と自由時間とのあいだで発展した社会的個人のこうした相互作用によって、労働も自由な活動としての側面をもつようになり、もはや自然必然性に基づく物質的労働と自由な活動との区別は相対化

される。『パリ草稿』のテーマからいえば、「自由と必然との争いの解決」であろう。

以上、概略的にしか展開できなかったが、『要綱』では資本の生産という対立的な疎外の過程そのものをつうじて「社会的個人」が陶冶形成されてゆくことが論じられる。さしあたり個人が主題となっただけはいるが、裏を返せば、ここに現実のうちに理念をみる『パリ草稿』のモチーフ、すなわち否定性の弁証法という観点からみた「社会的なもの」の歴史的形成を読み取ることができる。これまでで確認したかったことはつまり、初期に確立された本源的な「社会的なもの」のモメントが、近代においてこのように具体的な仕方で行われていくまでを連続的な視点で見通すことであった。疎外が廃棄される時、ここに疎外や対立という媒介をへた高次の統一としての社会的人間の自己回帰が達成されるといえる。

おわりに ―今後の課題

以上の概略的な検討は、このなかの個々のテーマについて詳細に検討するための準備作業である。諸々の細かい点についてより立ち入った議論が必要であろう。とくに「政治的なもの」と「社会的なもの」の関係については後期の諸著作をも含めなお論ずべきことが多い。また、『要綱』の「社会的個人」概念については別の機会に改めて批判的に取り組む。マルクスの「社会」概念についてさらに包括的に理解するためには、1844年の時点で彼がどこからこの概念を取り入れたかという系譜の問題も浮上する。さしあたりフォイエルバッハおよび古典経済学との関係はすでにみたが、その他やはりヘーゲル左派およびフランス社会主義の諸言説との関係がなお問題になると考えている。今後の課題としたい。

「朝鮮議會」を構想した政治思想

: 浮田和民と張徳秀^{チンデクス}における「人格」「立憲政治」「フランス革命」

金鎮燁（東京大学総合文化研究科博士課程）

第一次世界大戦後、民族自決が総論的に承認されても、帝国秩序は現存していた。植民地における政治的主体性の主張と帝国の有機的な関係性を両立させようとした帝国再編論はこのような時代状況を背景として展開されるが、それは植民地側からすると自治主義の空間が創出されることを意味する。しかし、帝国再編論において、植民本国の知識人や植民政策学者の議論¹、総督府官僚の構想など²、統治側における議論は幅広く研究されているものの、帝国再編のもう一方側である、植民地知識人の議論はまだ研究の余地を残している。

植民地朝鮮の場合、1920年創立された『東亜日報』を拠点とした勢力が自治主義の主な担い手として取り上げられる³。彼らは阿部充家を介して、「朝鮮議會」の設立をめぐる総督府の動向を横目に見つつ⁴、自治主義に同調する勢力の糾合を図った⁵。帝国再編論が現実

¹ 平野敬和「帝国改造の政治思想：世界戦争期の吉野作造」『待兼山論叢—日本学篇』2000年。酒井哲哉「「帝国秩序」と「国際秩序」—植民政策学における媒介の論理」酒井哲哉等編『「帝国」日本の学知〈第1巻〉「帝国」編成の系譜』岩波書店、2006年所収。米谷匡史「戦間期知識人の帝国改造論」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第〈9巻〉近代の転換』東京大学出版会、2005年所収など。

² 駒込武『植民地帝国日本の文化統治』岩波書店、1996年、208～219頁。李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』吉川弘文館、2013年、第七章など。

³ 植民地朝鮮における「自治運動」については、朴賛勝『韓国近代政治思想史研究—民族主義右派의 実力養成運動論』歴史批評社、1993年、330～355頁。自治運動を統治者と被統治者の間における「バーゲニング」過程として捉えた研究として、金東明『지배와 저항, 그리고 협력 (支配と抵抗、そして協力)』景仁文化社、2006年。チョギョテ「1920년대 민족주의세력의 자치운동의 전개 양상 (1920年代民族主義勢力の自治運動の展開の様相)」『韓国民族運動史研究』韓国民族運動史学会、2017年。森山茂徳「日本の朝鮮支配と朝鮮民族主義」(北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展—昭和政治史における権力と構想』東京大学出版会、2000年所収)。森山茂徳『日本近代史のなかの朝鮮』不二出版、2024年、249～256頁。一方、「天道教新派」の自治主義構想については、チョンヨンソ「1920년대 천도교 신파의 ‘민족 자치’구상 (1920年代の天道教新派による「民族自治」の構想)」『東方学志』延世大学国学研究院、2012年。

⁴ 李炯植「1920년대 중후반 아베 미쓰이에의 조선에서의 정치행보 (1920年代中後半の阿部充家の朝鮮における政治活動)」『民族文化研究』第78号、2018年。

⁵ チョギョテ、前掲論文。チョギョテはその糾合に応じた勢力として主に、崔麟を中心とした「天道教新派」、「興土団」のリーダーであった安昌浩系の人物を取り上げている。一方、尹恵泳は『東亜日報』による1920年代の政治運動を、自治運動へコミットではなく、民族運動の「中心勢力」の結成という目標に限られたものであったと捉えている。尹恵泳の主張は『東亜日報』勢力の自治構想は、いわゆる「内政独立論」に留まるものでは

において無視できない比重を持っていたように、自治主義を目指す動きも見過ごすことのできない比重を持っていたものであった。

しかし、そもそもその自治主義を目指した行動の根底にはどのような論理が置かれていたのか。その行動の原理における内在的な論理は十分に考察されず、主に批判の対象として扱われる場合が多かった。自治主義をめぐる行動は、「ブルジョア資本家」が「自分たちの政治的支配」を固めるために権力に妥協した行動として理解されるか⁶、あるいは権力側との緊張感を失って屈従したものとして⁷、さらには「植民主義」の論理を受容したものとして解釈された⁸。本報告はこれらの外在的な評価からは少し距離を置き、自治運動の行動を支えた内在的な論理を検討することを目標とする。

もちろん、その内在的な論理をめぐる検討が全く存在していなかったのではない。例えば、エジプト、トルコ、アイルランドなどの独立運動を紹介した 1920 年代の『東亜日報』の記事と論説を分析することを通して、『東亜日報』勢力の認識の実像を考察している研究は重要な業績である⁹。なかでも特に、『東亜日報』がアイルランドの事例に多大な関心を寄せ、それを通して自らの主張を裏付けていたことは示唆する所が多い。しかし、このようにアイルランドなどの独立運動に関する事例分析がそもそものような思想体系の中に位置していたものであったか、その事例分析に反映されていた思想の内容とはどのようなものであったかは、事例分析をめぐる考察だけでは答えられない。つまり、『東亜日報』の「自治主義」の論理構造の中のアイルランド論、さらには、『東亜日報』の政治思想体系における「自

なかったことを指摘している点で意味がある。しかし、「東亜日報グループ」が自治運動の最終的な帰結として「完全な独立」を想定していたとしても、また、彼らの 1920 年代の政治運動の狙いが合法的領域における諸勢力の結集にあったとしても、それが当面の目標として議会の開設自体に否定的なものであったとはいえない。つまり、政治的結社の組織を意味する「中心勢力」の組織が「朝鮮議会」を視野に入れていなかったものであったとはいえない。また、尹惠泳の主張に関する批判については、李炯植、前掲論文、2018 年、注 38 を参照。

⁶ 金炅宅「一九一〇・二〇年代 東亞日報主導層의 政治經濟思想研究」延世大学校博士論文、1998 年、186～188 頁。チョンヨンソ、前掲論文、450～451 頁。

⁷ 朴賛勝、前掲書、306～311 頁。森山茂徳、前掲書、2024 年、251 頁。張徳秀に関する先行研究でも、「朝鮮議会」の設置をめぐる張徳秀の主張について、「どのぐらい足掻いても合法的な形式としては、妥協的な属性を否めない」という批判的な評価を与えている。崔善雄、前掲論文、128 頁。

⁸ イナミ「일제시기 조선 자치운동의 논리（日帝時期の朝鮮の自治運動の論理）」『民族文化研究』高麗大学民族文化研究院、2006 年。

⁹ 칸미ョン스쿠「1920 년대 초반 동아일보에 나타난 자치에 관한 인식（1920 年代前半の東亜日報に現れた自治に関する認識）」『歴史와 現實』2002 年。『東亜日報』におけるアイルランド事例が持つ意味に関する分析は、ハンスンフン「1920 년 동아일보의 아일랜드 독립전쟁 보도태도와 그 의미（1920 年東亜日報のアイルランド独立戦争に関する報道態度とその意味）」『사람』第 67 号、2019 年。

治主義」という、思想の全貌がまず考察されなければならない。

本報告は、植民地期に「朝鮮議会」を求める「自治運動」の主な担い手であった『東亜日報』の「自治主義」の内在的な論理を、その思想体系の中で考察することを目標とする。そのために、『東亜日報』の初代主筆であり、独立後の「韓国民主党」まで繋がる所謂「東亜日報グループ」の理論家でもあった張徳秀^{チャンドクス}の政治思想を分析対象とする。特に、彼が『東亜日報』の創刊主旨の一つとして唱えた「国内政治における自由主義」の主張を、その主張を構成していた「人格主義」「立憲政治」「フランス革命」をめぐる議論を中心に考察し、その上で「民族主義」の主張がどのように位置づけられていたかを分析する。このような議論に基づいて、アイルランドの独立運動に関する『東亜日報』の論説を分析し、アイルランドの「温和派の自治主義」路線がどのような論理に基づいて擁護されていたかを検討する。

まず第一節では、張徳秀の思想形成の背景として、浮田和民における「人格」「立憲政治」「フランス革命」をめぐる議論を考察する。「自己を目的」とし、「自由意志」を備えたものとしての浮田の「人格」概念が「新道徳」の提唱に繋がっていること、またその「新道徳」が「国家」に適用されたものが「立憲政治」であり、その「立憲政治」の成立条件の一つが議会を通して行われる「立法への参与」であったことを明らかにする。そして、その「立憲政治」の実現をフランス革命の歴史の中で見出した浮田の議論を検討し、彼にとってのフランス革命は、「立憲政治」の実現の歴史であると同時に、革命のもたらした「専制政治」の展開を見せる材料でもあったこと、それゆえ浮田和民は「立憲政治」の実現とその「穏健確実」な展開の両立を主眼としていたことについて考察する。

第二節では、浮田和民の以上のような議論が張徳秀の「国内政治における自由主義」にどのような影響を与えていたかを分析する。まず早稲田大学に在学していた時期の張徳秀における人格概念を検討し、その人格概念が彼の主筆時代の『東亜日報』を通して「立憲政治」論に発展する過程を考察する。また「新道徳」という浮田和民と同様の論理に基づいて提唱された彼の「立憲政治」が、「行政部」の「独裁」を防いで人民に参政権を保障する機関として「立法部」の役割を強調していたこと、さらにその立憲政治の歴史的な展開をフランス革命を通して紹介し、革命における穏健派の役割についても注目していたことを分析する。これらの分析を通して、『東亜日報』の創刊主旨の一つである「国内政治における自由主義」という主張が、議会への参政権を中心に据えた「立憲政治」の実現を意図していたものであったこと、またその実現における「穏健確実」な方法を視野に入れていたものでもあったことを明らかにする。

第三節では、張徳秀の「国内政治における自由主義」をめぐる以上のような議論が、アイルランドの独立運動に関する『東亜日報』の論説にどのように反映されていたかを分析する。まず張徳秀の「国内政治における自由主義」が「立憲主義」のみならず、「民族主義」を含

めていたこと、その「民族主義」のスペクトラムの中には「分離独立」のみならず、「自治権」の獲得も含めていたことを明らかにする。その上で、アイルランドの「自治主義」路線への『東亜日報』の評価を考察する。つまり、『東亜日報』はアイルランドの独立路線を「極端派の絶対独立論」と「温和派の自治主義」路線の対立として捉えた上で、後者の「自治主義」路線が、英国の自治領に留まる選択に直面しつつも、その中で男女普通選挙権、比例選挙制、下院によって組閣される内閣という「民主主義の最新の原則」を達成していると紹介し、それが「理想に走らず、実地を得ている」ものであったと高く評価していた。このような『東亜日報』の分析を通して、「立憲主義」の原理の実現と、革命の「穏健確実」な展開の両立という『東亜日報』の認識がアイルランドの独立という具体的な事例分析に反映されていたことについて考察を行う。

以上のような議論を展開する本研究は次の三つの点において意義を持つ。第一に、本研究を通して『東亜日報』勢力の「自治運動」の根底に置かれていた内在的な論理を究明することができる。それは、「人格」概念から出発された「立憲政治」の実現を目標としつつも、その実現過程における「温和派」の役割に注目する中で誕生したものであり、アイルランドにおける「温和派の自治主義」はその具体的なケースとして分析されていたのである。「階級利益」の固守や権力への「屈従」という外在的な解釈は、このような複雑な考慮を隠す評価を持つものであった。第二に、民族自決主義の多様なスペクトラムと、その形成に関わった多様な構成要素を考察することができる。例えば本研究の研究対象である『東亜日報』の主張は、ただ単にウィルソン主義の衝撃への反応ではなく、大正期の人権、立憲政治、フランス革命などをめぐる議論を背景としており、アイルランドの独立運動を具体的な事例分析の材料として使っている。民族自決主義はそうした中で生み出された「自治主義」をも自分のスペクトラムの中に含むものであった。第三に、植民地問題をめぐる、統治側と被統治側の間に作られた空間を考察することができる。その空間にはもちろん、総督府と自治主義者の間における交渉の空間も存在しているが、思想共鳴の空間も含められる。その思想共鳴の空間の中で、植民地知識人は帝国本国における議論に接し、それについての取捨選択を行うと同時に、その議論に基づいて自身の論理を形成していた。

高坂正顕の大学論—大学紛争の経験とマルクレーゼ読解について—

渡辺恭彦（大阪産業大学）

はじめに

高坂正顕（1900－1969）はカント研究や歴史哲学研究で知られている。大学や学生運動について論じたものも多くあるものの、著作集等に収められていないこともあり、高坂の仕事における位置づけが不明瞭であるように思われる。高坂は1961年10月に大学論の文献学的研究である『大学の理念』を刊行し、翌11月には東京学芸大学学長を務めるなど大学運営への関わりを深めていった。さらに1963年には中央教育審議会第19特別委員会の主査に就任し、「期待される人間像」（1966年9月）の作成に携わるなかで教育や人間像に対する自身の考えを先鋭化させた。「期待される人間像」の草案、最終報告の作成にあたっては、とりまとめる立場を自覚的にとっていたため、高坂は自身の考えを取り下げることもなかった。このとき抑制された考えは、のちに自説として展開されることになる。

これまでのところ、報告者は高坂の大学論について「高坂正顕の大学論（上）－『大学の理念－系譜と問題－』（1961）を中心に」（2023）、「高坂正顕の大学論（中）－「期待される人間像」を経て－」（2024）で検討してきた。本報告では、1967年以降の高坂の大学論、とりわけ『大学問題と学生運動』（1968）、吉田富三との共編『大学教育改革のための提案20条』（1969）、『開かれた大学』（1969）を検討する。

一．大学紛争の経験

十年近くに及ぶ大学論の執筆を通じて、高坂の考えにも変化があった。考えを変えた点、変えていない点を高坂は明確に述べているため、その変遷を検討する余地が残されている。高坂の大学論において看過できないのが、東京学芸大学学長を務めていた1967年に寮問題に直面した際の現場経験である。この出来事をきっかけに、高坂の学生運動に対する考えは大きく変わったと推測される。

大学の自治をめぐる高坂の分析については、高坂自身が直面したいくつかの出来事と重ね合わせて考える必要があるだろう。第一次滝川事件が起きたとき高坂は法学部の講師〔現在の非常勤講師〕を辞職し、第二次滝川事件の際には京都大学教育学部長であった。第二次滝川事件とは、1955年6月に予定された創立記念祭の内容をめぐる同学会と大学当局が対立し、結果として約100名が本部本館に詰めかけ、滝川幸辰総長を取り囲んだ出来事を指す。この二つの出来事とってみても、高坂は戦前から戦後にかけての大学問題を間近で見

る立場にあったといえる。高坂によれば、第一次滝川事件をはじめ戦前の大学問題は教員人事が中心であるのに対して、戦後になると大学問題の中心は学生問題となった。

高坂が対処した 1967 年の寮問題は、これらの経験を経た後の出来事であった。実子の高坂節三が著した評伝によれば、寮問題に関わる学生の無期停学処分を巡って、学長であった高坂は約 200 人の学生に取り囲まれたという。これは第二次滝川事件に類似する状況といえよう。この出来事を受けて、高坂は学生の政治活動と暴力を拒否する考えを固めたのではない。『大学の理念』（1961）で高坂は学生運動に寛容な態度を示していた。同書で高坂は、フィヒテ、シュライアマハー、フンボルトらの大学論を踏まえて、大学の自由 *akademische Freiheit* と学生の自由 *studentische Freiheit* を検討している。学生の自由については、大学生が社会規範を多少無視してもよいか否かをめぐって、シュライアマハーとフィヒテの間で意見が分かれた。高坂はシュライアマハーの考えを援用し、大学生が自由奔放に振舞うことも社会によって許容されるべきと鷹揚に構えている。しかし『大学問題と学生運動』（1968）では学生の暴力行為を厳しく批判し、大学管理への学生参加を限定する考えを示すに至った。この段階になると、高坂の学生への見方は厳しいものとなり、1955 年の第二次滝川事件についても自身の境遇を重ね合わせるような筆致で書いている。

さらに、この出来事を彷彿とさせる記述を『大学問題と学生運動』（1968）の「「序文」に代えて」に見出すことができる。「大学はもと学問教育の場として静かな平穏な所である筈であり、当然、学生の集団的な暴力活動を予想し、それを規制する法規の類はなかった。大学はそのため暴力に対して全く無防備であった。学生の暴力活動は丁度その虚をついて生じた。その上、警官導入に対しては戦前の不快な経験の故に、それを極度に嫌う風潮があり、警官導入拒否が一つの慣行となった。その結果、ヘルメット、角棒、覆面の一団の学生が学長室を占拠し、評議員会を大学内では開き得ない状態をさえ招いた。学長にとって、自分の大学のキャンパスが最も危険な場所であるということは、単に一、二の大学には止まらないであろう。しかし大学は暴力に屈してはならない。それは不真理に屈するのと等しく、大学の存在理由の放棄だからである。」（同書、12 頁）同書「二章 大学問題」では、フィヒテとシュライアマハーの *akademische Freiheit* があらためて紹介された。そこでは「大学生の治外法権的な考え方に反対である」（同書、80 頁）と述べるなど、大学内における学生の政治活動や暴力を一貫して拒否する考えを明らかにしている。

二. 暴力論—マルクーゼ読解から—

もっとも、高坂は学生を一方的に貶めているわけではなく、学生運動の支柱となる理論を無視しているわけでもない。マルクスやマルクーゼの論を綿密に検討し、公けにしているか

ことから、学生を理解しようと努めていることが窺える。高坂は「期待される人間像」を第19特別委員会主査としてとりまとめるにあたって自身のマルクス解釈を抑制したが、のちに自身の論文で全面的に展開した。当時の学生運動がマルクスに依拠する傾向があったことを考えれば、高坂は学生運動家の主張に一定の理解を示していたはずである。

高坂はドイツで新左翼の教祖とされたマルクーゼやドゥチュケを紹介し、とくにマルクーゼについては『大学問題と学生運動』（1968）の「第五章ヘルバート・マルクーゼ―彼の思想とその意味するもの―」で主要著作を検討している。このことから、たんに管理者的な立場から新左翼運動を傍観しているわけではなく、学生運動が起こった原因を理論的に考察していることが分かる。目を引くのは、学生運動家の理解が及ばないであろうと推定したうえで、高坂がマルクーゼ解釈を文献学的に行っていることである。学生が学問研究へ向けるべき時間を学生運動が奪っていると高坂は度々指摘している。高坂が大学や学生に求めるのは、真理の探究に勤しむことであって、学問を政治に用いることではないのである。それゆえ高坂はマルクーゼが学生運動に与えた影響を判定するのではなく、その文献解釈に徹する立場を自覚的に採っているのではないか。とはいえマルクーゼの暴力論をめぐる高坂の解釈には、マルクーゼ自身の言説と異なるところも散見され、その妥当性を検証する必要がある。

両者の暴力論の相違はどこに見られるのだろうか。高坂はマルクーゼの主要著作を検討したうえで、その理論から明確な実践を引き出すことはできず、マルクーゼの理論においては暴力行為を肯定できないと捉えている。高坂はマルクーゼを評してこう述べる。「マルクーゼ自身が革命の中に入らず、学生を扇動しているだけではないのか。少なくとも今日の全く非合理的な学生の集団的暴力活動そのものを肯定し得る理論的根拠はマルクーゼの中にはないのである。マルクーゼはむしろヴァレリーの「思想こそ、存在していないものを我々の生命のうちにもたらす労働である」という言葉を引き、それに賛意を表している。大学生の任務は、そのような思想の生産へ協力し、準備するところにあるのではないのか。学問しない学生は学生ではなく、大学生としての発言権はないのである。」（高坂正顕『大学問題と学生運動』南窓社、1968年、222頁）しかしマルクーゼ自身は次のように述べ、暴力を完全に否定しているわけではない。「非暴力主義は戦略原則として適用され、鼓吹されねばならないなどと、私は主張したおぼえがない。また私は、ヒューマニズムと非暴力とをイコールで結んだおぼえもない。むしろ、私は、ヒューマニズムの観点から当然暴力にうったえざるをえない状況があるということを、お話ししたまでのことである。」（ヘルバート・マルクーゼ著・清水多吉訳『ユートピアの終焉』合同出版、1968年、96頁）高坂のマルクーゼ解釈にも、マルクーゼの言説と突き合わせて検討する余地が残されている。誤読があるとなれば、なぜそのような解釈に至ったのか。この問いについて、高坂のマルクーゼ解釈と現場

経験を対照させることで考察することもできよう。

三. 疎外論と大学論

1950年代前半、高坂は田辺元のすすめによりマルクス研究に着手した。『歴史の意味とその行方』（1950）ではマルクス主義やルカーチについてまとまって分析を行い、『来るべき時代のために』（1952）ではマルクス主義を時勢や知識人論と関連させながら論じた。マルクスやマルクス主義に対する高坂の理解は、オーソドックスなもので、疎外論的といってもよいものである。50年代にマルクスの解釈に着手して以来、高坂にとって人間疎外の克服は継続的な課題でありつづけ、60年代以降の大学論においても学生が陥っている人間疎外の問題を現代社会の問題であると見なしている。大学の使命も人間性の自己疎外からの回復を試みるところにあるとされた。高坂はいう。「かりに学生は資本主義によって飼い馴らされているにせよ、実は、彼らは大衆化による自己疎外を行っているのである。もし人間性の回復が彼らの革命運動の狙いだとすれば、現に彼らが行なっていることは、暴力活動へ逃避し、それに酔うことによって自己を忘れる自己喪失の行為なのである。彼らは資本主義による自己疎外をなげきながら、より深刻な自己喪失に陥っている。これは甚だしい自己矛盾であり、悲劇である。彼ら自身の悲劇であるだけでなく、現代の悲劇である。〈中略〉私は学生暴動の最も深い病根と責任は、このように理想的なるものを余りにも容易且つ安価に考えてきた現代のすべての人々の意識の中にあると言いたい。」（高坂正顕『大学問題と学生運動』南窓社、1968年、111-113頁）高坂のマルクス解釈が疎外論的であることや資本主義分析に踏み込んでいないことは検討すべき点であるものの、以前から課題としていた人間疎外の克服という視角から大学問題を捉え直していることが見て取れる。

四. 大学院大学論

『大学の理念』（1961）では、フンボルトが提唱した象牙の塔的な大学からアメリカにおける社会奉仕型の大学へと大学の理念が移り変わったことを論じている。1968年になると、大学は大衆のための大学になったと考えを改めるに至った。この時期に高坂が著したのが「大学院大学論」である。大衆教育を行う大学とは別に、学問および技術の研究教育を行うのが大学院大学で、天野貞祐からの影響を受けて構想された。天野は獨協大学学長として学生運動に批判的な立場を示しており、先に挙げた高坂晩年の考えと共通するところがある。また、中央教育審議会第19回特別委員会には天野も委員として出席していた。両者の大学論を比較し、高坂が「大学院大学論」を著すに至った過程を明らかにする必要があるだろう。

以上のように、高坂が主題とした暴力や人間疎外の問題、大衆の概念、大学院大学といったテーマを検討することが本報告の目的である。

視線の装置と統治

フーコー『監獄の誕生』とベンサムの模索をめぐる三様のコンテキスト

深貝 保則（横浜国立大学名誉教授）

《1 はじめに》

『監視と処罰』（1975年、邦訳『監獄の誕生』1977年）のなかでフーコーが取り上げたことによって広く知られるパノプティコンは、現代の監視型社会の一特質を象徴的に示すものと見られることも少なくない。18世紀後半の監獄・刑罰改革の流れのなかでベンサムはパノプティコンのアイデアを提示し、その具体化に腐心したのだが、ではフーコーが直接的にベンサムを批判したかといえ、そうではない。

ここでベンサムがパノプティコンとして提起し、フーコーがパノプティスムとして包括した装置／様相を取り上げるにあたって、時間的な広がりとともに問題軸の広がりがある。後者の面については最終項で扱うこととしてさしあたり前者からいえば、20世紀後半にパノプティコンをめぐるフーコーが捉えた対象はまずもって18世紀に至る近代の、視線をもって人を律するという状況を捉えてのことであったのだが、その18世紀にイングランド側の状況のさなかに独自の提案に至ったのがベンサムであった。両者はまずはこの意味で、時代理解を支え、あるいは発想を繰り出すうえでの歴史的舞台を共通にする（対象たる歴史文脈の時間コンテキスト）。つぎに基本テキストとしてみれば、ベンサムは18世紀終盤に論じ、フーコーは1975年に提起したわけではあるが、近年、その基本テキストをとりまく状況が両者ながらに広がりを見せている。独特の、つまりは悪筆のマニュスクリプトで残されたベンサムの思考の中身が新たな著作集として、さらには組織的なマニュスクリプト解説により順次提供されつつある。音声として保存されたフーコーの講義は丹念な文字起こしによりすでに講義録として提供された。このようにしてベンサム、フーコーそれぞれが、単体で刊行されたそれぞれの著作物のみとしてではなく、より広い素材のもとに思考の歩みを読み解かれるべきものとして横たわっている（思想テキストの時間コンテキスト）。フーコーは1970年代前半に『監獄の誕生』を著わしたのち、やがて生政治や安全に関心を向ける講義を展開したのだが、1990年代になるとフーコーは古い、という論調が登場した。それは何よりも、監視カメラが象徴するように監視を行なううえでの技術的な革新を念頭に置いたもので、デイヴィッド・ライアンらがその論調の担い手となるのだが、とくにヨーロッパにおいてサーヴェイランス・スタディーズ (surveillance studies) という領域を形作っていくこととなる。20世紀終盤にはすでに電子的な情報集積が展開しつつあったとはいえ、

当座にそれを利用できるのは大型コンピュータを設計できるような組織に限られていた。しかし 2000 年代に入って、データへのアクセスの経路が大幅に広がるとともに、情報をめぐる日常的な行為様式や態度もホーム・ページによる主として一方通行の情報発信をステップに、相互的な情報発信へと変化している。そこでは場所を隔てながらも親密な、しばしば匿名のコミュニケーションを成立させるとともに、攻撃的な言辞も飛び交い、さらには政治の言説さえも短文の発信によりもはや説得のレトリックとは程遠いものになりかねない。大量観察的にはビッグデータという情報集積と解析の手法が局面によっては効果をもたらすとともに、アクセス数など、情報のある一側面に焦点を当てたランキングで意味を押し量するような傾向も生じつつある。こうして、囚人や潜在的な犯罪予備軍を見張るような監獄型の発想の延長に限らず、情報というフィルターを介して何らかの意味で見張り、評価づけることにも連なっているのだが、その意味は複雑である（情報を取り扱う技術的变化の時間コンテキスト）。

《2 フーコーのパノプティスム、ベンサムのパノプティコン》

「知の考古学」から統治論、権力論へ——。フーコーの思考の段階性からいえば、『監獄の誕生』は権力論を象徴する著作として位置づけられよう。しかしおよそ人の振る舞いを方向づけ、訓練し、そして監視するという手法をめぐるその対象素材へのアプローチは、先行する『臨床医学の誕生』などと同じように、近代に至るまでどのように展開したのか、という点での系譜学となっている。配置と動作を軸に人のありようを方向づける思考・志向のある種の完成形態について、フーコーはベンサムの提唱する装置にちなんで「パノプティスム」という呼称を当てがったのだが、これは、主としてフランスを舞台とする歴史叙述のうえでの類型的な命名、特徴づけであった。

フランスの事情についてはフーコーが独自の観点から特徴的な経緯をとらえているので、対比上、イングランドの側の事情を簡単に拾い上げておこう。中世以来の刑罰をめぐる伝統があるとはいえ、深刻な宗教対立を伴う政治的緊張に至った 17 世紀にあつて刑罰は苛酷になりがちであった。18 世紀に入るとニュー・イングランドへの流刑が活用され、苛酷さは緩和されたのだが、救貧行政の機能不全と相俟って刑罰のあり方はなお、改革を要する課題であった。ひとつには法的な思考として、所有と刑罰を歴史的段階性のもとに位置付けるケイムズ卿の『歴史的法論考』(1758)を起点に、ウィリアム・ブラックストン『英法釈義』の第 4 巻 (1769) やウィリアム・イーデンの『刑法の諸原理』(1771) が登場し、刑罰を律する基準が改めて探られることとなった。いまひとつにはある種の博愛主義的実行スキームとして、海運業を幅広く展開しつつ救貧から犯罪防止へと社会的な問題に視野を広げたジョーナス・ハンウェイなどのように、従来アウトサイダーとされがちであった階層に対しての

矯正と境遇改善をめざす動きが生じ、この傾向はジョン・ハワードの『監獄事情』(1777)に至る。

イングランドの刑罰の状況にとって、1773 年後半からのアメリカ独立の動きは衝撃を与えた。ニュー・イングランドへの流刑が頓挫することとなり、エドモンド・バークのようにフロリダやアフリカなど流刑の代替地を主張する議論もあったが、行政官となったイーデンはブラックストンの協力を得つつ、テムズ川を舞台とする重労働法を構想し、緊急避難措置の具体化を図った。これはテムズ川に廃船を浮かべて独房形式とし、日々、川底の土砂を取り除く作業を科すことを通じて囚人たちの道徳的な改善をも図ろうとするものである。このような経緯のさなかに、すでに『統治論断片』(1776)により法理論としてはブラックストンを批判し、チェーザレ・ベッカリアのアイデアを取り入れていたベンサムにとっても、法としての刑罰のみならず施設としての監獄もまた、改革を要する課題として浮上することとなった。

ベンサムに特徴的なのは、この刑罰をめぐる課題について、独自の人間観をもとに論じたこととともに、1786 年にロシア、クリチョフの地にあった弟サミュエル・ベンサムとともにパノプティコンという建築様式を考案し、これを監獄改革などに活かそうとした点にある。18 世紀前半以来まったく別の形で存在していたパノプティコンや、少し遅れて登場したパノラマという絵画手法と同様、ベンサムは視線に着目し、装置化を図ったのであった。ちなみにアイルランド出身の画家ロバート・バーカーがエディンバラのある街角に差し掛かった折にパノラマ画法を着想したのは 1787 年のことで、初期の OED の P を扱う 1907 年の暫定ヴァージョンにも *panopticon* と *panorama* とが同一ページに説明され、フーコーも『監獄の誕生』のある個所でパノプティコンと並べてパノラマの語にも触れている。

『監獄の誕生』に取り上げられる素材の年代はむしろ 18 世紀よりも前のものを多く含むのだが、解釈者としてのフーコー、考案者としてのベンサムという立場の違いはあれ、格闘の舞台は近代における刑罰の変容、とりわけ 18 世紀のコンテクストを共有する。

《3 統治、権力、デモクラシー：テキスト群と解釈》

フーコーについてのコレージュ・ド・フランスにおける講義録音をベースとした講義録の刊行に続いて、近年、ベンサムの側では救貧、刑罰、パノプティコン、流刑などマニエスクリプト解読による暫定版著作集が展開している。フーコーの講義録に基づき、近年ではその思考における生統治、安全などへの関心の深さが指摘されているが、ベンサムの側についても、パノプティコンの提案とその挫折後の政治的急進化といった面とは異なる側面を照らし出すことができよう。テキスト群の検討は報告に際して補うこととして、その際の両者に見られる共通軸のひとつは、「安全」への顧慮である。いまひとつは、フーコーにおける 18

世紀の病院の機能の変化についての言及や、ベンサムのパノプティコンにおける刑期明けに備えての素養育成に見られるような、病人や犯罪者についての社会復帰の可能性への道筋である。

これらはベンサム、フーコーそれぞれのテキストについて、新たな側面を掘り起こす作業に当たる。フーコーの『監獄の誕生』刊行 50 年、そしてほどなくベンサム没後 200 年を控え、これら資料群の開拓に支えられて、報告では多少の時間を用いて、両者について「視線」を軸とした統治のイメージをめぐっての検討を図る。

《4 情報テクノロジーの展開と人びとの行動の様相 — “新しい”は古くならないのか？ また、“古い”は古いのか？》

フーコーの没後 1990 年代になると、監視カメラ、情報ネットワークなど新たな技術的展開のなかで、フーコーは古い、といわれ始めた。デイヴィッド・ライアンを中心とするこの議論のほか、欧米の監視研究 *surveillance studies* に関わる領域では、トマス・マティーセンやジークムント・バウマンら、それぞれ特徴的な議論もある。

＊ ライアンやバウマンについては、その著作の多くが翻訳されている。マティーセンについて、Thomas Mathiesen, *Towards a Surveillant Society: The Rise of Surveillance Systems in Europe*, English Edition, Waterside Press, 2013.

情報化の高度化のなかで、単に監視カメラに象徴される監視型社会という 20 世紀最終盤段階の状況にとどまらず、ネットワークを介しての情報の相互的発信が普及した 2000 年代半ば以降、様相は新たな姿を見せつつある。ひとつには技術的な変化が不断に起こっており、その意味ではフーコーが古いというのならば早晩、ライアンもバウマンも古い、ということになるだろう。それはともかく、AI を用いて蓄積された文字情報のなかから文章が生み出され、あるいは画像を通じて把握された複数の顔が AI によって同一性のもとにあるか否か判断されるなど、従前の、人海戦術による情報探索とは異なる事態が生じつつあるのであるが、これが一段と進むとどのようなことが起きうるのか、という問題圏の存在である。いまひとつは、ネットワークを介して発信される情報の渦のなかで、人びとの情報の受け止め方や、情報への信頼の寄せ方などが急激に変化しつつあるようだ、という問題圏の存在である。

後者は 2020 年代に入って呼びならわされつつある表現を用いていえば、プラットフォーム型の社会ないし権力のゆくえはどのようなであろうか、という事柄である。たとえば、相互水平的ならびに数量指標を伴うボトム・アップ型コミュニケーションと、それが結果的にはもたらす統括型との緊張、情報を束ねるメジャーなプラットフォームが獲得するかもしれない支配的な力、ならびにフェイクを含む匿名的な発信が引き起こす問題性などである。さ

らには 2025 年に入って、国際的にも大国の政治的に支配的なポジションにある立場からの短文で強烈なメッセージの発信があり、“アラブの春”とは異なり、ネットワークが権力強化の道具にもなりかねない。国内では地方自治体のありかたをめぐる報道についてマス・メディアは事実を伝えておらずネットこそが真実だ、と考える人びとが首長選出に大きな影響を及ぼすなど、従前のメディアとデモクラシーとの関わりでは説明しづらい事象も登場しつつある。建築様式としてのパノプティコンも、20 世紀終盤に普及した監視カメラも、いずれもそのものとしての視線であった。これに対してネットワークを介しての配信は、ものによっては動画を備えてそれを視聴するものにとっては視線そのものであるが、アクセス数をはじめとした評判の指標は、実際のところは局所的にして短時間に集中するアクセスが評価を裏付け、真実であると思われることもあるなど、いわば間接的な視線である。

このような事象をめぐる、むしろ現代メディア論、現代社会意識論といったスタイルで論じ、あるいはたとえばライアンなどの監視研究のスタイルの拡張ヴァージョン・アップとして語ることのできるであろうが、これとは別に、近代の特質を切り出した思想をもとに考えることもできる。その意味で、『監獄の誕生』のみならず生政治や安全を語るフーコー、および、意見形成と統治との間の関係をめぐって間接立法を語るベンサム議論などは、いわば古典の側からの（ここではフーコーも古典なのであるが）、2020 年代状況への応答たりうるであろう。ついでながら、局所的にネットワークのなかに真実があるとして政治的投票行動に向かう事象などは、一面ではリップマン『世論』以来のメディア・トゥールと意見形成との関わりをめぐる様相の変形的な現われであり、他面ではトクヴィル、J.S.ミルのな多数者の専制が、特定ネットワークへのアクセス者のあいだに現われた場合にその外側との関わりでどのような事態として現象するのか、ということでもある。

最後に、2020 年代状況として具体的な事象を古典テキストとの関わりのもとに 2 つほど挙げておこう。

2020 年に端を発する Covid-19 の蔓延のなかで展開した疫学的、社会的、政治的状況は、ある意味ではフーコーが、そしてベンサムが扱った問題にも関わりがある。実際、ごく最近のフーコー論にあっては 1990 年代のライアンら以降の論調とは異なり、近代ヨーロッパにあってはペスト、現下の世界状況にあってはコロナに象徴されるような感染症状況への対策のありようを重ね合わせるなかで、フーコーの含意への再着目がなされている（『フーコー研究』における小泉義之論文など）。これは、単に疾病蔓延対策という医学的処方にとどまらず、統治の繰り出す処方と社会的な雰囲気との絡み合いのなかでどのように新奇な事象とデータに向き合うのか、という問題圏なのである。一方で不安、パニックと差別的様相がありつつ、他方ではデータに基づく処方と隔離、そして安全。これを、自由、権力、安全などの観点で考えることができよう。

つぎに法の運用の面でいえば、2022 年の刑法改正により禁錮刑と懲役刑に替えて拘禁刑が設定されたのだが、これは欧米を範に定められた明治期以来の日本における近代的刑罰にあって、初めての本格的な変更である。幕藩制の時期の刑罰に替えて近代的な刑罰を定めようという時期に海外の刑務所視察として香港などを訪ねて監視塔付きの独房監獄を見学し、刑罰則（1873=M.5）の起案を行なったのが、幕末の殺傷事件で自らも入牢経験のあった官吏、小原重哉であった。そのころ、近代的法規の制定のために維新政府のもとに組織的にヨーロッパの法律論が翻訳されており、陸奥宗光の手になる『利学正宗』に先立ってベンサム法律論も複数、翻訳をされていた。のちに制定された刑法の刑罰関連法規は基本的にはこの小原重哉の案を継承していたのだが、このたびの刑法改正による拘禁刑制定は実に 130 年あまりを経ての初めての改訂である。判決の際に刑罰の種類と量刑を定めるという従前の刑罰法規に替えて拘禁刑のもとに、収監された監獄のなかでの囚人の様子を見ながら刑罰の方式を調整しようというのがこのたびの改正なのだが、これは、ブラックストン、イーデン、ハワード、ベンサムなど 18 世紀後半のイングランドにおける模索を参看しつつ意味を考えることもできよう（なお、この刑法改正をフーコーの側から検討したものとして、赤池一将のものがある）。

10月19日(日) 13:00-13:45【第2会場】
イギリス東インド会社におけるクリスチャン・ミッションとスコットランド啓蒙の終焉をめぐって
——チャールズ・グラントのクリスチャン・ポリティカル・エコノミーを手がかりに——

荒井智行（南山大学経済学部）

本報告の目的は、19世紀前半のイギリス東インド会社によるインドでのキリスト教の普及の意図と目的の検討を通じて、この時代のスコットランド啓蒙思想の展開の断絶の意味の一端を明らかにすることである。イギリス東インド会社によるインド支配は、18・19世紀のスコットランド啓蒙の終焉の要因の1つとして数えられよう。

田中秀夫氏は、論文「スコットランド啓蒙の拡散と終焉——道德哲学の解体と経済学の発展」（『経済学研究』第6巻第2号、2019年3月）の中で、スコットランド啓蒙の終焉の要因として、次の5点をあげた。①スコットランドの閉塞、アメリカ戦争時代からフランス革命時代、②急進主義の時代、③ロンドンへの脱出、合邦以来の傾向（19世紀に顕著になる）、④専門化とパラダイム・チェンジ、⑤帝国への関心、*Scottish Diaspora*（帝国官僚・お雇い外国人・植民地主義、合衆国、カナダ、インド、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、中国、日本へのスコットランド人の進出など）である。田中氏によれば、これらは相互に関連し、そしてそのことは19世紀スコットランド啓蒙の知的世界の変容のあり方にも大きく関わっている。

本報告において焦点を当てるのは、上記⑤のインドである。18・19世紀のスコットランド啓蒙の終焉として、イギリス東インド会社によるインド貿易の独占も大きな要因の1つとしてあげられよう。それは、「帝国への関心」の括りで示されるものといえるが、その内容は単なる帝国主義的な富や利益の追求といえるものではなかったように思われる。その大きな理由として、イギリス東インド会社のインド政策において、貿易の独占だけでなくインドでのキリスト教の普及も重要な柱とされていたからである。イギリス東インド会社が建立した東インド・カレッジでの教育を通じて、同会社がインドでのキリスト教の普及を重んじていた点については、これまでの研究においても既に明らかにされている。本報告では、そうした事実と関わらせながら、同会社の有力者であったチャールズ・グラント(*Charles Grant*, 1746-1823)の思想を手がかりにしながら、スコットランド啓蒙思想の終焉の要因について検討を試みたい。

1806年にイギリス東インド会社が東インド・カレッジを創設したのは、インドでの支配を強化するためのキリスト教の普及のミッションが重要な要と考えられたからであった。同カレッジの創設には、イギリス東インド会社の理事会が深く関わっており、その中心人物

はチャールズ・グラントであった。彼は、信仰深い熱心な福音主義者であり、カレッジの教育理念として、キリスト教の教えの精神を学生に教え込み、インドでの Christianity の精神の普及を重んじた。それは、同カレッジの教育理念について記された 1804 年の『報告書』に記載されている通りである。そして同カレッジの教員は全員クリスチャンで揃えられた。同会社がインドでのキリスト教の普及を重視した点については、大英図書館の IOR (India Office Record) に所蔵されている同カレッジの会議録や報告書から伺い知ることができるが、別の観点から、その時代に同会社に関する詳しい情報を発信し続けた雑誌、*The Asiatic Journal and Monthly Register for British India and its Dependencies* の内容からも理解することができる。

インドでのキリスト教の普及のミッションが同カレッジの教育理念の重要な柱とされた一方で、もうひとつの背景として、18 世紀を通じてインドにおいて自らの利益の追求だけを求める文民たち (the Writers ※イギリス東インド会社で現地のインドでの業務に従事した人々を指す) を良しとしない考えがあった。1800 年の 8 月にイギリス東インド会社のベンガル総督のウェレズリーは、現地カルカッタ (現在はコルカタと呼ばれる) でそうした文民たちの姿を見て批判し、教養ある文民の養成が重要であると、イギリス東インド会社の役員たちに報告した。その報告は、決して全てではないが、その役員たちに受け入れられ、やがて同カレッジの創設に至った。教養ある文民を育てるためには、インドではなくブリテン国内でカレッジを建設し、キリスト教の教義をその生徒たちに教えるとともに、ヒンドゥー語等の言語教育のみならず、法学、数学、歴史、経済学のほか、自然哲学などの教えも必要とされた。

この点は、イギリス東インド会社のクリスチャン・ミッションと必ずしも同一のものとはいえないという点で、重要である。もし、同会社において、クリスチャン・ミッションの遂行のみを目的とするならば、カレッジで経済学や法学を教えることなくキリスト教の教義のみを学生に教えればよいだけだからである。教養ある文民は、インドで利益のみを追求せずに、有徳な態度で勤勉に労働することが求められる。彼らの経済活動においても、クリスチャン精神と教養ある学びから倫理的な態度が重んじられている。すなわち、イギリス東インド会社によるインド政策は、もちろんインドでの富の独占は重要だったが、強奪的な富の収奪を良しとしないものであった。

同カレッジでは、勤勉や節約、徳性の涵養が重んじられた。それは同カレッジの各『報告書』、マルサスの「グレンヴィル卿への手紙」(1813)、『東インド・カレッジに関する声明』(1817) の内容からも窺い知ることができる。例えばマルサスは、「グレンヴィル卿への手紙」の中で、カレッジの学生において勤労や徳の向上が達成され、道徳心が育てられていると記されている。だがそれは、ヒュームやスミスが言うところのモラルに関わる用語の

意味と必ずしも同一のものではない。同カレッジに限らず、同カレッジの各種の『報告書』において、それらのモラルに関わる用語が多く使用されているが、ヒュームやスミスの思想と関わらせながら論じられているわけではない。また、デュガルド・スチュアートもそうした勤勉や徳性の涵養を重んじたが、それは自身の人間精神の哲学の意味としてであり、イギリス東インド会社の役員たちが述べるところの道徳的な思想と同じではない。同カレッジのマールサスの経済学講義では、スミスの『国富論』が教科書として教えられたが、ヒューム、スミス、ならびに D.スチュアートの道徳哲学について教えられることはなかった。

それでは、言語教育だけでなく教養ある教育とキリスト教の学びも重んじたカレッジの教育理念は特に誰によって推し進められたのであろうか。それはいうまでもなく、同カレッジの運営を掌握していたチャールズ・グラントである。東インド会社の理事でもあるチャールズ・グラントは、特に信仰深い福音主義者であり、未開対文明の思想が強くあり、インド人の野蛮性を変えなければならないという強い思いがあった。それは、ヒュームやスミスや D.スチュアートが言うところの文明社会論の思想ではなく、グラント自身の強力な福音主義の思想が深く関係している。管見では、グラントが執筆した『グレート・ブリテン下のアジア臣民の社会状況に関する考察』やさまざまな彼の書簡において、ヒュームやスミスの道徳哲学や 18 世紀以降のコモン・センス哲学への関心を示すような記述を見つけることはできない。グラントにおいて、ヒュームやスミスによって培われてきたスコットランド啓蒙思想をインドで普及させるということについて、そもそも頭によぎることさえなかったように思われる。彼にとって、あくまでもクリスティアニティの精神をインドで広めるということが肝心であった。グラントが同カレッジを統制する強力な権威者かつ権力者であったこととも関係するが、熱心な福音主義のグラントの思想について、同カレッジの教授たちも程度の差こそあれ賛同し、同カレッジを取り巻く Christianity の教義はカレッジ内で学生たちや教授たちの心に蔓延した。

それでは、グラントのクリスチャン・ポリティカル・エコノミーとはいかなる特徴を持っていたのであろうか。残念ながら、グラントは、経済学のもの考え方について十分な知識を持ち合わせていなかった。もちろん彼は 18 世紀にインドに長く滞在し、現地での経済問題については精通していた。彼は、地代やその他の税金を支払わない織工と徴税官との関係に懸念を抱き、農民に危害を加えるザミンダール制の悪行を非難した。またブリテンとインドとの貿易面についても、軍事費の増加による東インド会社の巨額の負債を問題視し、その後の同会社の商業的な展望を深刻に考えていた。そこで同会社の支出の削減とインドとの貿易強化を重視することで同会社の財政問題の改善を主張した。しかし彼は、スミスの『国富論』の独占批判を問題視する一方で、『国富論』それ自体の理論的な内容についてまでは踏み込んで議論しないように、経済学的な考察をしているわけではなかった。

グラントはイギリス東インド会社の独占を擁護したが、その理由は単純に経済的な観点からではない。独占を通じてブリテンとインドとの経済的結びつきを強めるだけでなく、インドでのキリスト教をいっそう普及させインドを文明化させることが何よりも重要だと考えられていた。それは他のヨーロッパの国々によって達成されることができず、ブリテンとインドとの経済的な関係を強化させることにより、両国の交流を深め、互いの人間関係が築かれることによって彼らの精神を変えさせることができると信じられたからである。彼がそのように考えるようになったのは、彼の宗教心だけでなく 1767 年から出向いたインドでの滞在も深く関係している。彼は最初にベンガル貿易の総督になり、その後もマルダで事業を手がけた。やがてベンガルにおける同会社の商業活動を掌握するに至り、同会社の商業活動の改善に尽力した。グラントはそうしたインドでの実体験や経験からインドでの経済問題に精通していたものの、インドでの剥き出しの富の利益の追求や略奪を是としていなかった。それは、グラントの『グレート・ブリテン下のアジア臣民の社会状況に関する考察』（1792）や彼のさまざまな書簡の内容からもそのように言うことができる。彼は、ブリテンとインドとの貿易の独占を確約するための 1813 年の特許状が更新されなかった以降でも独占を求め続けた。だがそれは同会社や両国の経済的な関係の強化への関心という理由だけではなく、キリスト教の普及への関心からでもあった。すなわち彼の考えでは、ブリテンのインド支配において、クリスチャン・ミッションが念頭に置かれたうえでの両国の経済関係の構築であり、それらが切り離された両国の関係はありえないとみなされていたと言っても過言ではないだろう。

以上の内容から、アダム・スミス以降、イギリス東インド会社のインド支配によって、スコットランド啓蒙思想が忘却されるに至ったというよりも、より正確に言えば、チャールズ・グラントの経済・社会思想がスコットランド啓蒙思想を断絶させたと言ってよいのではないかと考えられる。スコットランド啓蒙思想の終焉の要因は、イギリス東インド会社による経済的な意味での「帝国への関心」というよりも、その大枠の括りとしてそれは誤っていないものの、より厳密に言えば、インドにおける教養ある文民たちの経済活動に基づく富の追求とクリスティアニティの普及へのグラント（イギリス東インド会社）の関心というべきものではないかと思われる。

これらの内容は、経済学の歴史において、アダム・スミス以降、経済学の舞台がスコットランドからイングランドに南下する論点とも関わるものである。19 世紀前半のイングランドにおいて、リチャード・ウェイトリやリカード等によって、経済学の制度化が進められることになった。だが経済学の制度化の進展はそれだけではなく、その同時代のイングランドにおいて、グラントによるある種のクリスチャン・ポリティカル・エコノミーによって、スコットランド啓蒙思想の終焉はいっそう推し進められたのではないかと考えられる。

参照（ここに掲載できなかった文献については報告時に明示いたします）

The Asiatic journal and monthly register for British India and its dependencies, Black, Parbury, & Allen, 1816-1845.

Anon., 1804-1813. *Minutes & Reports of Committee 1804-1813*. vol.1, London: British Library, (IOR: J/2/1).

Anon., 1806. *A Preliminary View of the Establishment of the Honourable East-India Company in Hertfordshire for the Education of Young Persons Appointed to the Civil Service in India*, London: British Library, (IOR: J/1/21).

Ehrlich, J. 2023. *The East India Company and the Politics of Knowledge*, Cambridge: Cambridge University Press.

Embree, A. T., 1962, *Charles Grant and British Rule in India*, New York: Columbia University Press.

Farrington, A., 1976. *The Records of the East India College, Haileybury, & Other Institutions*, London: Her Majesty's Stationery Office.

Grant, C., [1792]2013. *Observations on the State of Society among the Asiatic Subjects of Great Britain: Particularly with Respect to Morals; And on the Means Of Improving it*, Cambridge: Cambridge University Press.

Grenville, W. W., 1813. *Substance of the Speech of Lord Grenville on the motion made by the Marquis Wellesley, in the House of Lords, on Friday, the 9th of April, 1813, for the Production of Certain Papers on Indian Affairs*. London: C. B. Reynell.

Malthus, T. R. 1817. *Statements respecting the East-India College: with an appeal to facts, in refutation of the charges lately brought against it, in the Court of Proprietors*, London: John Murray.

Martineau, H., Monier-Williams, Danvers, F. C., Bayley, S. C., 1894. *Memorials of Old Haileybury College*, London: Archibald Constable.

Morris, H. (ed.), [1904]2012. *The life of Charles Grant: sometime Member of Parliament for Inverness-shire and Director of the East India Company*, London: John Murray.

Wilkinson, C., 2017. The East India College Debate and the Fashioning of Imperial Officials, 1806-1858, *The Historical Journal*, 60 (4), 943-969.

——— 2023. *Empire of Influence: The East India Company and the Making of Indirect Rule*, Cambridge: Cambridge University Press.

田中秀夫. 2019. 「スコットランド啓蒙の拡散と終焉——道德哲学の解体と経済学の発展」（『経済学研究』（愛知学院大学）, 6(2), 1-21, 3 月.

ウィリアム・ベヴァリッジの社会経済思想再考

松永友有（横浜国立大学国際社会科学研究院）

『ベヴァリッジ報告』で広く知られるウィリアム・ベヴァリッジの言論活動は1900年代から1950年代にかけての半世紀におよぶ。こうした長きにわたる言論活動を通じたベヴァリッジの社会経済思想の解釈に関しては、オックスフォード大学の著名な思想史家であり、先年惜しくも物故したハリスによる定評ある伝記研究が今日に至るまで通説としての地位を確立してきた（Harris 1997）。ハリスによれば、ベヴァリッジは複雑怪奇なパーソナリティの持ち主であり、時期によってフリードリヒ・ハイエク張りの自由市場論と社会主義的統制経済論の両極の間を振り子のように揺れ動いた。ただしハリスは、古典的共和主義（classical republican）という点でベヴァリッジの根底的な理念は一貫していたともみなしている。ベヴァリッジの経済思想に関する重厚な本格的な研究を著した小峯敦、および刊行80周年を期して『ベヴァリッジ報告』に関する初の本格的なモノグラフを著したフレイザーも、こうしたハリスの解釈を踏襲している（小峯 2007; Fraser 2023）。

本報告は、LSE所蔵のベヴァリッジ文書等の未公刊史料にも依拠しつつ、ハリスのこうした通説的解釈に挑戦し、それに代わる新たなベヴァリッジ像を提起する。ベヴァリッジは稀にみる自信家であり、強烈なエゴの持ち主であった。一見したところ、ベヴァリッジの政策論が大きく変動しているように見えたとしても、そうした表面的な変動は彼自身の判断に基づくものであったし、実のところ、彼の中核となる理念は非常に首尾一貫していた。その理念は古典的共和主義とは程遠いものであった。ベヴァリッジは、民主政の政治圧力や労使の組織的利害から遮断された国家官僚（彼はそれを経済参謀 Economic General Staff と呼ぶ）が主導する経済計画を理想視するうえで首尾一貫していたのである。また、そうした経済計画の担い手にふさわしいのは自らのみであり、それがかなわない状況ならば、むしろレッセフェール主義の方が望ましいとみなす点でも一貫していた。

1908年に商務省（Board of Trade）労働局に入省したベヴァリッジは急速な昇進を遂げ、第1次大戦初期には戦時マンパワー政策を取り仕切る地位に就いた。しかし、その強圧的な労働政策は労働組合運動と対立するに至り、1916年末に商務省から労働省が分離独立した際には、追われるように新設の食糧省へ配置換えされた（Harris 1997）。戦後1919年には39歳の若さで食糧省事務次官となるも、労働行政に未練を持ち続け、商務省による労働省の再吸収・商務省事務次官としての復帰を目指して画策したが果たせず、LSE学長に転職した（London School of Economics Library, Beveridge Papers, 9A/37/5）。

商務省は、その労働局も含めて、イギリス輸出貿易の促進を最大の任務とみなす組織であった（松永 2006; Matsunaga 2017）。官界を離れた後も、ベヴァリッジはそうした商務省の団体精神を忠実に継承し続けた。1932年に当時の保護主義への潮流を論駁すべく編著を著

したベヴァリッジは、その中で、「海外貿易にイギリスが依存していることは、支配的事実である。それを無視するような政策は災害に行きつきかねない」と断言している（Beveridge, et al. 1932, p.7）。輸出貿易促進のためには、賃金コストの抑制が不可欠となる。実際、彼は一貫して、柔軟な賃金調整（賃金の下方硬直性の除去）を主張し続けた。

1923年に公表した論説を皮切りとして、1943年秋にかけて20年間にわたって彼は、既存の省庁から独立した地位を有する経済参謀という強力な官僚職の設置を執拗に訴え続けた（Beveridge 1923）。ベヴァリッジの理念にとって経済参謀の提言が中核的位置を占めていたことについては小峯の優れた先行研究がある。しかしその小峯も、経済参謀の提言が示唆していたベヴァリッジ自身の壮大な野望の所在にまで着眼しているわけではない。

報告者がみなすところによれば、ベヴァリッジは自ら経済参謀となって官界に復帰し、イギリスの経済計画とマンパワー政策を取り仕切るという遠大な野望を抱いていたのである。ベヴァリッジの一連の言論活動は、そうした野望の一環とみなされることによって、初めて整合的に理解し得る。彼は経済参謀の資格を、「経済学における高い権威」と「それに相当するだけの公共サービスにおける高い権威」を併せもつ者と論じたが（Beveridge 1923）、ベヴァリッジ以上の該当者は見当たらない。ベヴァリッジは1909年の『失業論』によって失業問題最大の権威としての地位を学界でも得ていたし、ホワイトホール（イギリス官僚機構）における元最年少事務次官でもあったからである。

戦争の影が迫りつつあった1936年、戦時食糧管理の策定を依頼された時の心境をベヴァリッジは、自伝で次のように率直に語っている。「私の個人的関心は、勝手知ったる食糧管理よりもむしろ、民間人の動員〔政策〕という未開拓の領域にあった。いったん政府の政策立案機構に入ったならば、何としてでも、戦時民間部門の計画を担う経済参謀になってみせる。私は、そう望んでいたのだ（I had hoped, once I was inside the Government thinking machine, to become, by hook or by crook, an Economic General Staff for planning the civilian side of war）」（Beveridge 1953, p. 243）。

他方で彼は、民主政の政治圧力下にある限り、経済計画は必然的に失敗するとも確信していた。彼にとっては、民主政の圧力下にある経済計画に比べれば、レッセフェールの市場経済の方がはるかに無難であった。自らが経済参謀の地位に就く見通しを持たず、民主政の圧力下の経済計画が避けられない状況であった大戦間期においては、ベヴァリッジはハイエク寄りのスタンスをとらざるを得なかったのである。

ベヴァリッジが友人のアスター卿（Lord Astor、保守党系貴族で新聞業界の大立者）に宛てた書簡で述べている次のような逆説的な言明は、上述の観点に立って初めて理解可能となる。「率直に言えば、非効率な既得権益に味方する保守党、大衆迎合主義の労働党という両者を見れば見るほど、私は理性的なロシア流社会主義者になりたくなってくる。もっとも実際には私は、古き良き自由党支持者のままであるだろう、とも思うのだが」（Beveridge Papers, 2B/31/1, dated 27/2/1932）。

平たく言えば、こういうことである。非効率な資本家の既得権益にまで迎合する保守党と、

労働組合や労働者大衆の利害に迎合する労働党が政権を争う様子を見てみると、非常に苛立つので、そうした利害を無視した政治を実行できるソヴィエト型社会主義が羨ましくなってくる。しかし、さすがにその選択肢は現実的でないので、労使の利害に比較的中立な自由党の古典的レッセフェール主義を消極的に支持するしかない。

ベヴァリッジは、ヨゼフ・シュンペーターに先んじて、民主政の本質は自由選挙による政権交代に留まる、という形式主義的民主政解釈を主張していた。ベヴァリッジは訪米後の1934年におこなった講演において、大統領、連邦議会上院・下院に権力が分立しているアメリカの政治システムは選挙民の圧力に脆弱であるため、ローズヴェルト大統領の絶大な人気をもってしても効果的な意思決定ができないと批判し、次のように述べた。「平和裡に秘密投票でおこなわれる選挙民の選択によって最終的にはリコールされ得るという民主政下の政府は、セクショナリズムに基づく経済組織（economic machine）の絶えざる介入から自律的であるだろうか？ 私自身は、この問題には解決策があると思う。行政権と立法権を内閣の下に集中し、実質的に5年ごとの独裁者を選出するという、我がイギリスの慣習こそが、これまでに達成された民主政の最善形態である」（Beveridge Papers, 9B/21/3）。

他方で、同年の別の講演でベヴァリッジは、イギリスの政治システムの問題点も指摘している。保守党のボールドウィンと前労働党のマクドナルドが交代でいつまでも首相が続いている状況を念頭に、不健全な老人支配と糾弾する。そこで、首相は7年を務めれば引退し、大臣は2年任期で交代する、という新たな原則を提言する。ベヴァリッジが言うには、「1870年以来、我々は一流の官僚機構を形成してきた。我々は、例えばアメリカよりも短い大臣の任期を必要とするが、それでも、アメリカより遥かに持続性を有している」

（Beveridge Papers, 9B/21/2）。獵官制のアメリカとは違って、持続性のある優秀な官僚機構を備えているイギリスでは、大臣が頻繁に交代しても支障はない、というわけである。あわせて、彼は経済参謀の設置をも訴えている。1935年の「経済参謀」と題する講演においても彼は、経済的思考のための組織（経済参謀）と迅速で明確な決定をおこなう政治家による組織という二つの組織を政府は有するべきと力説した（Beveridge, 1936）。

上記から、ベヴァリッジが理想とする政治システムとは、次のようなものと言える。官僚たる経済参謀が企画立案した経済計画を、形式的な代議制民主政下の独裁者たる首相が率いる内閣が決定する。選挙により政権が交代しても、官僚たる経済参謀の地位は継続するので、経済計画の継続性も担保される。こうなると、首相の独裁権力というのも実のところは名目に過ぎず、実質的には官僚独裁体制である。民主政といえども、民意の表明は選挙を通じて代表を選出することに限定されるべきだ。国家の構成員は、個別の利益に捉われず全体の利益を考え、公平中立な国家官僚（経済参謀）の指揮に黙って従うべきだ。これがベヴァリッジが考える民主政のあるべき姿であった。

ベヴァリッジは、自由主義に関しても独自の理解を示している。彼は、良心と信教の自由、言論・表現・教育・研究の自由、家庭生活の自由、教会・労働組合・政党を通じて同士と交流する結社の自由、選択可能な職業の中から選択する自由（the freedom to choose between

available occupations)、自由に貯蓄・消費をおこなう自由、以上に限定して本質的自由(essential liberty)とみなすべきと主張する(University of Oxford, Nuffield College, G.D.H. Cole Papers, A1/37/4/2-10, Discussion between Beveridge and Cole, dated 21/1/1940; Beveridge, 1943a, 1943b)。これらの本質的自由を擁護する点で、彼は自らを自由主義者と自任する。しかし、それ以外の自由に関しては、彼は本質的自由とは認めず、場合によっては制限されてもやむを得ないと示唆する。ここでは、企業の営業の自由は本質的自由とは認められていない。また、労働しない自由も認められていない。労働組合の団結権は本質的自由と認められるが、団体交渉権・争議権は本質的自由とは認められていない。言論によって政府に抗議する自由は認められているが、それ以上のことは認められていない。つまり、経済参謀による強権的な経済計画を可能とするような政治体制が自由主義の名の下に正当化されているのである。

第2次大戦という総力戦の勃発は、ベヴァリッジにとって、民主政の政治圧力を排した経済計画を実現する千載一遇の機会到来を意味した。『ベヴァリッジ報告』、および『自由社会の完全雇用』は、彼が理想とする経済計画を実現するための手段に他ならなかった。これらの報告書を通じた大衆の人気に乗じて、彼は経済計画の全権掌握を目指したのである。

ウィリアムズは、ベヴァリッジの経済思想が二転三転したとのハリスの通説的解釈を例外的に真っ向から批判し、革新派保守党政治家ハロルド・マクミランに近いリベラル・コレクティヴィストである点で一貫していたとして、彼を捉え直している(Williams & Williams 1987)。しかし、ウィリアムズのこうした解釈も的を外している。ベヴァリッジは、市場経済の価格メカニズムと国家当局による中央計画とは水と油の関係にあり、安易な折衷は絶対的に困難であるとみなす点で、同時代のあらゆる中道的コレクティヴィストと明確な一線を画していた。ベヴァリッジが1936年の講演で語ったところによれば、「〔市場における〕価格プロセスと〔国家組織による〕中央計画は、機械において蒸気機関と内燃機関が異なるのと同じぐらいの相違を経済においてもっている」のである(Beveridge 1936)。

ベヴァリッジの一連の論説や講演において示唆されている彼の経済計画構想においては、消費財産業は自由競争・価格メカニズムに委ねられる一方で、重工業やインフラ産業は官僚主導の計画経済下に置かれるというように、二つのセクターが明確に切り分けられる(Beveridge 1936; Beveridge 1943a)。後者の計画経済セクターにおいては、政府の強権をもって合理化が推進される。両セクターを通じて、雇用政策は経済参謀によってコントロールされ、柔軟な賃金調整も実現される。経済参謀は労働力の適正配置により、雇用の安定を実現する。こうして、賃金水準の抑制と生産性上昇により、競争力強化が実現する。それはオスカー・ランゲの「市場社会主義」とも明確に異なる非常にユニークな構想であった(ランゲのように疑似的価格メカニズムを利用して計画経済を運営するといったものではない)。

上記の観点を踏まえて、『ベヴァリッジ報告』、『自由社会の完全雇用』、『ヴォランタリー・アクション』という、いずれもベヴァリッジのみの名前を冠した調査委員会報告書三部作について、本報告は、先行研究とは異なる解釈を提示する。これらの三部作をベヴァリッジ自身は有機的・体系的に相互に関連した内容を成すと説明していたし(Beveridge 1948,

pp. 319-320)、先行研究もそのように捉えてきた。しかしながら、これら三部作の間には、実のところ、著しい齟齬が見られるのである。上述してきたようなベヴァリッジの壮大な野望とその挫折を理解するならば、何故そうした齟齬が生じたのかを明確に理解することができる。報告者は、既に別の機会に（社会政策学会自由論題報告 2023 年 6 月 4 日；経済学史学会自由論題報告 2024 年 5 月 25 日）、『ベヴァリッジ報告』と『自由社会の完全雇用』作成に至る経緯を詳述した。本報告では、それらと『ヴォランタリー・アクション』との関係も論じる。

第 1 報告書『ベヴァリッジ報告』（1942 年 12 月刊行）

労働大臣アーネスト・ベヴィンと対立して労働省におけるマンパワー政策を担当する地位を追われたベヴァリッジは、社会保険制度調査委員会の長として、壮大な社会保障計画にとりかかるとメディアを通じて宣伝する。あわせて彼は、この社会保障計画の成功はひとえに戦後における雇用の維持にかかっていると公言する。同時に彼は、雇用政策の成功は、経済参謀による経済計画に依存すると強く主張する。こうして、民意に押された政府が自らを経済参謀の地位に就けることをベヴァリッジは待つ。計画の成功をほぼ確信したベヴァリッジは、保守系紙『デイリー・テレグラフ』のインタビューに対して、「この計画は我々をモスクワに至る中間地点に連れて行く（The report takes us halfway to Moscow）。....それは全く新しいシステムだ」（*Daily Telegraph*, dated 13/11/1942）と語ったとスキャンダラスに報じられる。その発言を打ち消したベヴァリッジだが、そうした発言をしたことを認める覚書を 1945 年に記している（Beveridge Papers, 2B/44/8, dated 27/6/1945）。

ベヴァリッジは報告刊行前の 1942 年 7 月 30 日と 11 月 21 日におこなった講演において、自らの雇用政策構想を開陳する（Beveridge 1943a, 1943b）。この頃のベヴァリッジは完全雇用という表現を周到に避け、大量失業の阻止（prevention of mass unemployment）を目的に掲げている。「変容していくいかなる経済システムであれ、諸君はある程度の失業（some unemployment）を受け入れねばならない」。『ベヴァリッジ報告』では、目標失業率の目安を 8.5~10%とする。富裕層の貯蓄が投資の原資となることなどから、一定の不平等を容認すべきとも論じる。雇用の維持の二大前提は、国家計画（national planning）と労働力の流動化（fluidity of labour）である。ハリスが指摘する通り、この時のベヴァリッジはケインズの総需要管理政策の手法ではなく、計画経済的な雇用割り当てを通じての雇用安定政策を意図している。戦後イギリスでは、対外投資収益がほぼ消滅し、海運収入も激減するという悲観的な見通しに立ち、国際収支を均衡させるために「我が国のこれまでの実績をはるかに上回る新たな輸出貿易」を提唱する。もちろん、そのためには賃金水準の抑制が不可欠となる。毛利健三が鋭く指摘している通り、ベヴァリッジ委員会の内部資料で彼は、「賃金を引き上げることは貧困の治療法ではないことが判明した」と述べている（毛利, 1990）。『ベヴァリッジ報告』が提言した児童手当は、賃金水準抑制の代償だったのである。

以上のように、『ベヴァリッジ報告』による社会保障計画は、彼自身が経済参謀として強

行する戦後の経済計画を国民に受け入れさせるための餌という意味合いも有していた。

第2 報告書『自由社会の完全雇用』（1944 年 11 月刊行）

ベヴァリッジが待ち望んでいた政府からの招聘はなく、1943 年 4 月、彼は私設雇用調査委員会の立ち上げを発表する。同年秋までには、自由党下院議員として政治家となることを決断する。来る総選挙で労働党・自由党連立政権が成立した暁には、閣僚として経済計画の実権を握ろうという狙いである。労働組合の影響下にあるという理由から労働党からの勧誘は拒絶する。1943 年秋を最後として、20 年間にわたって繰り返されてきた経済参謀の提言は彼の言説から完全に消え失せ、以後は経済計画を担う新たな閣僚（国家財政担当大臣 Minister of National Finance）の設置が提言されるようになる。国家財政担当大臣は、かつてベヴァリッジが二つに分けることを想定していた、思考をおこなう組織と決定をおこなう組織を統合した地位ということになる。

雇用調査委員会の成果である『自由社会の完全雇用』では失業率 3%の完全雇用が目標とされ、ケインズの総需要管理政策も採用される。1909 年の『失業論』以来堅持されてきた、貯蓄→投資という古典派的な見方に代わってケインズの投資→貯蓄という見方が採用され、不平等との戦いが宣言される。また、イギリスの国際経済的地位に関する過度の悲観論を「敗北主義」と難じ、内需拡大路線を主張する。それによる国際収支への圧迫は他国と輸出入を均衡させるための通商協定で打開すべきと論じる。こうした大転換は、第 2 報告書『自由社会の完全雇用』を、『ベヴァリッジ報告』に劣らぬ人気作としなければならない、というベヴァリッジにとっての差し迫った要請から生じたものであった。

ケインズ派に転向したように見えつつも、『自由社会の完全雇用』では、1942 年時と変わらず、国家による経済計画と労働力の流動化が、雇用政策の成功にとって不可欠な二大前提であると繰り返されている。つまりベヴァリッジは、国家財政担当大臣となった暁には、あくまで自らの念願である経済計画の実現を目指していたのである。

第3 報告書『ヴォランタリー・アクション』（1948 年 2 月刊行）

断腸の思いでユニヴァーシティ・カレッジ学寮長の地位を擲ち、1944 年 10 月の補欠選挙で当選して自由党下院議員となったベヴァリッジは直ちに自由党の副党首格となり、旺盛な選挙活動をおこなうが、1945 年 7 月総選挙では大方の予想に反して自由党は大敗し、彼も議席を失う。経済計画の全権を目指すベヴァリッジの野望は最終的に挫折する。

浪人となり、暇となったもののワーカホリックであったベヴァリッジは、友愛協会 National Deposit Friendly Society の要請を受け、自らが長となる委員会を再度設置し、第 3 報告書を世に送る。自らが経済計画を担う地位に就く展望を最終的に失ったベヴァリッジは、大戦間期のレッセフェール主義に回帰し、相互扶助・慈善といった民間の活動を高唱する。不平等との戦いという言説は影を潜めた。イギリスの国際経済上の地位に関する厳しい見方も復活した（Beveridge 1948, pp. 320-321）。「国家は貨幣の主であるものの、自由社会で

は、それ以外の主ではない。良き社会の形成は、国家ではなく、市民にかかっている」(Beveridge 1948, p. 320) という言明を、『自由社会の完全雇用』における、「国家は最大限の力をもつのでなければ、完全雇用を実現する責任を果しえない」(Beveridge 1944, p. 187) という言明や 1942 年の講演における国家計画を唱道する言説と比較するならば、その間にある極めて大きな差異は歴然としている。

小峯敦 (2007) 『ベヴァリッジの経済思想』昭和堂。

松永友有 (2006) 「イギリス失業保険制度の起源」『史学雑誌』115 巻 7 号。

毛利健三 (1990) 『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会。

Beveridge, W. (1909), *Unemployment: A Problem of Industry*, London.

Beveridge, W. (1923), 'An Economic General Staff, I', *Nation and Athenaeum*, December.

Beveridge, W. et al. (1932), *Tariffs: The Case Examined*, 1932.

Beveridge, W. (1936), *Planning under Socialism*, London.

Beveridge, W. (1938), 'Planning under Democracy', in E.D. Simon et al., *Constructive Democracy*, London.

Beveridge, W. (1942), *Social Insurance and Allied Services*, New York (一圓光彌監訳 (2014) 『ベヴァリッジ報告』法律文化社)。

Beveridge, W. (1943a), *The Pillars of Security*, London.

Beveridge, W. (1943b), 'Freedom from Idleness', in G.D.H. Cole et al., *Plan for Britain*, London.

Beveridge, W. (1944), *Full Employment in a Free Society*, London.

Beveridge, W. (1948), *Voluntary Action*, London.

Lord Beveridge (1953), *Power and Influence*, London.

Fraser, D. (2023), *The Beveridge Report*, London.

Harris, J. (1997), *William Beveridge*, Oxford, 2nd ed.

Matsunaga, T. (2017), 'The Origins of Unemployment Insurance in Edwardian Britain', *Journal of Policy History*, 29-4.

Williams, K & Williams, J. (1987), *A Beveridge Reader*, London.

生存権とマルサス主義: 福田徳三と森本厚吉の比較から

松井拓海 (東京大学大学院総合文化研究科博士課程)

はじめに

我々は日本国憲法 25 条第 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に示された基本的人権を「生存権」と呼んできた。しかし、「生存権」という言葉は、従来の欧米の福祉国家論の中では馴染みがない言葉である。福祉国家を正当化する権利には単に社会権(social rights)、あるいは経済的社会的権利(economic and social rights)や、福祉権(right to welfare)、十分な生活を営む権利(right to decent life)という言葉が用いられることが多いが、「生存権」に該当する言葉が使われることはほとんどない。

さらに言えば、25 条=生存権という理解も自明のものではない。もともと憲法制定時には、25 条には「生存権」と「生活権」という二つの呼び名が存在した(村田 2018:98-100)。「生存権」という名称が確立されていったのは、50 年代前半である。1948 年の法学協会編『註解日本憲法』では生存権と生活権を併記しているのに対し(法学協会編 1948: 140)、1953 年の改訂版では、次のように生存権と生活権を区別している。「生存権のことを生活権ということもあり、その区別は必ずしも明確にされていないが、生存権は日常的な『生活』権よりも、より緊急且つ緊要的な強度と意味をもつて理解されるのが一般であり、憲法において問題とされるのも、この意味の生存権である。」(法学協会編 1953: 481)

この二つの権利は、いずれも戦前の二人の経済学者に由来する。「生存権の社会政策」を唱えた福田徳三と、「生存から生活へ」というスローガンを掲げ「生活権」を主張した森本厚吉である。福田は 1910 年代以降、「社会政策の哲学」としての生存権を理論化していった。森本は、消費経済論の研究を基礎に、1920 年には吉野作造・有島武郎と文化生活研究会を結成し、雑誌『文化生活』などを通して生活改善に関する教育活動を行っていたことで有名である。これらの運動を支える理念として森本が提唱することになったのが、生活権であった。確かに両者は戦後の憲法解釈に直接関与したわけではなく、また彼らの権利概念が憲法学におけるそれと同じものとは限らないが、少なくとも彼らが戦前に作り上げた理論が、戦後の生存権・生活権概念を大きく規定していった。

また、福田が理論化した「生存権」は、ドイツ語の *Recht auf Existenz* の訳語である。一方、森本の生活権は英語の *right to decent living* の訳語であった。両者の具体的な内容については後段で検討するが、文字通り読むならば、森本の生活権の方が、福田の生存権よりも西欧の福祉国家の理念と近いように思われるのである。にもかかわらず、なぜ「生活権」ではなく、

「生存権」という言葉が使われるようになっていったのだろうか。福田が紹介した「生存権」は改造社『社会科学大辞典』（1930）や平凡社『大百科事典』（1933）等にも項目が立てられている一方、生活権が広く受け入れられることはなかった。戦後については冒頭で見た通りである。

このような問題関心のもと、本稿では福田徳三の生存権論と森本厚吉の生活権を、同時代の社会情勢や両者の対抗関係を踏まえて分析し、次の二点を論じる。（一）まず、再分配と消費改善による生活水準の向上を第一の目的とした森本の生活権論に対し、福田の生存権論は労働者の自律性の回復を主眼におき、再分配政策に対しては消極的な位置付けしか与えていないという限界があることを明らかにする。（二）次に、生存権論が多くの支持を獲得していったのに対して、生活権論が後退していった理由を、両者がマルサス主義という共通の理論的前提を持っていた点から説明する。福田がマルサスの人口論を支持していたことは、すでに先行研究が指摘してきた。一方で、森本も同じくマルサスの人口論に一定の正当性を認めていたが、少なくとも 1920 年代初頭には将来の人口増加に対して楽観的な展望を持っていたからこそ、生活権を唱えることが可能だった。しかし、20 年代半ば以降、過剰人口問題が深刻化する中、理想論的な生活権論は支持を得ることができなくなっていく。同時に、森本自身も生活権の主張を潜めるようになり、むしろ支出の合理化による消費水準の抑制を強調するようになっていった。過剰人口が大きな社会問題となる中、生活権よりも「生存権」方が、多くの人々の支持を得ることになった。

すでに福田については日本における福祉国家論の先駆者という評価が確立されている。しかし私たちは、福田の功績を認めつつも、日本の福祉国家がもつ限界を踏まえた上で、彼の生存権論を検討し直す必要があるのではないだろうか。その際に、森本が提唱した生活権論は、戦前の生存権論の内容を確定させていく上で、有効な比較対象であると思われる。また、彼らの生存権・生活権を比較した研究は限られており、また二つの権利概念の間の緊張関係について注意が払われてこなかった。例えば田澤（2011: 135）は、福田徳三と吉野作造を比較検討する中で、「『生存権』に『生きる喜び』という意味を含めていた福田には『生活権』は不要な言葉でもあった」と説明しているが、しかしこのような理解では福田が生活権論を執拗に批判していた理由は説明できない。

さらに本稿の主張は、従来の福祉国家形成史における「貧困観の転換」と呼ばれる現象に再考を促すものでもある。ポランニーは『大転換』において、イギリスの新救貧法に代表される貧困の自己責任論から、「近代的貧困観」がいかに成立したかを論じている。この新救貧法を正当化したのがマルサスの人口論であったことを思い起こせば、貧困の原因を「人口法則」ではなく、資本主義社会のメカニズムにもとめる「近代的貧困観」が誕生したことによって福祉国家の形成が可能になったと言える。とはいえ、イギリスで生じた現象が、後発

近代国家の日本で同じように生じたわけではない。事実、1920年代以降の社会政策論、そして戦時期における総力戦体制＝福祉国家の構想において大きな焦点となったのが過剰人口問題であった（高岡 2011）。こうした状況の中で、生存(活)権論は依然としてマルサスの人口論とその貧困観から完全に離脱することができなかった。

一 福田の生存権と森本の生活権

1. 福田徳三の生存権論

福田は1912年以降、ドイツの社会主義者アントン・メンガーの議論に依拠しながら、「社会政策の哲学」としての生存権を理論化していった。すなわちメンガーは、来るべき社会主義国家における目標として労働全収権、生存権、労働権からなる「経済的基本権」を理論化した。福田はこのうち、生存権のみを取り出し、社会政策＝改良主義の哲学に据えた。「如何なる卑しい者であつても、人間として恥かしからぬ生存の出来得るやうになつて居る社会」を求め、「第一に国の憲法の土台に国民の生活を保障すると云ふことを認めて貰ひたい」（福田 1927b: 1000-1001）と主張する福田は、日本国憲法を予見していたかのようにも見える。

しかし、福田の生存権は、人々の「生存欲望」、つまりニーズに応じた分配の原理として示されたメンガーの生存権と同じ内容を備えているものではなかった。むしろ福田が日本における生存権の具体的実現方法として重視したのは「公法的社会政策」ではなく、労働協約や産業民主主義によって労働契約という「私法の根本的改善」（福田 1927a: 2155）を行うことであり、最低所得保障制度のようなものを積極的に実現しようとしていたわけではなかったのである。

第一次大戦後、福田はのちにILO憲章となるヴェルサイユ条約第13編「労働」を「労働者」に取つての『マグナカルタ』（福田 1927b: 1366）と紹介し、日本が国際労働法制に加入したことを評価している。しかし、その理解は元々の条文と大きく乖離していた。特に興味深いのが、第1条の「労働は、単に貨物或は商品と認むべからずとする大原則」（福田 1927b: 1366）とする脱商品化の原則に対する福田の理解である。彼はこれを経済的不平等や貧困といった問題と切り離し、労働の自律性の回復という意味でのみで解釈した。すなわち、「貧乏が社会問題の根本なりと思ふのは大なる謬見であり」、「今日の労働の最も苦痛とする所は、.....労働に創意が伴はぬと云ふこと」（福田 1927b: 1371, 1373）である。したがって、「強いて極端なことを云へば、時間や賃金は元の儘でも、力作作業其のものをウント人間化することを得れば、是れ真に労働者に取ての大幸福・大解放である」（福田 1927b: 1376）

つまり、経済的不平等に対して不問の立場をとる福田の生存権論は、彼の言葉を借りれば、「分配主義」ではなく「保障主義（principle of security）」である（福田 1927b: 1247-1265）。

「分配の正義公平」（福田 1927b: 1250）は、労働全収権を認めることによってしか完全に実現されえない。さらに言えば、分配主義だけで社会問題が解決するわけではない。なぜなら「経済上の不足のみが今日の貧乏の全部ではな」く、「否真の苦痛は主として心理上にある」（福田 1927b: 1254）からである。したがって、保障主義としての生存権の社会政策の目標は、経済的不平等に対処することではなく、「不安と苦痛とを取除く」という「心理的」なものである（福田 1927b: 1254）。そこで福田が「生存権の社会政策」の具体的方策として最も重視したのは、再分配政策ではなく、労働協約と産業民主主義の二つであった。

2. 森本厚吉の生活権論

この福田の生存権に対して、「単に生存して露命を繋ぐのみでは、人としての目的は達せられない。…従来叫ばれて居った生存権の提唱は今日では生活権の主張に変ぜねばならぬ」（森本 1921: 81）と主張したのが、経済学者の森本厚吉である。彼は、1920年に吉野作造、有島武郎と文化生活研究会を結成し、生活改善に関する教育活動を行っていくが、生活権はこうしたの運動を支える理念として、使用されていくことになる。

森本の「生活権」は、アメリカの倫理学者のジョン・ライアンという人物の議論をベースにしている。明確な定義は与えられないが、彼の議論をまとめると、生活権とは、文化生活、すなわち合理的で能率的な生活を可能にするような生活を営む権利であり、「人類一般が生まれながらにして享有して居る自然権」（森本 1921: 80）とまとめられるだろう。森本は「文化生活」を「現代生活^{モダンライフ}」と同義のものとしている（森本 1922: 42）。それは「奢侈生活」と「単純生活」とは区別される、合理的な生活のあり方を指す。つまり、文化生活とは単なる奢侈的浪費でも、「出来るだけ生活を原始的にして其生計費を節約せん事に努め、生活の内容又は能率等には注意を払う事が少い」（森本 1922: 7）生活でもなく、科学的に計算された栄養価の高い食事、衛生的な住宅、合理的な衣服によって、労働や家庭生活の能率が増進される、そのような生活のあり方であり、生活権とはそのような生活を送る権利である。

少なくとも福田と比較すると、森本の生活権論は、物質的な生活水準の向上と、国家による積極的な社会政策を重視している。つまり、生活権を自然権と捉える森本は、国家は生活権を保障する義務を持ち、また国民は生活権を要求する権利を持つと考え、具体的には最少生活賃金法の制定、課税法の改善、国富の増加といった「積極的国家手段」（森本 1921: 87, 90）が必要だと考えていた。逆に言えば、物質的側面を重視する森本の生活権論は、福田にとってみれば「賃金さへ余計やつて物価を安くして生活が楽になったならば、労働問題は解決すると思ふ」、「極めて浅はかな考へ」（福田 1927a: 699）に見えたことだろう。関東大震災後の著作で、「文化生活とかの主張は、文化住宅とか称する薄つぺらな建築物同様、今度の大地震に一たまりもなく倒壊して仕舞つたにあらざれば、それは一の僥倖である」（福田

1927b: 1940) と直接的に森本の文化生活論を批判している。

他方でまた、森本の生活権も、社会政策だけでなく、個々人の意識を改造する必要を認めている。能率的で合理的な文化生活を可能にするには、社会組織の改造を行うとともに、「個人的には自分の能率増進に努力して、現代人として必要なる資格を具ふる事が肝要である」(森本 1922: 49)。二重生活、飲酒、喫煙、芸者遊といった奢侈は慎むべきであり、「欧米人に比べると甚だしく能率の劣つて居る我労働者が一面、個人としては先づ労働増進を目標として大いに努力す可く他面、精神修養を充分にし、更に外には社会的運動を盛にして社会正義の実現の為に全力を尽す事は自然の順序である」(森本 1922: 53) と考えた。

森本が生活権の要求を行う社会運動の担い手として具体的に考えていたのは、当時、米騒動や大戦景気下のインフレで生活難に陥っていた「中流階級」である。彼は小学校教員を中心とした「知識階級の大同盟」(森本 1921: 90) が、「生活権提唱の結果として起る増給運動」と「社会の模範階級としての責任から起る生活改善運動」(森本 1921: 113-114) を担い、ひいてはその運動が他の階級にまで普及していくことを夢見た。

二 マルサスの人口論と過剰人口問題の認識

なぜ福田は生活権ではなく、生存権にこだわったのか。逆になぜ森本は生活権を主張することができたのか。両者の決定的な違いは、マルサスの人口論の位置付けと「過剰人口問題」認識の違いにあった。

生存権の「生存 Existenz」という言葉は、マルサスの『人口論』の「生存競争」(battle for existence)に由来する。メンガーは人々のニーズに基づいた分配の原理として生存権を導出するにあたって、マルサス『人口論』第2版から以下の引用を行っている。

既に所有された世界に生れて来た者は、もし彼が正当な要求をなし得る親達より生存資料を得ることができず、かつ、社会が彼の労働を欲しないならば、食物の最小部分に対する権利をも要求することはできないし、また実際、彼がその世界に存在する理由はない。自然の盛大なる饗宴において彼のために設けられた空席はない。自然は彼に出て行けと言ひ、直ちにその命令を執行するであろう。(Menger 1903=1924: 6 訳は引用者が適宜修正した)

メンガーにとって重要だったのは、冒頭の「既に所有された世界」という箇所である。つまり、現行の財産法は「個人の生活維持に欠くべからざる物財労務だけをでも、之を彼に頒与することを規定する唯一の法文をも含んでゐない」(Menger 1903=1924: 6) ため、その結果、マルサスがいうように、人々は「生存欲望」を満たすことができていない。そこでメンガーは、逆説的に、人々の「生存欲望」を満たす分配の原理として生存権を主張した。つまり「即

ち社会の各員は、彼の生存に必要な物財及び労務が、他人の緊切の度少き欲望の充足に供せられるに先ち、現存資料に応じて彼に頒与されることを要求する権利を持つてゐる」(Menger 1903=1924: 16)

一方で、福田はメンガーの生存権を受容するにあたって、マルサスの『人口論』を「自然法則」(福田 1927a: 2106)として承認している。生存権を初めて論じた1912年の論考でもすでに、マルサスの人口論の存在と生存権の思想は「是れ実に大矛盾にあらずや」(福田 1912: 1116)と述べている。そこで、福田は、メンガーのようにマルサスの人口論を否定するのではなく、「自然法則」であるマルサスの人口論と両立しうる範囲においてのみ、「文化価値」としての生存権を認めることで、両者の矛盾を調停しようとした。福田によれば、人口法則はいかなる社会政策でも修正することができないから、経済的不平等に有効な対策は存在しない。そのような認識のもとで、福田は社会問題の重点を労働の自律性へとずらしていったのである。したがって、福田(1927a: 2106)は「生存権の認承は生者必存の保障にあらず、生者生存要求の認承なり」と述べ、そもそも全ての国民の生存保障を実現するようなことは想定していなかった(川島 2005: 27)。

背景には、米騒動や第一次世界大戦後の失業の増加などが重なり、20年代には過剰人口問題が広く社会で問題視されていたことがある。当時の日本では近代的貧困観は未だ形成途中であり、「狭い土地に人口が多すぎる」ことこそが貧困や失業といった社会問題の原因として考えられており(松井 2024)、マルサスの人口論は広く支持を得ていた。福田も20年代初頭には、過剰人口によって生じる生存競争の「淘汰」を失業者増加の直接の原因と見做していた(福田 1925: 555)。

ただし、福田がマルサスの人口論を「自然法則」と認めた理由は、単に彼の社会問題認識から説明できるものではない。実際、福田はヨーロッパにおける出生率の低下といった事実を認識していてもなお、マルサスの人口論の有効性を認めていた。その理由は人口の原理によって生じる生存競争を社会の進歩の源泉と捉えたこと(川島 2005; 山田 2021)と同時に、おそらく、社会主義とも、自然権思想とも異なる形で生存権を根拠づけるためには、マルサスの人口論が不可欠だったからである。歴史学派の伝統に立つ福田は自然法思想を採用することはできなかったし、また当時の日本の状況では西欧のように既存の社会政策から帰納的に社会権理論を導くこともできなかった(宮島 1983: 59)。マルサスの超-歴史的な人口法則は、不可避免的に生じる生存競争と、その裏返しとしての人々の「生者生存の要求」の存在を証明するものであったのだ。

他方、森本は、社会進化の原理としてマルサス人口論の一定の有効性を認めつつも、「今日我国に於て国民の生活に利用し得可き国富又は所得の資源は昔日の如く決して貧弱なものではない」(森本 1921: 79)と、人口問題は解決に向かいつつあると判断した。だからこ

そ彼は、分配と消費水準の改善によって社会問題を解決することができると考えることができた。同時に福田とは異なり、キリスト教に依拠した森本は、「生活権」を自然権と認めることができた（冨江 2021: 46-48）。森本には、福田のようにマルサスの人口論ないし生存競争といった観点から生活権を基礎付ける必要がなかった。

しかし、楽観的な将来予測に基づいた生活権論の主張は多くの人の実感に沿うものではなかった。そもそも生活権論は、インフレに伴う中流階級の生活難にいかに対処すべきかという文脈の中で唱えられたものであったが、森本自身に推計によれば、「中流」以上の生活水準を維持している家族は、1919 年で全体の 1.33%に過ぎなかった（森本 1921: 54）。したがって、残りの 99%の人々の生活こそが問題であると考える人々にとって、生活権の主張は到底認めることのできないものであった。人口学者で、生存権の保障を積極的に論じた南亮三郎は、「無産階級、下層階級が露命すら繋ぎ得ずして餓死せんとするをも顧み」ない生活権論を「謂はゞ是れ生存権を模倣したる中流階級の享樂生活論である」（南 1928: 16）と強く批判している。

生活権論は「今日貧乏のドン底に悩んで居る人にした所が、本来與へらるべき生活は、我々の主張するやうなものでなければならぬのでありますまいか」と吉野作造（1921: 2）が言うように、生存権を越えた社会のあり方を描く理念であった。しかし、あまりにも現実の人々の生活からかけ離れた理想よりも、マルサス的過剰人口の認識とそれに対応する「生存権」の要求の方が、むしろ多くの人々の感覚に適うものであった。

三 生活権論の後退

その後の日本社会では、森本が楽観視したのとは逆に、むしろ急激な人口増加とともに「過剰人口問題」が深刻化する。このような中、20 年代の後半になると森本も生活権の主張を潜め、マルサス的な過剰人口問題への対応として、社会政策を通じた物質的生活水準の向上ではなく、生活の合理化と奢侈・浪費の制限のみによる「文化生活」の実現を主張するようになる。当初から、森本の生活権論には、国家の再分配政策ではなく、個々人の生活改善の努力を盛り込んでいた。また、森本の生活権論は中流階級の増給を目的とした社会運動を第一の目標としており、労働者階級的生活水準の向上は波及的に行われるに過ぎないと考えていた。したがって、生活権を語る傍らで、労働者は「彼等は現在に於て物質的文化生活の完成を望み得な」いとして、物質的な生活水準の向上の代わりに、「精神的文化生活」を送るべきだと主張していた（森本 1922: 9）。

さらに 20 年代半ば以降、過剰人口問題によって、分配政策ではもはや文化生活=生活権を実現することはできないことを認めるに至った。1921 年に森本厚吉らが創刊した『文化生活』が 1928 年 4 月に『経済生活』に改題した際の森本の言葉は、彼自身の思想が現実屈

っせざるを得なかった様を物語っている。「たゞ文化生活より経済生活の研究が今日より緊急になつて来たからであります。人はパンのみで生きるものでないことはよく承知して居ります。けれどもパンに缺乏して生くることのできない同胞がどれ程多いか、私共はそれらの人々を見て黙して居ることができません」（森本 1928: 4）。このように経済状況が悪化する中で、森本は社会政策を通じた生活権の実現ではなく、個々人の生活改善の努力、というよりは、「合理化」という名のもとでの生活水準の切り下げを主張するようになっていった。

なぜ「生活権」ではなく、「生存権」という言葉が使われるようになっていったのか。その理由は、20 年代半ば以降、過剰人口問題が深刻化する中、将来人口の楽観的な見通しに基づいた森本の生活権がその前提を失っていくと同時に、マルサスの人口論と両立しうる福田の「生存権」は、多くの人々の支持を得ることができたからであった。

前期アルチュセールにおける「個人崇拜」批判と「プロレタリア独裁」

緒方乃亜（東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程）

1 「理論的反ヒューマニズム」と「スターリン主義の左派的批判」

ルイ・アルチュセール（1918-1990）は、1965年の単著『マルクスのために』と共著『資本論を読む』において、「認識論的切断」、「重層的決定」、「構造的因果性」といった独自の哲学的概念を導入することで、マルクス主義の理論的再建を試みた思想家として広く知られている。本報告の目的は、これらの著作が執筆された1960年代前半のアルチュセールにおける「個人崇拜（le culte de la personnalité）」批判の問題系を検討することにある。

前期アルチュセールの理論的歩みは、1956年のソ連共産党第二〇回大会以後の政治的状況に明確に位置づけられる。周知のように、同大会におけるフルシチョフの「秘密演説」は、スターリン期のソ連における「個人崇拜」の実態を告発し、コミンテルン以来、ソ連を中心に築かれてきた国際共産主義運動の政治的枠組みに大きな動揺をもたらした。イタリア共産党の党首トリアッティが打ち出した「構造改革」路線に代表されるように、西欧諸国の共産党では、民主的・進歩的諸勢力との協調に基づいた議会主義的な社会主義への移行の可能性が模索された。ソ連国内でもフルシチョフの指導のもと政治体制の脱スターリン化と外交における「緊張緩和」路線が進められ、1961年のソ連共産党第22回大会では「プロレタリア独裁」の終焉と「全人民の国家」の建設が公式に確認された。

こうした政治的な自由化の潮流は、イデオロギーのレベルにおいては「社会主義的ヒューマニズム」の流行として現れる。『マルクスのために』に収められた諸論文のなかでもとりわけ論争的な性格の強い「マルクス主義とヒューマニズム」の冒頭は、同時代の「ヒューマニズム」が単なる理論的流行にとどまらない政治的射程を備えていることを伝えている。

今日、社会主義的「ヒューマニズム」が議題に上っている。社会主義（労働に応じて各個人へ）から共産主義（欲求に応じて各個人へ）への移行期にさしかかっているソ連は「すべてを人間のために」というスローガンを公表し、個人の自由、合法性の尊重、人格の尊厳などの新しい課題に取り組んでいる。[...] これは歴史的な出来事である。共産主義者と社会民主主義者の対話、さらには戦争と貧困を拒否している「善意」の人びととのより広範な意見の交換をも可能にしているほど、社会主義的ヒューマニズムは、信頼するにたる魅力的な主題ではないかと問うことさえできるのだ。（1）

それに対し、アルチュセールの理論的・政治的関心は、ヒューマニズムという「イデオロギー」によってではなく、あくまでも史的唯物論の「科学」的諸原則に立ち戻ることを通じてスターリン主義を乗り越えることにあった。「社会主義的ヒューマニズム」が『ユダヤ人問題に寄せて』や『1844 年の草稿』などの青年期マルクスのテキストをその理論的な典拠としたのに対し、アルチュセールは青年期マルクスと『資本論』のマルクスの間に存在する「認識論的切断」を強調し、「歴史の科学」としての史的唯物論を擁護しようとする。それは、後年のアルチュセール自身の回想によれば、「スターリン主義の右派的批判」ならぬ「スターリン主義の左派的批判」をなす試みにほかならなかった（2）。

とはいえ、『マルクスのために』と『資本論を読む』においてはこの「スターリン主義の左派的批判」の一般的方針が「理論的反ヒューマニズム」という哲学的スローガンのもとで打ち出されているに過ぎない（3）。これらの著作はあくまでも一つの「哲学的試論」であり、「個人崇拜」という歴史的対象について具体的な考察を展開しているわけではない。

この欠落を補うべく、本報告では、フランス・カーンの現代文学記憶研究所（Institut Mémoires de l'Édition Contemporaine, IMEC）に保管されているアルチュセールのアーカイブから、「個人崇拜」の問題を直接的に論じたテキストを取り上げたい。具体的には、1961 年に執筆された「政治の理論」と題する草稿および 1963 年から 1964 年にかけて執筆されたと推定される一連の未刊行草稿（以後 IMEC の資料目録に即して「疎外についてのテキスト」と表記する）を読解することで、前期アルチュセールの「個人崇拜」批判を、当時のマルクス（＝レーニン）主義の根本教義をなしていた「プロレタリア独裁（la dictature du prolétariat）」の概念との関連において位置づけることを目指す（4）。

2 「個人崇拜」と「上部構造の相対的自律性」

「マルクス主義とヒューマニズム」では、「社会主義的ヒューマニズム」批判に続く形で、論文の末尾において「個人崇拜」の概念に対する批判的言及がなされている（5）。アルチュセールによれば「個人崇拜」の概念は「マルクス主義理論のうちに「見出しえない」」概念である。スターリン期のソ連における逸脱は、スターリン個人の過誤として道徳的に訂正されるのではなく、その歴史的原因についての理論的分析を通じて乗り越えられなければならない。「個人崇拜」は、政治的指導者の「行動様式」のレベルで現実を記述することはできても、その現実について真に理論的な「概念」を与えることはない。アルチュセールにとって、「個人崇拜」に代わる真の理論的概念とは、政治的「上部構造の相対的自律性（l'autonomie relative des superstructures）」の概念にほかならなかった。周知のようにアルチ

ユセールは、「矛盾と重層的決定」（1962）や「唯物弁証法について」（1963）において、1917年のロシア革命を題材にしつつ、経済的生産様式による「最終審級における決定」と政治的「上部構造の相対的自律性」のもとでの社会的諸矛盾の弁証法を把握しようとした。しかし、それらのテキストの主眼は、あくまでも革命という一回的な出来事（「重層的に決定」された諸矛盾の「集積」と「凝固」）を説明することにあつた。革命後のソ連社会に立ち現れた「個人崇拜」という歴史的現象について「上部構造の相対的自律性」の概念はいかなる説明を与えうるのか。

実のところアルチュセールは、「疎外についてのテキスト」において自らすでにこの問いに取り組んでいる。同草稿における彼の理論的関心を要約した一節を引用しよう。

崇拜の諸効果は、現在私たちが扱うことのできる情報とマルクス主義理論の諸概念のもとでは、下部構造の観点から単なる外的で病理的な突出物としては考察できるかもしれないが、それ自体の実質において深く損なわれた上部構造とイデオロギーの観点から考察することはできない。だからこそ私たちは、ソ連における社会主義の建設過程についての一般的分析を行わざるを得なかったし、崇拜という病理的な現象の発生を可能にした上部構造およびイデオロギーに固有の諸条件を明らかにする必要があつたのである。そして、スターリンという逸脱した性格の持ち主が歴史的な権力と力を手にしえた、プロレタリア独裁における国家とイデオロギーの諸特徴を明らかにする必要があつたのである [...]。（6）

アルチュセールにとって、「個人崇拜」の概念を批判することは、この概念が隠し持つ経済主義的な前提を批判することでもあつた。「個人崇拜」とは、ソ連社会にもともと存在した「健全な」経済的発展に対して、スターリンという逸脱した指導者がもたらした「病理的な突出物」ではない。そうした見方は、具体的な諸個人の実践とその背後に存在する経済的な発展法則の二分法において歴史を捉えている。それに対し、アルチュセールの問題意識は、「個人崇拜」という現象を、単なる主体的行為の次元においてではなく、それ自体同時の「構造」を持った一つの社会的現実として客観的に規定することにあつた。ゆえにアルチュセールは、スターリンという例外的な個人の出現以前から、ソ連社会において「個人崇拜」を可能にする条件がいかにして形成されてきたのかを歴史的に分析しようとするのである。それはすなわち、経済主義的な歴史観に抗して「上部構造の相対的自律性」の観点からソ連社会の歴史を描き直す試みにほかならなかつた。

3 ソ連における「プロレタリア独裁」

「疎外についてのテキスト」では、この課題に取り組むための一つの糸口として、1917年のロシア革命以降のレーニンのテキストを読解することが提案されている（7）。アルチュセールにとって、革命後のレーニンが直面した課題とは、革命によって奪取された権力をいかにして行使するのかという問題、すなわち「プロレタリア独裁」の問題であった。結論を先取りすれば、アルチュセールのいう「上部構造の相対的自律性」の概念とは、資本主義から共産主義への移行期における特殊な権力行使の形態としての「プロレタリア独裁」に理論的規定を与えるものにほかならなかった。アルチュセールは、ロシアにおいて革命がいかなる歴史的条件のもとで成し遂げられ、その条件が革命後の権力行使にいかなる影響を及ぼしたのかを問うことによって、「個人崇拜」という歴史的現象の原因を究明することができると考えたのである。

1918年の「ソヴェト権力の当面の任務」においてレーニンは、革命における政治的な権力奪取という課題に比して「労働生産性をたかめるという任務」が困難を要するものであることを強調している（8）。その際レーニンはそれを社会主義革命一般についての傾向として提示しつつも、「労働生産性の増大」という問題を明確にロシアの特殊な歴史的条件のもとで提起している。それは、資本主義的な諸関係が未発達であったロシアの経済的な後進性という条件にほかならない。「政治の理論」においてアルチュセールは、同時代の後進国革命の問題へと敷衍する形で、この経済の「遅れ（le retard）」を次のように定義している。

あらゆるすべての低発展国家において（現在の経験はソ連をめぐって遡及的に理論的価値を持ちうる）、政治と経済のあいだの距離は必然的に生じると言うことができないだろうか。政治（党、その目標、その革命的なプログラム）は経済の先取りであると同時に、その創設の道具である。政治は経済に対し、長期間必然的に先行する。（9）

ソ連における経済の「遅れ」とは、政治に対する経済の「遅れ」にほかならなかった。言い換えれば、ソ連における経済的後進性とは、他の資本主義国に対する経済的な低発展を意味するものであるだけでなく、政治的な権力奪取に対する経済的変革の後発性を意味するものでもあった。レーニンおよびボリシェヴィキにとって、この政治と経済の「距離」は、「プロレタリア独裁」を通じて乗り越えるべき一つの政治的課題をなしていた。1919年の「プロレタリアートの独裁の時期における経済と政治」などのテキストにおいてレーニンは、「プロレタリア独裁」に対し、敵対階級の政治的抑圧という従来の規定にとどまらない、生産の組織化という経済面での役割を強調しているが、アルチュセールはそうした文脈を踏まえたうえで次のように述べている（10）。

プロレタリア独裁は、権力を掌握した前衛的階級と、旧来の現実の秩序に固執する階級とのあいだに生じる暴力的闘争の必然性を表現するものである。[...] だが、このような革命的状況が、いまだ産業的発展の土台がほとんど整っていない低発展国家において、すなわち、社会主義の建設に必要な経済的土台のほぼすべてをこれから築いていかねばならない国において生じるとき、プロレタリア独裁は特殊な形態を取ることになる。その場合、それは単に革命の敵や旧支配階級を暴力によって抑え込むだけでなく、非産業国、あるいは産業化がごくわずかにしか進んでいない国において大規模な産業化の土台を築くことを目的としたものとなる。[...] 長期間、政治は経済に先行する。あるいはむしろ、政治は、政治的プログラムに対する経済の遅れについての政治になるのである。（11）

アルチュセールは、この経済の「遅れ」の克服という課題こそが、ソ連における「プロレタリア独裁」に対し、中央集権的な国家機構や前衛党と国家の実質的同一化などの特殊な「諸手段」といったをもたらしことになったのだと指摘する。強権的な国家装置のもとでの「個人崇拜」という歴史的現象を生み出したのは、政治と経済の「距離」を埋めるために要請されたこれらの「諸手段」の「自律」化の論理であった。

社会主義建設におけるソ連の独自の条件のもとで、下部構造を優先するための諸手段そのものが、必然的に優先的なものとなった。したがって、「相対的」であるはずの上部構造（およびイデオロギー）の自律性は、国家装置とその帰結において、実質的な自律性という形態をとるに至った。（12）

アルチュセールにとって「上部構造の相対的自律性」の概念は、政治が経済に、政治革命が経済的な社会変革に対して先行するという事実を認めたうえで、両者の「距離」が作り出す弁証法的な関係を理論化しようとするものであった。当初は、経済の後進性という条件こそが、この後進性の克服という課題における政治の主導的な役割を規定するものであった。しかしそれは結果的に、経済的諸関係から遊離した政治の肥大化を招いてしまった。こうした転倒の論理こそが、アルチュセールが「上部構造の相対的自律性」の概念を通じて理論化しようとしたものにほかならない。この「実質的な自律性」へと転化する「相対的自律性」の概念を通じて、ソ連における国家装置の歴史を再構成することこそが、アルチュセールの「個人崇拜」批判の核心だったのである。

（1） Louis Althusser, *Pour Marx* (1965), La Découverte, 1996, p. 227. （ルイ・アルチュセール

『マルクスのために』河野健二他訳、平凡社、一九九四年、三九二～三九三頁。) 仏語文献の訳出にあたっては、既存の邦訳を参照しつつ、文脈に応じて適宜変更を加えた。

(2) Louis Althusser, *Réponse à John Lewis*, Maspéro, 1973, p. 84. (レイ・アルチュセール『歴史・階級・人間——ジョン・ルイスへの回答』西川長夫訳、福村出版、一九七四年、一一五頁。)

(3) すでに多くの研究が、前期アルチュセールの「理論的反ヒューマニズム」を脱スターリン化という歴史的な文脈のなかに位置づけている。代表的なものとして、以下を参照。Alex Callinicos, *Althusser's Marxism*, Pluto Press, 1976. Gregory Elliott, *Althusser: The Detour of Theory*, Verso, 1987. William Lewis, *Louis Althusser and the Traditions of French Marxism*, Lexington Books, 2005. Isabelle Garo, *Foucault, Deleuze, Althusser & Marx*, Demopolis, 2011. Panagiotis Sotiris, *A Philosophy for Communism: Rethinking Althusser*, Brill, 2020.

(4) Louis Althusser, « Théorie politique », A2-01.01. Louis Althusser, « Texte sans titre sur l'aliénation », A3-03.01, A3-03.02, A3-03.03, A3-04.01, A3-04.02, A3-04.03. 以下、アルチュセールの未刊行草稿に関しては、IMEC の資料目録 (<https://collections.imec-archives.com/ark:/29414/a011457456537TxfCc>) に記載されている文献番号を表記する。1990年のアルチュセールの死後、現在に至るまで IMEC のアーカイブを活用したアルチュセールの草稿研究が進められているが、管見の限り「疎外についてのテキスト」を扱った先行研究は存在しない。「政治の理論」の先行研究としては、フランソワ・マトゥロンの次の論考を挙げることができる。François Matheron, « “Des problèmes qu'il faudra bien appeler d'un autre nom et peut-être politique”. Althusser et l'insituabilité de la politique », *Multitudes*, n°22, mars 2005, p. 21-35. マトゥロンの研究は、この草稿における「プロレタリア独裁」および「国家の死滅」に関するアルチュセールの思考の独自性を捉えているものの、それが同時代の「個人崇拜」批判の文脈に位置づけられることを十分に踏まえていない。

(5) Louis Althusser, *Pour Marx* (1965), La Découverte, 1996, p. 247-248. (レイ・アルチュセール『マルクスのために』河野健二他訳、平凡社、一九九四年、四二八～四二九頁。)

(6) A3-03.03.

(7) A3-03.02.

(8) 「ソヴェト権力の当面の任務」『レーニン全集』、第二七巻、大月書店、一九五八年、二五九頁。

(9) A2-01.01.

(10) 「プロレタリアートの独裁の時期における経済と政治」『レーニン全集』、第三〇巻、大月書店、一九五八年、九四～一〇四頁。

(11) A2-01.01.

(1 2) A3-03.03

ヘンリー・ソルトによる「理性的共感」の構築—動物の権利概念の理論化過程—

永野杏奈（東京外国語大学大学院）

1. はじめに

19世紀初頭から中期において、人々は「動物の権利」という用語を用いなかった。たとえば、イギリスの動物保護運動家であったフランシス・パウア・コップは1863年に「人間の権利と動物の要求」という論文を出版し、動物の配慮されるべき利益を「要求 (Claims)」と表現した。しかし19世紀末から20世紀初頭に「動物の権利」という概念が新たに理論化された。この転換をもたらしたのが、イギリスの社会運動家であるヘンリー・ソルトである。ソルトは1892年に『動物の権利』を出版し、動物に対する平等な利益の配分を保障するために「権利 (Rights)」という表現を採用した。

2. 19世紀生体解剖論争における理性と感情の対立

19世紀後期の生体解剖論争において、支持派は自らの実践を「科学的理性」として定義し、反対派を「感情的」として退けようとした。

生体解剖 (vivisection) とは、生きた動物の心臓や神経などの器官の機能を調べる生理学分野の動物実験を指し、イギリスでは1870年代から活発に行われるようになった。しかし1873年に出版された『生理学実験室のためのハンドブック』や、1874年にイギリス医学協会の年次大会で行われた犬に対する公開実験は、意図せず動物の苦痛を可視化し、人々の批判を集めた。その結果、1876年には動物虐待防止法が制定され、動物実験は麻酔の義務化と実施機関の免許制度のもとで実施されるようになった。「生体解剖」という用語は、17世紀の時点では動物に対する外科的な実験のみを指したが、19世紀末には実験の種類の拡大とともに電気実験やワクチンの開発を目的とした細菌の皮下注射も内包するようになった。

反対派のひとりであるルイス・キャロルは、生体解剖が生体解剖者にもたらす「道徳性の低下」について、解剖者は動物に痛みを故意に与え続けることで「共感を失い、利己心を育て」てしまい、そのことによって「別の残酷な行為をさらに生み、後世の人に呪いを残す」のだと論じている¹。実験者を感情を失った悪魔のように描くことで、生体解剖を感情の観点から批判している。

対照的にフランスの生理学者のクロード・ベルナールは「科学者は動物の叫び声を聞かず、血を見ず、ただ自らの考えだけを見て、科学者が解決を試みる問題を隠し持つ有機体のみを

¹ Lewis Carroll, *Some popular fallacies about vivisection* (Oxford, 1875), p. 8.

知覚する²⁾」と生体解剖を正当化した。感情の完全な排除を科学的客観性の条件として提示した典型例である。

3. ヘンリー・ソルトによる共感の理論化

人道主義団体ヒューマニタリアン・リーグは1891年にロンドンで設立された。当初の活動は小規模であったが、1895年には常設の事務局を同市のグレート・クイーン・ストリートに開設し、月刊の機関誌『ヒュ머니ティ』も発刊するなど、活動が本格化した。中心人物であるヘンリー・ソルト(1851—1939)は、「動物の権利」の提唱を行った精力的な著述家として知られる。

ソルトは1889年の論文において、人道主義の「目的」を「すべての感覚ある生命(all sentient life)の苦しみを、可能な限り、是正すること」と定義した³⁾。ソルトはベンサムの「苦しみを感じられるかどうか」という動物の権利を付与する基準を踏まえているが⁴⁾、ベンサムの功利主義を単純に継承したのではない。ソルトは以下の引用で、ウィリアム・ウォラストンの『自然宗教詳述』で定義された「人間は他者や動物が痛みを受ければ不快に思い、彼らに共感する」という原則に基づき、本性であれ利己主義であれ、共感とは人間が社会生活を送る中で獲得する感情であることを指摘する。

私が採用した<ウォラストンを踏襲した>定義が、道徳の功利主義的見解よりもむしろ、社会生活の産物としての意識への直観的訴えかけに基づいていることが理解されよう。しかし、この点について、直観主義と功利主義という二つの倫理学派の相違を論じる必要はない。なぜなら、この原理そのものは両方の学派によって十分に認識されているからである。我々がバトラーに従って、共感とは「人間本性における本来的で、独自で、特殊な感情」であるとする主張を取るか、あるいはホッブズに従って、それは「他人の災難の感覚から生じる、我々自身への将来の災難の想像、あるいは虚構」であるとする反対の論拠を取るかにかかわらず、結果は現代の人道主義者にとってはほぼ同じである。現代の人道主義者は、この問題において、自然な感情と**啓蒙された自己利益の衝動**は同じ目的に向かって働かなければならないと確信しており、それゆえ**本来の動機**が慈善に帰せられるか利己心に帰せられるかは實際上ほとんど問題ではない。レッキーが『ヨーロッパ道徳史』で述べるように「道徳的直観主義者が主張するのは、我々が生来、人間性と残酷性の間に区別があることを知っており、前者が我々の本性のより

²⁾ Claude Bernard, Introduction to the Study of Experimental Medicine, 102–3.

³⁾ Henry S. Salt, "Humanitarianism," *Westminster Review*, vol. 132 (July, 1889), p. 82.

⁴⁾ Salt, "Humanitarianism," p. 81.

高次でより良い部分に属し、それを培うのが我々の義務であることを知っているというだけなのである⁵」。

しかしソルトは共感の本能に頼るだけでは、他者や動物に対する残酷さを軽減することは不可能であるとする。本能に代わって「人道主義」という体系化が必要であると述べる。

人道主義の目的は、残酷さと不正の実行を防ぐこと——可能な限り、すべての感覚ある生命の苦痛を是正すること、である。これを実現するために、人道主義はこの生来の＜共感の＞本能を明確で理性的な原則へと教育し組織化することを試みなければならない。私が「可能な限り」と言うのは、もちろん、共感が実践的な形態をとるとき、少なくとも一時的には、その制約と限界を経験せざるを得ないからである。我々は常に共感的な衝動を実現することはできない。なぜなら、場合によっては、それらがより強力な自己保存の動機によって制限され、あるいは無効化されるかもしれないし、あるいは共感自体の相反する拮抗的な衝動によってそうなるかもしれないからである。しかし、そのような限界は、人道性の義務を無効で空虚なものにするどころか、むしろ反対に、明らかに克服不可能な障害が存在しないすべての場合において、その緊急性と重要性を強調するように思われる⁶。

そうした体系的な「人道主義」は、共感の本能を倫理学や社会科学のもとで理解することで可能になるとソルトは述べている。

我々の目的は、人道主義は単なる親切的な感情や感情的な産物ではなく、首尾一貫した倫理学や社会科学の体系の不可欠な部分であることを示すことであつた。ヒューマニタリアン・リーグは、しばしば言われているような「動物愛護」の団体ではないし、たとえ手段があつたとしても、王立動物虐待防止協会（RSPCA）が行っているような残酷行為の個別事例の詳細な調査を引き受けることを提案したこともない。リーグは告発団体ではない。我々の仕事は既存の法律の執行を確保することではなく（それは民間団体ではなく警察の義務であると我々は主張する）、世論を教育し、より踏み込んだ立法への道を整えることである⁷。

⁵ Salt, "Humanitarianism," p. 75.

⁶ Salt, "Humanitarianism," p. 82 強調引用者.

⁷ Humanitarian League: *what - The Humanitarian League: What it is and what it is not*, (undated), <https://www.henrysalt.co.uk/humanitarian-league/what-it-is/>（最終アクセス：2025/04/30）強調引用者.

ソルトは 19 世紀に行われてきた動物保護運動は感傷主義に陥っていたことを批判し、「慈善」や「博愛」ではなく「人道主義」こそがあらゆる残酷さや不正の軽減を可能にする新たな研究かつ実践であると述べる。

人間と動物のこれらやその他の形態の苦痛に対して、人道主義者は抗議し、すべての人間の心に内在する、しかし不完全にしか発達していない人間性と正義の共通の本能に訴える——そして当然のことながら、そのような本能が内在すると想定している。そして、その訴えがあまりにもしばしば無駄に終わるとすれば、そのような失敗の原因は、相互理解の基盤となりうる明確で確固とした人道性の基準が欠如していることに求められるべきである。なぜなら、これほど複雑な社会においては、共感という本来の本能への単なる訴えかけ以上のものが必要だからである。そして、ここにおいて無限の害悪がもたらされるのが、感情 (sentiment) と感傷性 (sentimentality) のあまりに一般的な混同によってである。我々のいわゆる「慈善」や「博愛」の多くは純粹に感傷的なものであり、真に人道的な目的を掲げた事業から関心と熱意を逸らすことにしか成功していない。(中略) 現在この部分的で近視眼的な博愛に吸収されているエネルギーが回収され、人道主義への奉仕において有効に活用されるのは、何らかの広範で理性的な原理の採用によってのみなのである⁸。

このようにしてソルトは、感情と理性の対立を「人道主義」に基づいて乗り越えることを試みた。ソルトは、感情から想起される「病的な」感傷を、社会科学に基づく感情に転換することで、動物保護を感傷的な慈善活動から、道徳的根拠を持つ研究かつ実践に変えることを目指した。

4. 結論

本研究の分析により、ソルトが 19 世紀末における「動物の権利」の理論化を行うにあたり、「理性的共感」概念を構築していたことが明らかになった。この概念は、従来対立するものと考えられていた感情と理性を統合することで、動物保護を感傷的慈善から道徳的根拠を持つ研究や実践へと転換させた。

本稿では十分に扱えなかったが、人間が受ける苦痛が時代を経るごとに軽減されたように、動物に対する苦痛の軽減も漸進的に進めるべきであるというソルトの以下の議論は、ピーター・シンガーによる『動物の解放』でなされた議論の原型であると言えよう。

⁸ Salt, "Humanitarianism," p. 83 強調引用者.

略奪と殺戮から現在これほど慎重に守られている人間の生命は、貧困の陰湿な破壊によって絶えず徐々に蝕まれており、貧困は現在おそらく他のあらゆる疫病と比べて十倍もの人間の死因となっている。我々は**あからさまな殺戮**の考えに慄然とするが、一方で飢餓が我々の大都市でその致命的な働きを行っており、より目立たないながらも、同じように致命的な影響を与えている。動物の苦痛についても同様である。我々はかつての宗教的犠牲、ローマの円形闘技場、民間薬の残酷さを遠く過去のものとしてきた。しかし我々は、肉屋、狩猟愛好家、生体解剖者という職業を容認し、あるいは称賛さえしている。「何かを殺す」ことへの狂気は現代の最も人気のある流行の一つである——『ブラックウッド』誌のある著者は「主人を持たない生き物はいたるところで確実に殺される運命にある⁹」と述べている。

⁹ Salt, "Humanitarianism," p. 83

10月19日(日) 14:00-14:45【第2会場】

二つの疎開体験と社会科学の〈方法〉—きだみのると大塚久雄における方法としての「社会」概念

木村直恵（学習院女子大学）

0. はじめに—社会科学者の疎開体験

アジア・太平洋戦争敗戦直後の日本において、農山村は社会科学の重要テーマの一つであった。直接に農山村を扱わない場合であっても、戦時期の農山村部への疎開体験は、都市中間層的な知識人生活のなかでは接することのできない〈日本社会の現実〉に社会科学者たちを巡り合わせ¹、戦後の仕事に深い痕跡を残すことになった。本報告では、社会科学者たちの疎開体験が戦後日本の社会科学にもたらしたインパクトのうちでも、きわめて対照的な二つのケースとして大塚久雄(1907-1996)ときだみのる(1895-1975)について、両者の社会科学的〈方法〉と疎開体験との関わりを検討するものである。

大塚久雄は言うまでもなく、東京大学経済学部教授であり戦後日本の社会科学を牽引した知識人の一人である。他方、きだみのるは八王子の僻地を拠点に、農山村事情に詳しい「作家」もしくは翻訳家(山田吉彦)としての肩書きで知られ、ジャーナリスティックな活動を中心としていた。単独で社会科学に関する学術的業績を残すことはしなかったが、デュルケムやマルセル・モースらフランス社会学・人類学の早い時期からの翻訳紹介者として(本名の山田吉彦名義)、戦後に至るまで社会学徒の間で尊敬を集め続けていた²。

両者は戦争末期、高尾山を挟んで直線距離でわずか10キロ程度の場所で疎開生活を送っており、その経験が戦後の学術・執筆活動において決定的な意味をもつこととなった。きだみのるは1943年から疎開していた東京都南多摩郡恩方村辺名部落³(現東京都八王子市下恩方町)をモチーフに『気違い部落周遊紀行』(1947)を書き、以後、20年にわたって同地で「気違い部落」シリーズを書き継いでゆく。大塚は『近代欧州経済史序説』を書き上げた1944年に神奈川県津久井郡与瀬町(現神奈川県相模原市緑区)に疎開、同地に疎開していた川島武宜・飯塚浩二と「与瀬グループ」とも称される濃密な知的交流を経て、戦後間もなくから経済史研究の枠を超えて、いわゆる「近代主義」と呼ばれる立場から積極的な社会的発言に踏み込み、人間類型論や共同体論などの新たな議論を展開していく。

与瀬グループの三人ときだはいずれも、戦後間もなく設置された毎日出版文化賞を受賞

¹ 「一般的にいて、社会科学者で都会育ちの連中にとっては、戦時の疎開生活というのが日本の社会を知る上に絶好の勉強の機会になったはずだ」飯塚浩二『「与瀬グループ」』『大塚久雄著作集(以下、「著作集」と略)』月報10、岩波書店1970

² その一例として若き日の富永健一が、八王子での山村工作隊的な農村調査活動のなかで「社会学者山田吉彦」を訪れたエピソードを挙げておく。『戦後日本の社会学』東京大学出版会2004:iv

³ きだが疎開した時期である1943年7月に、南多摩郡は東京都制施行に伴い、神奈川県から東京都に編入された。

しており、論壇においてはともに高い評価を受けて注目される存在であった。しかし地理的特徴の点できわめて類似した環境を同時期に体験しながらも、両者の疎開体験に対する理解と戦後のアウトプットは大きく異なっている。戦争末期から敗戦直後の大塚ときだの著作を相互に互いの補助線として用いながら読解するとき、両者の差異が共通の戦時下の具体的〈現実〉に対して、対極的な社会科学の方法を適用した結果であることが明らかとなる。共通する条件のもとに生活しながら、両者のそれぞれに見えていたものの違いは、両者の採用していた社会科学的方法・認識枠組みの違いに由来するものであった⁴。

大塚の戦時末期から敗戦直後にかけての議論は、総力戦下の特殊な条件下で形成された方法と問題意識をもとに、疎開時のきわめて具体的な経験に対する社会科学的な解釈の試みに発していた。大塚の疎開体験は前近代性の固着を特徴とする「蒙昧なもの」として日本「民衆」を発見することに帰着した。そうした「民衆」像への強烈な反感と批判意識をバネに、戦後大塚は、理想的「主体」の不在状況に対して「近代的人間類型」の確立を訴えるオピニオンリーダーとして出発する⁵。

他方、社会学風味の随想といった趣きをもつきだの著作群は、明確な社会科学的な方法的意識に支えられた精密な長期参与観察記録でもあった。敗戦直後から20年にわたり書き継いだ「気違い部落」シリーズは、一貫して学術的には韜晦的なスタイルを堅持してはいるが、フランス社会学・人類学の方法を忠実に適用した成果となっており、恩方村の公文書と突き合わせても、敗戦直後の地域社会フィールドワークとして精度の高さが顕著である。

本報告では、戦時下～敗戦直後の農山村状況に対する社会科学の〈方法〉的分岐とその分析精度を確認することを通じて、戦後社会科学に疎開という現実の体験が与えたインパクトと、戦後日本社会に対して社会科学が持ちえた分析力と構想の特徴を展望することとしたい。すなわち、以下のような視点から大塚久雄ときだみのるの仕事を読み直す可能性を提案するものである。

1. 両者において社会科学的〈方法〉はどのように採用されたのか
2. 戦時～戦後にかけて両者の〈方法〉はどのように編成され、変容したか
3. 〈方法〉はどのような〈現実〉に適用され、〈現実〉はどのように〈方法〉に作用したか
4. 社会科学的実践とは、どのように〈現実〉と関係するものであったのか(関係するものであると考えられていたのか)

⁴ なお、二人は戦後に一度対談の機会をもっており(きだみのる・大塚久雄対談「文化国家の足の裏」『中央公論』72(8)(828), 1957-06)、大塚は何度かその著作中できだに言及している。しかし対談の議論は噛み合っていたとはいえない。

⁵ 「近代的人間類型の創出—政治的主体の民衆的基盤の問題」(1946-04)をはじめ、『近代化の人的基礎』1948に収められることになる敗戦直後の論集に顕著である(著作集⑧)

1. 社会科学的〈方法〉はどのように採用されたか

大塚久雄は『社会科学の方法』を著していることから分かりますとおり、〈方法〉には充分意識的な社会学者であり、それは初期の頃からの志向であった⁶。しかしながら、その著作は思想的、学說的、あるいは理念的内容については考察と議論が重ねられてきたものの、大塚自身が作り、用いてきた分析のための方法について焦点が当てられることはあまりなかった。大塚が当該時期にウェーバーの強い影響のもとにあったのは周知の事柄であるが、それは大塚の方法がウェーバーの方法と同一であることを意味しない。

きだみのるにおいても同様に、ときにジャーナリスティックで文学的なそのスタイルと「気違い部落」シリーズの各エピソードの興味深さゆえに、記述の内容に関心が集中しがちであり、「社会学者」として認識されることはあっても、その仕事がじゅうぶんに社会科学的〈方法〉の観点から検証されてきたとはいえない⁷。しかし彼はマルセル・モースのもとでの留学経験をはじめ、すでに長期にわたる社会科学の研鑽を積んだ経験を持っていた。たとえば彼はなぜ『気違い部落周遊紀行』において部落の住民を「気違い」かつ「英雄」という言葉で捉えたのか。これは単なる皮肉や文飾ではない。

ほぼ共通した環境で過ごした疎開体験に対する両者の分析と理解の大きな分岐は、異なる〈方法〉の存在を浮かび上がらせる。両者はそれぞれの方法的視点の違いにより、同様の環境のなかから異質な観察結果を導き出したのである。

本報告では戦時下から敗戦直後に主な焦点を絞って、両者において方法的な概念としての「個」と「社会」がどのように表れるかに注目する。どのような事象がそれぞれ「個」的な次元・事実と「社会」的な次元・事実を構成すると捉え、また両者がどのように関わっていると考えなのか、あるいは両者をどのように関わらせるかという点は、両者の社会科学的方法の特質を端的に表すと考えられるからである。ここでは両者の〈方法〉に対する意識だけでなく、表れ出た〈方法〉も問題となる。

2. 戦時~戦後にかけて〈方法〉はどのように編成され、変容したか

大塚久雄の戦後思想における総力戦体制からの思想的継承の問題については、中野敏男

⁶ 「広い意味での方法論について、私が最近になってはじめて関心を持つようになったのかといえば、必ずしもそうではなかった。いや、昭和十年前後における株式会社発生史の研究にさいしても、すでにそうした問題意識をもっていたし、前期的資本の理論を構想したこと自体が間接にそれを表現していたと言っても良いであろう。しかし当時の私は、方法論に関する議論はあくまでも専門の研究の背後にとどめておく方がよいと考えていた。」(「後記」著作集⑨:574)

⁷ きだの仕事を社会科学の観点から評価しようとした試みとして、薬師院仁志「日本社会の根底に潜むもの:きだみのるの記述を手掛かりに」『京都大学教育学部紀要』39,1993-03.、中島道男「きだみのる=山田吉彦の仕事に見る戦後知識人と社会学」(平成9~10年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書)、平林豊樹「きだ・みのるの実践的社会学:「気違い部落」のコスモポリタンとその認識の概要」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』No.50(1999)などがあるが、いずれも〈方法〉に着目したものではない。

による代表的な批判があり、その後も議論が重ねられているが、これを〈方法〉という面から再考するとどうだろうか。大塚の世代にとって昭和の戦時体制は、人生の前半の学問的自己確立期を長く緩慢に覆っていた状況であり、時系列に沿ってその段階的変容を追う必要がある。ここでとくに〈方法〉に着目するのは、戦時下から戦後への大きな変動のなかでの社会科学的言説の特質は、〈状況〉への直接的なコミットメントではなく、〈方法〉による規制のあり方のうちに現れると考えるからである。〈状況〉は確かに重要であるが、それが社会科学のなかに反映されるのはそこで採用されている〈方法〉を介してのことであり、むしろ〈方法〉が〈状況〉の理解と解釈を決定づけるからである。

大塚自身の回想によると、彼は1930年代後半からマルクスとウェーバーの方法の総合の可能性を探っていたが、アジア・太平洋戦争下に至って西洋社会科学を日本資本主義および日本社会に適用することの限界を感じるようになっていた⁸。その言葉どおり大塚は、1930年代から40年代初めにかけて自身の社会科学が一定程度的方法的完成をみたのち、戦局の悪化に伴って行き詰まる統制経済のなかで方法的な試行錯誤を行なうことになった。「個」的なものが「個」の単純な総和を超えた「社会」的次元に転換する作用を追究していた大塚の方法⁹が、顕著な転回を見せるのは1943年である。「社会」的次元における変革の構想を立て得ない政治的・経済的圧迫と窮乏化のなかで、大塚の方法からは「社会」的次元の要素が脱落し、「人間的な諸事情」=人的資源に議論が収斂するという方法的後退戦の様相を呈することになる¹⁰。それは物資・技術・労働力の基盤を欠いたまま、ただ人間精神(すなわち労働者国民の「労働意志」)のみによって「生産力の拡大」を遂げねばならないという総力戦体制末期の特殊状況に対応した悲愴な〈方法〉的改変であった¹¹。このときあわせて「社

⁸ もともと大塚は、西洋の社会科学理論を日本にそのまま適用するのではなく、「日本社会の特質を捉えるために、それを土台としていっそう新しい歴史理論を作り上げようとする姿勢に親近感を抱いていた(『私の歩んできた道』1979、著作集13:274)が、さらに「太平洋戦争が始まる頃には、日本人の目で社会科学をやるという意識はもうかなり強くなって(対談「社会科学の創造」1982、著作集13:367)、与瀬疎開時には「アジアの現実のなかには西洋の尺度では割り切れない何ものかがあるから、それをもう一度西洋史研究の方に投げ返し、これを媒介として社会科学の理論分野にアジアの現実を分析するために必要な新たな理論的武器を鍛え上げようではないか」(『私はいかにして研究対象を捉えたか』1967、著作集9:400-401)という目標を抱くに至っていた。

⁹ 『株式会社発生史論』(1938)から「経済倫理の実践的構造」(1942-07)に至る期間の特徴である。『株式会社発生史論』において大塚は「集積」と「集中」という概念を使い分けながら、「個」的な状態に留まるものがそれを超えた「社会化」された次元に達する現象を捉えていくという視点から株式会社の発生を捉えている。また後者においては「経済倫理は単に正しい原理的内容を具えるだけでなく、社会的規模において十分に効果あるものでなければならない」という関心から経済倫理の「実践的構造」を主題化している。

¹⁰ たとえば「労働」の昂揚如何を決定するところの人間的、社会的ならびに政治的な諸事情のうち、しばらく後の二者すなわち社会的・政治的なそれを視野の外に置いて見る—それらが重要でないなどと馬鹿げたことをいうのではないことはもちろんである—ならば、残るものは国民が歴史的に形成し継承してきたところの人間的な諸事情、すなわちリストのいわゆる「人間的な国民生産力」(中略)であろう〔傍線引用者〕(『経済倫理と生産力』1943-12、著作集⑧:318)。これが動員の思想の核心である。

¹¹ 「国民の歴史的な精神的諸状況の如何が、労働の昂揚と萎靡に決定的な影響を与え、したがって生産力

会」的次元も、「全体」=国家という単位と重ね合わせられることになった(以後、戦後になっても「社会」的次元を無自覚に国家-国民単位として想定するという習慣が解除されることはなかった)。

かくして与瀬疎開の直前、大塚の問題意識は「国民」的「労働意志の昂揚如何」を規定する「国民生活-生活慣習-エートス」としての「経済倫理(労働倫理)」の「類型的な性格」を明らかにすること、そしてその日本的類型が「労働意志」に対して促進的なのか、阻止的なのかを判定すること(そしてもちろんそれを促進的なものとする方策の構想も含む)へと固められていたのである¹²。このような〈方法〉的転回と問題意識をもって臨んだのが大塚の疎開体験であったことは留意に値する。疎開地において大塚はウェーバーの著作を読み込み、「ヴェーバー社会学に対する第二の開眼」ともいえるほど飛躍的に理解が深まったと回想する¹³。だが、ウェーバー理解を組み込んで再編成された〈方法〉は、初めて身近に経験した日本の農村地域から受けた衝撃を解釈するフレームになったとともに、逆に疎開生活に持ち込まれた〈方法〉と疎開体験を媒介とする屈折を大塚のウェーバー理解にもたらすこととなったのである。

一方、きだ(山田吉彦)は、1925年に日本で初めてE.デュルケムの単著の翻訳者となって以来¹⁴、「気違い部落」シリーズを手がけるまでに、20年余りにわたってフランス社会科学の翻訳・研究経験を積んでいた。疎開生活の始まる1943年までにフランス留学とマルセル・モースへの師事(1934-1939)、ファーブル『昆虫記』(1930-1952)、レヴィ=ブリュル『未開社会の思惟』の翻訳刊行(1935)、さらにデュルケム『社会学と哲学』の全面改訳(1943)、モース『贈与論』¹⁵(1943)訳出をはじめとする多くの訳業およびモロッコでのフィールド調査¹⁶を経て、方法的に完成した状態で疎開生活に臨むことになった。

きだが当初から疎開地を社会学的参与観察の場とすることを目的としていたかどうかは定かではない¹⁷。だが単身で恩方村に移住したのち、地域住民の賭博という共同的不法行為

の拡大如何に至大の意義をもつのである。この、労働力とその背景にもつ国民の歴史的精神的状況こそ端的に最大の生産力であり、むしろ『生産力の生産力』だということができよう(「生産力と経済倫理」1944-01、著作集⑧:325-6)という極端な精神主義。このようなロジックはわずか二年前には、「個」の主観的次元を超えた位相に「経済倫理」が「社会的規模」で「実践的效果」を実現する構造を解明しようとしていた試みからは対極ともいえる(「経済倫理の実践的構造」1942-07、⑧:312)。なお、大塚の「動員」的言説として批判される「最高度”自発性”の発揚」は与瀬疎開中の執筆になるものだが、ここにもまた同様に「個」的自発性=意志を、直接「全体」=国家に結びつけることでなんとか喚起し、「生産力拡充」をかりうじて担保しようとする苦しい操作が表れている(1944-07、著作集⑧)。

¹² 「生産力と経済倫理」1944-01、著作集⑧(初出『統制経済』8-1)

¹³ 「ヴェーバー社会学との出会い」1964、著作集9:213-4

¹⁴ デュルケム著・ブウグレ序・山田吉彦訳『社会学と哲学』岡書院、1925年。デュルケム没後に門下のブウグレによって編纂された遺稿集であった。

¹⁵ きだ(山田吉彦)訳のタイトルは『太平洋民族の原始経済』

¹⁶ 山田吉彦『モロッコ紀行』1943年。戦後、大幅な削除改訂を経て岩波新書版『モロッコ』1951年)

¹⁷ きだの子息・山田彝は、モースが1924.5年頃から「後進の学者に、小さな、そして比較的孤立した、外界からの影響の少ない集落で現地調査、フィールドワークをして観察記録を残すよう奨め」ていた

への参加により地域のインナーサークルに受け入れられたきだは¹⁸、移住先での未知の生活体験を理解するための複数のインフォーマントを得て、戦時下~敗戦直後農山村地域の生活の構造把握のための観察に着手する。こうしてきだは結果的に、レヴィ=ブリュルが『未開社会の思惟』を著した際に依拠した、「長期にわたって、それぞれの社会に滞在して、殆どその社会の者と云えるくらいになっている」観察者の地位¹⁹につくことになったのである。このような地位は、東京帝国大学教授の肩書をもって家族とともに移住してきた大塚には不可能だったものであり、実際に大塚は同様に家族ごと疎開してきた川島武宜・飯塚浩二と家族ぐるみの親密な交際をしながら、都市知識層のライフスタイルを疎開地でも許される限りは堅持したのである。

きだの観察は、〈方法〉に対する韜晦的スタイルとは裏腹に、デュルケム学派の方法に厳密に従うものであった。「社会事実が個人に対して有している相対的独立性と外部的性」²⁰というデュルケムのテーゼに従い、「個人を超越した」「強制的」な「道徳力」²¹をもつ「集団表象」を構成する単位がまずは確定される必要があった。きだはインフォーマントから疎開先の住民生活におけるもっとも基底的な禁止則を示され²²、その効力と制裁力の範囲から「部落」という単位が「集団表象」の発現する最小にしてもっとも重要な(生活とその規範において切実な)単位をなしていることに気づく。こうしてきだは自らが移住した部落単位である辺名を、観察の基礎的な単位と定めたのである。それはわずか十数件の世帯から構成されるきわめて小さな「社会」であった。「部落」は近世村およびその下部単位の範囲と合致することもあるが、近代地方自治制度下においては一度も行政単位として認められたことがなかったことは留意しておく必要がある。部落に住んだから部落を記述したのではない。「社会的事実」-「集合表象」の最小単位を確定するという〈方法〉によって初めて「部落」が記述対象として見出されたのである。この意味で、大塚ら与瀬グループは部落を意識せず、見出すことはなかった。

きだの方法的達成といえるのは、「社会事実」が「個」的なものの集積に還元され得ないのに対応して、「個」もまた「社会事実」-「集団表象」に統制されながらも捕捉し尽くされ

として、きだがその目的に最適の集落を探していたとするが(『気違い部落周游紀行』あとがき、富山房 1981:247)、その集落が最適かどうかは住んでみたあとでなければ分からなかっただろう。

¹⁸ 『気違い部落周游紀行』1948、30 節など

¹⁹ レヴィ=ブリュル『未開社会の思惟』(上)岩波文庫 1953:38。すなわち「長い年月を通じて土族と共に、また土族のように生活をするだけで満足しないで、宗教的首長から入門式を受け、入門させてもらい、その秘密社会に加盟させてもら」うことで「心的に謂わば彼等土族に帰化」した人類学者カッシング F. H. Cushing (同書:87)のエピソードは、きだ自身が見習った態度としてほぼそのまま『気違い部落周游紀行』30 節に引用されている。

²⁰ デュルケム、山田吉彦訳『社会学と哲学』1943:54

²¹ デュルケム、山田吉彦訳『社会学と哲学』1943:55。これはのちに大塚が「共同態規制」という言葉で自らの〈方法〉のうちに組み込んで語り直したものに相当する。

²² すなわち出火、殺人、傷害、窃盗、そして「部落の恥を外にさらす」ことである。きだ『日本文化の根底に潜むもの』1956:16

ることのない側面をもつ存在であることを、参与観察遂行者として明らかにした点にある。

『気違い部落周游紀行』において部落住民たちに「気違い」かつ「英雄」という呼称を採用したことは、近代的「個人・主体」概念を方法的に排除するために有効であったが²³、そうした視点を通じてきだは、「部落」的規制と、曲がりなりにも近代資本主義・代表制民主主義体制の両方のシステムのなかで生きる人々の日常的実践を取り出すことに成功した²⁴。逆説的ではあるが、近代的「個人・主体」概念を用いないことによって、「部落-社会」構成者たちの個性に富んだそれぞれの固有性が取り出されることになったのである。

これは大塚が与瀬で見出したものとは対極的な観察結果であった。大塚は疎開先において、「家産的支配」意識が「人々の間にまだまだ純粹に近い形で見られる」²⁵ことに驚愕し、まさにウェーバーが描いてみせる「原生的なゲマインシャフトから系譜をひく」「支配の前近代的形態」の実例そのもの²⁶を生きたかたちで目撃した機会と捉えていた。それは「およそ近代的・民主的なものではないことは社会学的観点から見てとうてい否みがたい」²⁷ものであった。大塚は疎開体験を下敷きにして、ウェーバーやマルクスの描く前近代的-前資本主義的社会形態とその倫理・正当性意識を理解し、その具体像を思い描いたのである。

3. 〈方法〉はどのような〈現実〉に適用され、〈現実〉はどのように〈方法〉に作用したか

大塚ときだは隣接した地域で疎開生活を送り、同時期に類似の環境で共通する経験のなかから、前者は前近代的という以上に原始的な面影をとどめる共同体の姿を見出し、後者は戦時下-戦後の現代化する日本社会のなかの農山村地域社会の姿を見出した。

大塚の疎開生活は丸二年で終了したが、戦後の問題意識と方法形成において与瀬での疎開体験はきわめて大きく決定的であった。大塚は(そして川島と飯塚も)、与瀬での疎開経験の重要性について戦後になって繰り返し言及しているが²⁸、戦後の大塚の思想・問題意識・

²³ 『気違い部落周游紀行』はこうして、すべての登場人物を「村の英雄」として扱い、「シン英雄」「英雄サダニイ」のような敬称で遇する。これは近代的個人概念の回避であるとともに、きだのもう一つの専門であるギリシア古典の神話的「英雄」概念も反響している。

²⁴ このことは例えば、「集団表象」に統制される側面と統制を受けない側面の、同一人格のなかでの共存として観察される。その端的な例は『気違い部落周游紀行』38節の、最重要インフォーマントの一人による卵の分配/販売をめぐるエピソードであった。この逸話は以後の連作中で反復的に参照されることになる。

²⁵ 大塚久雄・川島武宜・土居武郎『「甘え」と社会科学』弘文堂 1976:22

²⁶ 「ヴェーバー社会学との出会い」著作集⑨:213-4

²⁷ 「近代的人間類型の創出—政治の主体の民衆的基盤の問題」(1946-04、著作集⑧:170)。大塚の戦後第一声となったこの小文は、大塚が与瀬疎開を終える時期に書かれたものだった。

²⁸ 例えば以下のような言及の事例がある。「ヴェーバー社会学との出会い」(1964)、「私はいかにして研究対象を捉えたか」(1967)以上著作集⑨、「後記」(1969)著作集⑦、「隣人とは誰か」(1979(1981))、「私の歩んできた道」(1979)以上著作集13など。このほか、大塚久雄・川島武宜・土居武郎の鼎談『「甘え」と社会科学』弘文堂 1976。

方法が疎開体験と関連づけられて論じられることは稀である²⁹。しかし、大塚が一般化して語ろうとしている際にも、いたるところで疎開体験が具体的記憶として反響しているのである。しかし、きだの認識とは大きく異なる理解を大塚が得ていたことが明らかになったいま、両者が対象化した〈現実〉とはどのようなものだったのかが問題となる。〈方法〉はどのような〈現実〉に適用されたのか。そしてまた〈現実〉への適用を通じて〈方法〉自体に変容が起こることはなかったか。

大塚ときだが体験した戦時下-戦後の〈現実〉を理解するうえで、きだの「気違い部落」シリーズの体系性(インテグリティ)が重要な意味をもつ。きだは実証的正確性が担保される社会科学的調査として「気違い部落」シリーズを著したわけではなかったし、文学的脚色や実在の記述対象との混同を避けるための改変すら行うことがあった。しかしシリーズを通時的・統合的に読むとき、登場人物とその特徴の一貫性は明らかであり、かつ旧恩方村公文書をはじめとする外部資料³⁰と照合可能な正確さを帯びている。

彼らが経験した戦時下-戦後の農山村部では、食糧供出制度と闇物資流通、相模見ダム建設と相模湖の造成、失業対策事業、農地改革、翼賛体制下の地方政治から戦後地方自治制度改革、統一地方選挙などが目まぐるしく起こっていた。本報告では上記のような大塚ときだの〈方法〉の編成と分岐を前提しつつ、共通の具体的事例に対する両者の観察と分析の精度を検討しつつ、さらに〈方法〉的変容の如何について考察する。この問題は、

4. 社会科学的実践とは、どのように〈現実〉と関係するものであったのか(関係するものであると考えられていたのか)

という問いに関わっている。社会科学における方法・観察・分析の分岐がもたらした、啓蒙と経済倫理と民主主義をめぐる実践の分岐に説き及ぼすことを本報告の目標としたい。

²⁹ なお、「与瀬グループ」の一人であった飯塚浩二を中心に与瀬疎開体験を論じた論考に、猪瀬浩平「水滴ちる人造湖の辺から―相模ダム開発の経験と戦後啓蒙」(『現代思想』45(18),2017-09)がある。

³⁰ 八王子市旧恩方村役場文書、八王子市議事課移管文書『恩方村会会議録』など

戸坂潤におけるファシズム認識

陳信仲（京都大学大学院教育学研究科博士後期課程）

はじめに

本報告では、戸坂のファシズム論を中心として、ファシズム概念をその時代の知識人や政治組織（例えば、コミンテルン）が提起した概念と比較しながら、その独自性について整理を行なう。戸坂のファシズム論をいかに評価したのか、彼のファシズム論は、時局の流れにともなっていかなる変化を生じたのか、その変化はどのように時代背景と連関していたのか。時期的には、1930年から1937年まで戸坂のファシズムに関連する論述を検討し、戸坂のファシズムに対する論述の特徴を明確化し、その論調の重心の移動を、歴史的な文脈の中において解釈を試みる。

戸坂潤のファシズム論に直接に関する先行研究としては、後藤靖の「戸坂潤の日本ファシズム論についてー日本ファシズム研究覚え書きー」（1982年）とごく最近（2024年9月）、『日本イデオロギー論』を英訳したロバート・ストルツ（Robert Stolz）による同書の序論がある。後藤は、戸坂潤のファシズム論を導入し、それをコミンテルンのファシズム論、当時の左派陣営によく読まれたファシズム論と比較し、戸坂のファシズム論の独自性を明らかにしようと試みた。すなわち、後藤は、「権力をにぎったファシズムは、金融資本のもっとも反動的、もっとも排外主義的、もっとも帝国主義的な分子の公然たるテロ独裁である」というコミンテルンの規定に由来するファシズム論を「階級の本質論」や「ブルジョアジー国家論」として位置づけ、戸坂潤のファシズム論との対照的性格を指摘した。さらに、戸坂が1932年に執筆した「ファシズムのイデオロギー性」という論文を基礎として、戸坂の考えるファシズムとは、(1)金融資本主義の政治形態、(2)イデオロギー性と反技術＝反唯物論、(3)擬似革命論的な国家建設、(4)資本主義を永続化させる政治形態という特徴から構成されるものであり、コミンテルンのファシズム論の影響が見られる、と論じた。

このように、後藤は戸坂の1932年の論文に注目し、コミンテルンと違っても連関するファシズム論を指摘した。本報告は、戸坂の1932年以降の著作を含めて、ファシズムにかかわる定義を再検討したい。とりわけ1937年に社会大衆党に入党することによって戸坂自身がコミンテルンのファシズム論を克服しようとしたことに着目すべきだと考える。なお、福家崇洋『日本ファシズム論争』（2012）では戸坂潤のファシズムに関わる言論にも言及しているが、1936年の議論のみが挙げられている。本報告は、戸坂のファシズム論の全貌をできる限り整理し、その重要性を完全にアピールしたい。

ロバート・ストルツは、英訳版『日本イデオロギー論』の序論において、戸坂潤の思想を当時のヨーロッパの左派知識人であるベンヤミン、グラムシ、ルカーチなどと比較し、その上で戸坂潤の先駆性を指摘した。ストルツは同書の内容を論じた後、同書が戸坂潤の反ファシズム著作として理解されることを指摘する。しかし本報告がより重視したいのは、戸坂潤が当時の日本の社会についての理解を、彼自身が時局に対して参与、あるいは観察していたことである。具体的には、1937年に社会大衆党に参加し、新聞や雑誌で時事評論を発表したことなどを通じて、彼の思想が構築された点である。ロバート・ストルツは哲学的なレベルに重点を置いているため、戸坂潤の解釈が反ファシズムであるという視点に注目する一方で、戸坂が具体的に述べた「封建性」の意味や、それが軍部とどう関係しているかについては説明できていない。この点について、本報告は以下で明らかにすることを試みる。

戸坂のファシズム認識 1. 思想としてのファシズム

1922年ムッソリーニによるローマ進軍、その後のナチスのドイツ国会における躍進というふたつの大きな事件を媒介として、日本において、ファシズムという思想や概念が徐々に受け容れられていった。さらに1930年代に入ると、無産政党的誕生、共産主義者の検挙による社会運動など日本社会で生じた様々な歴史的事件に伴い、日本ファシズムにかかわる議論が盛んになった。戸坂による最初のファシズム論が提起もされたのも、ちょうどこの時期に当たる。1930年に『思想』に掲載された「知識社会学の批判」（のちに『イデオロギー概論』1932年に収録）において、戸坂は、哲学や知識論におけるイデオロギー性を提起し、ブルジョア哲学のファシズム性を指摘した¹。

さらに、マルクス主義の公式的ファシズム論から独立した戸坂独自のファシズム論にかかわる発想が見られるのは、1931年に『法政新聞』に掲載された「範疇の発生学」である²。この小論において、戸坂は「範疇」というカント哲学の発想から二つの思想の判断基準が生まれる。時間的には、古代的範疇と近代的範疇があって、古代の範疇と近代の範疇の間に共軛性がある。戸坂が述べた共軛性とは、古代の範疇と近代の範疇の間に必ず何らかの対応関係が存在することを指している。ある意味では「翻訳可能性」とも言い換えられるだろう。ゆえに現代世界を理解しようとする際、古代的範疇を使おうとするならば、必ず翻訳という過程を経なければならない。翻訳という媒介を経ないと、古代と現代を同一視し、**反動**へと落ちこんでしまう、これは戸坂の範疇に対する思考から生じた第

¹ 戸坂潤「知識社会学の批判」『思想』第101103号、1930年（『イデオロギー概論』に所収）。

² 「法政新聞」1931（昭和6）年7月4日

一の判断基準である。第二の判断基準は空間に関わっている。範疇は、世界という大きな系統（システム）から生じたものであり、国や民族が強調した自身の独自性を超え、普遍的な共軛性を備える必要があるというものである。自らの思想（例えば日本思想）を論じたとき、他の思想との対話に通じて「共軛化」される手続きを経ないと、**ファシズム**になってしまうと、戸坂は主張した。

理論的に見ると、ファシズムは、考え方を評価する手法である。しかし、政治的な含意を強く持つファシズムという概念は、現実世界で、特に現実政治に対していかに作用したのか。こうした関心の延長線で、学説や思想を育くむ大学やアカデミズムをいかに理解すべきか、という問題にたいする関心が戸坂の思考に浮かんできた。この点について、1931年、日本の言論界で盛んに論じられ始めた「ファシズム論争」における戸坂の立ち位置は独特のものだった。当時の論者は、ファシズムに賛成する場合、批判する場合、いずれの立場であっても、主に日本の政界においてファシズム的現象が進行しているという前提にたって分析していた。唯一の違いは、前者はファシズムを日本政治の現状を打破する突破口とみなし、後者はファシズムを警戒すべき傾向と認識していたことであつた³。

これに対して、戸坂は、1932年『イデオロギー概論』において、大学の出自は封建制度にあり、資本主義に入っても大学はその封建性を払拭することができない、旧帝国大学を含めて封建的伝統を持っている大学は、「懐古的、国粹的、ファシスト的」という反動の役割を果たしていると考えた⁴。

このようにファシズムの思想性、イデオロギー性を注目していた戸坂は、コミンテルンのファシズム定義と違った側面からファシズムを規定することになった。1933年、ナチスによる焚書事件をうけ、日本では大規模な文化擁護運動が起こった。その運動に参加した知識人は、もちろん同年4月に起こった滝川事件をきっかけとして、政府による言論統制の危機に気づき、ナチスの非行を批判することにより、言論の自由を政府のコントロールから守ろうという意味を示した。これは、最終に「学芸自由同盟」という組織として結実した。戸坂も、この組織の委員の一人として、検閲制度への対策を行っていた⁵。のちに中心人物が検挙されたことで、「学芸自由同盟」の活動休止に追い込まれたが、戸坂のファシズムに対する思考は止まらなかった。このシリーズに掲載された「ファシズムのイデオロギー性」という論文において、戸坂はマルクス主義の唯物論、経済分析と対照して、

³ 福家崇洋『日本ファシズム論争—大戦前夜の思想家たち』河出書房新社、2012年、106～108頁。

⁴ 戸坂潤『イデオロギー概論』理想社、1932年、70～71頁。

⁵ 福家崇洋『日本ファシズム論争—大戦前夜の思想家たち』河出書房新社、2012年、124～128頁。

ファシズムがまず観念性、イデオロギー性と政治形態の問題として把握していた⁶。この発見は、後藤による先行研究にも言及していたように、コミンテルンから戸坂の独自のファシズム論に影響を与えた部分である。しかし、その点に限らず、「範疇の発生学」で戸坂が指摘したように、ここで述べたファシズムに対する考えも共軌性批判と関連性がある。

「国際的普遍性」を持たない「理論的鎖国主義」という特徴こそが、まさに共軌性を欠いたファシズムの特質を示しているのである。

1930年代初期、上述のような戸坂のファシズム認識は、主にその知識論的、思想的な側面を重視し、当時の大学における自由主義知識人を批判することを主眼としていた。これは、戸坂に特有の認識ではなく、唯物論研究会のメンバーも共有していた。例えば、機関誌『唯物論研究』に、三井繁郎は、「国際ヘーゲル会議に現れたファシズム的傾向」（1934年1月（第15号））という論文で、当時の国際的な情勢において、資本主義諸国のヘーゲル主義への復帰傾向は強く、しかもこの傾向がファシズムの反動を合理化する側面を持っていることを指摘した。船山信一は、「『絶対弁証法』の観念論的性格」（1934年2月（第16号））という論文において、田辺の哲学が観念論的であって、「封建的ファシズム的哲学」を擁護するものだとして批判した。森宏一は、「一聯の俗流観念論の批判」（1934年4月（第18号））という論文において、国民精神文化研究所に所属する思想家を批判した。これらマルクス主義と対抗するために設けられた研究機構に所属するメンバーを、元々自由主義者だが、「極めて腰の落ちつかないもの」であり、忽ちファシズムに転向したものであり、行動の面では明らかにファシズムに協力するものであると、森は指摘した。

以上のように、戸坂とその唯物論研究会のメンバーとの間に、学術や思想におけるファシズム傾向を重視することが共通し、ヨーロッパと日本の知識人に対して幅広く批判を展開した。しかし、のちにも言及するように、1935年の天皇機関説をきっかけとして、戸坂もいよいよ、思想としてのファシズム認識から、現実存在し活動しているファシズムに対して注意を向けるようになった。

戸坂のファシズム認識2. 現実におけるファシズム

福家崇洋が『日本ファシズム論争』で指摘したように、「現実政治」、つまり日本の政党政治、議会政治において、日本ファシズムというテーマは、早くも1930年代初期には盛んに議論されていた⁷。しかし、戸坂が政治的な日本ファシズムの論議に本格に入るの

⁶ 戸坂潤「ファシズムのイデオロギー性」『現代のための哲学』大畑書店、1933年（所収：『戸坂潤全集』第三巻、勁草書房、1966年、213頁）。

⁷ 福家崇洋『日本ファシズム論争—大戦前夜の思想家たち』河出書房新社、2012年、106頁。

は、1935年の天皇機関説事件と、国体明徴運動が始まる時期であった。1935年5月の時評「国体明徴運動と内閣審議会」に、戸坂は、天皇機関説排撃運動のように、盛んになってきた民間のファシズム運動よりも、岡田内閣が内閣審議会を設立した政治動向、特に内閣調査局に革新官僚を任命したことが、日本のファシズムにおける大きな成果であると考えた⁸。国体明徴運動のような下からのファシズム運動は、内閣審議会設置のような上からのファシズムに対して都合よく権力掌握のきっかけを与えた。

内閣審議会と国体明徴運動の考察をきっかけとして、戸坂は、官僚をも含めるファシズムの社会的基盤たる中間層について重点を置き、日本のファシズムを分析してきた。1935年4月刊行の『経済往来』所載の「日本主義の帰趨」という文章において、戸坂はドイツやイタリア・ファシズムとの比較により日本ファシズムの特殊性に言及した。その特殊性は主に二つのポイントからなる。一つ目は、日本ファシズムの主力は軍部（と官僚）とする中間層であること。二つ目は、上から下へ押しつける、公的な、あるいは官製のナショナリズムである日本主義は、日本に特有的ファシズムであること⁹。日本ファシズムの特徴は、軍部が主な役割を演じたことだけでなく、封建勢力とも関係があると同じ文章で戸坂は言及した。軍隊は、「統帥権」に由来する特権団体で、封建的な特権階級に擬制する。しかも軍部の成立は、大日本帝国の成立した経緯と緊密に関連していた。故に古来の兵制からなる王政復古により、（挙国皆兵という）軍国意識は日本社会に浸透する必然性があった。何よりも軍部は武士階級との間に繋がりがあるという幻想が広がり、加えて武士道という誇りを用い、その軍国意識は、封建的な意識に依拠している。

さらに、この封建勢力が後ろだてとなった日本ファシズムの日本国内への浸透と展開について、1936年の『現代唯物論講話』で、日本ファシズムのイデオロギー概念の中身に、封建的勢力による「日本的民族国家イデオロギー」などの叙述を戸坂は加味した¹⁰。のみならず、1935年日本の外交と連動した国内の政治を、マルクス主義思想が日本社会において退潮している原因として位置付けた。その背景は、いうまでもなく、1933年の滝川事件以来の左派運動に対する弾圧と、1936年初頭の226事件後の政治情勢である。皇道派軍人のクーデター失敗によって、軍部の権力掌握という不本意な結果に至った。というのは、事件後に登場した広田内閣は、軍部の「軍部大臣現役武官大臣制」を無抵抗に受け入れた。この緊迫する政治状況に反し、経済に関して広田内閣は、自動車国産化法案を進め

⁸ 戸坂潤「国体明徴運動と内閣審議会」『現代日本の思想対立』今日の問題社、1935年、130～131頁。

⁹ 戸坂潤「日本主義の帰趨」『経済往来』5月号、1935年4月（のちに『日本イデオロギー論』に所収）。

¹⁰ 戸坂潤『現代唯物論講話』、白揚社、1936年、348～349頁。

¹¹、馬場鑌一蔵相は、積極財政をとり、関連する統制的政策で、1937年初頭に日本人の生活水準は戦時中のピークに達した¹²。戸坂にとって、文化的支配権を失するのか掌握するのかの判断基準は、当該思想が政治運動との連帯した状況によるものである。

1936年2月、野坂参三の「日本共産主義者へのてがみ」を発表したことと、二二六事件の勃発したことを契機として、日本の言論界に日本ファシズムに関わる論議が盛んになった。こうした時代背景の中において戸坂は、「立憲ファシズム」という概念を提唱し始めた。1936年、『日本評論』に戸坂は「自由主義・ファシズム・社会主義」という論文を掲載、なぜ日本の政治を「立憲ファシズム」と呼ぶべきなのかという原因について言及した。つまり、ファシズムを政治形式としての独裁制とする理解が、もっとも一般的であったが、戸坂の論はそれと区別して、独裁制ではなくても、ファシズム的でありうるというもので、非常に異色だった¹³。この戸坂の指摘をいかに理解するのか。たとえば前述したように、思想の共軌性を拒否して、自国のものに固執し、封建的な身分制や価値観で自国の国民を抑圧し、もしくは自国の文化が独特であると自認し、排外的なナショナリズムに立つ国は、仮に民主制をとっても、戸坂から見ればファシズムであると言えるかもしれない。もちろん戸坂が言う「立憲ファシズム」、つまり「立憲主義があっても、政治の運営がやはり官僚や元老に独占される」という日本の政治的な見方も、その発想に従ったものだろう。

以上のように、ファシズムのさまざまな特徴に対する考察によって、戸坂は『現代哲学辞典』に、「日本精神」という項目で、ファシズムを包括的に論じた上で、「日本精神」を定義した。まだファシズムの一般論的な特徴（中間層の社会基盤の存在）を言及しながら、日本ファシズムの特有な特徴（封建的勢力への依存）を位置付けた¹⁴。資本主義を提起したこの定義は、コミンテルンのファシズム論の影響ないし、これとの対話の結果とも見ることができる。

1937年に入ると、満洲事変の爆発と反ファシズム人民戦線運動の発足は、戸坂にファシズムに対する思考をさらに深化させること促した。1937年左派的な雑誌『改造』に掲載された「一九三七年を送る日本」という文章で、満洲事変後の社会情勢を観察した後に、戸坂は、1937年林内閣の成立後、すぐさま解散、総選挙を行った第20回帝国議会の状況を

¹¹ 北岡伸一『日本の近代5政党から軍部へ（1924～1941）』中央公論新社、1999年、259頁。

¹² 北岡伸一『日本の近代5政党から軍部へ（1924～1941）』中央公論新社、1999年、358頁。

¹³ 戸坂潤「自由主義・ファシズム・社会主義」『日本評論 三月号』、1936年（のちに『日本イデオロギー論』に所収）。

¹⁴ 三木清等編『現代哲学辞典』日本評論社、1936年、378頁。

もとに、ファシズムの高揚と戦争への突入という社会雰囲気にあっても、やはり希望を日本民衆にあるという感想を残した。日本ファシズムは大衆基盤を持たないことを主張する一方、社会大衆党などの社会基盤を持つ団体の活躍を指摘していることは、1937年に戸坂が社大党に入党することの前提として着目される。

最後の著作「世界の一環としての日本」において、戸坂は日本ファシズムの特色を、「家族制度」と関連付けて説明した¹⁵。この時期における戸坂のファシズム認識は、コミンテルンのファシズム定義と異なっていることである。コミンテルンは、ファシズムが定義上、資本家と金融資本の役割が大きいことを指摘したが、戸坂にむしろ官僚の役割が日本ファシズムの成因と指摘した。しかも「民間の自発的ファッショ団」ではなくて、むしろ軍部や官僚を核心として発生したという見方も、のちに丸山眞男らの研究者に啓発を与えた。そして、戸坂は「亭主」と「女房」との関係で、ファッショ的勢力と自由主義者（経済的自由主義を奉じるブルジョアと文化自由主義を進行する知識人）との関係に対比されている。「女房」の生活を維持できるのは、「亭主」の経済支援が必要とするため、「亭主」からいかにいじめられても、「女房」は離脱し自立することができない。このように「家族制度」における不気味な依存関係に着目することで、戸坂は文化論的に、日本ファシズムの動態を解釈した。「家族制度」という日本帝国の統合原理、もしくは古代的範疇も、現代的範疇としてファシズムと自由主義との関係に「翻訳」しようとしたといえる。

もちろん、「家族制度」の問題は単なる比喩に止まらない。戸坂自身も『日本イデオロギー論』の「復古現象の分析」において、「家族制度は社会制度や国家組織そのものではないが、家族制度に止まり又家族制度へ帰えるという家族主義は、取りも直さず社会又は国家そのものの組織に就いて物を云おうとする主義なのである」といい、日本の家族制度と国家との関係を語っていた。家父長的な家族制度という問題は日本帝国の抑圧的原理の起点になり、ファシズムの重要な要素になったと考えられる。

おわりに

戸坂のファシズムに関わる理解には、歴史から見ると、初期には、知識社会学的な意味でファシズムを把握した。特に「範疇の発生学」に見られるように、思想、思想の特色にもファシズムが見られることが重要である。本報告は、戦後日本ファシズム論争に対して、何らかの啓発や対話を求めようという目論見でもある。古代的範疇を現代的範疇に翻訳することを拒否したり、自国的範疇を世界的範疇に共転化することを断ち切ったりすることは、時代錯誤であるばかりではなく、それ自体としてファシズム的とさえ言える。日

¹⁵ 戸坂潤『世界の一環としての日本』白揚社、1937年、102～103頁。

本ファシズム否定論は、この共軛化を拒否する志向が今日にも継続していることを示す¹⁶。のちに戸坂は、日本の政治状況、つまり歴史的事件の発生によって、ファシズムの他の側面も語った。政治形態、デマゴギー、大学制度ないし家族制度に分析してきた。このように、1930年代の歴史状況、日本社会を、その時代に生きてきた知識人の目から、それぞれの意味を敷衍してきた。

そのほか、戸坂の日本ファシズムへの考察は、後のファシズム研究にも大きな影響を与えた。丸山眞男のファシズム研究「日本ファシズムの思想と運動」において、「上からのファシズム論」や、軍部が日本ファシズム運動の核心という見方、軍部のイデオロギーは日本ファシズムの思想内容を規定したことなどは、戸坂からの影響があるだろう。その具体的な影響を考察し、戸坂を含めた左派知識人の間の思想連関を今後の課題にしたい。

¹⁶ 伊藤隆「昭和政治史研究への一視角」思想 1976年(624)、949～962頁。

10月19日(日) 14:00-14:45【第4会場】

アダム・スミスのニュートン的方法における節約の原理の起源

—幾何学的補完性および分析と総合の方法論的代替性

三澤杏亮（東京大学大学院経済学研究科博士課程）

はじめに

アダム・スミスのニュートン的方法における少数の原理から多くの現象を説明するという、方法論的要素の起源とは何か。スミスが十八世紀のニュートン主義の影響下のもとで、ニュートン的方法を形成したことは明白である。しかし、スミスのニュートンの諸著作からの直接的な方法論的受容過程については、必ずしも明らかではない。

そこで本報告では、ニュートンが『プリンキピア』において、不完全な実地技術を補完する精密な測定技術と証明方法として、少数の原理から多くの現象を説明する幾何学的方法を提示し、『光学』においては、形而上学的仮説の代替的方法として、帰納主義的な立場から、分析によって少数の運動原理を導出し、諸現象を総合的に説明する分析と総合の方法を挙げたことを指摘する。そして、この2つのニュートンの節約原理の方法に関する、スミスの「天文学史」や『修辞学・文学講義』における受容・発展過程について解明する¹。

一般的に、アダム・スミスの少数の原理から多くの現象を説明する方法として、『修辞学・文学講義』第二十四講のニュートン的方法が指摘される。しかし、この節約の原理という方法論的要素に限定すれば、スミスはニュートン的方法以外にも多くの方法を提示した。例えば、『修辞学・文学講義』におけるニュートン的方法の箇所において、その先行的な方法として、デカルト哲学の方法が挙げられている。さらに、一般的に対照的な枠組みによって捉えられているアリストテレスの方法についても、それぞれのものごとに同一のまたはそれぞれの原理を与える方法として、節約の原理の方法的要素が含意されている²。

したがって、『修辞学・文学講義』の第二十四講のみを俯瞰した場合においてさえ、節約の原理の方法とは、ニュートンが誕生する以前の古代から十七世紀においてすでに確立されていた方法として、スミスが認識していたと推測できる。実際のところ、「古代物理学史」や『国富論』、『道德感情論』などにおいても、このような節約の原理の方法が古代から存在したことを示す直接的な言及がある。しかしながら、スミスはそのなかでも、『修辞学・文学講義』や「天文学史」、『道德感情論』においてニュートンの方法を最も高く評価した。

このような観点を踏まえれば、節約の原理の方法のなかでも、ニュートンの方法についてスミスが何らかの特異性を認識していた可能性を指摘せざるを得ない。このような特異性

¹ Misawa(2025)は、両著作のニュートン的方法の関係性を法則性の観点から論じている。

² 只腰(1995)では、ニュートン的方法の位置づけが明確に示されている(54-60頁)。

として、多くの場合、少数の原理の性質が親しみやすいものかどうか、さらには、結合的諸原理かどうか、ということが挙げられる³。しかし、このような方法についても、スミスによって古代の諸文献から確認可能であることが言及されている。したがって、スミスのニュートン的方法における、節約の原理の特異性を明らかにするためには、その根源的な起源として、ニュートンの方法論にまで遡って、スミスのニュートンの『プリンキピア』、『光学』からの直接的な方法論的受容形態を丹念に解明する必要がある。

一 背景：ニュートン、アリストテレス主義者、機械論哲学信奉者

ニュートンの時代においては、アリストテレス主義と機械論哲学という2つの大きな科学思想の流れがあった。特に、ニュートンが直面した重要な課題は、アリストテレス主義者のオカルト的な教義とデカルトをはじめとした機械論的仮説という形而上学的議論に対抗する形で自身の天文物理学の体系を確立することであった。したがって、ニュートンは、このような形而上学的論争に挑戦するために、自身の諸理論において前提となる方法論とその哲学的基礎の構築を非常に重要視していた。このような、形而上学的仮説に基づいた方法論に代わる近代科学的な方法論が誕生した過渡期において、スミスのニュートン的方法における節約原理の方法の原点を捉えることができる。

二 『プリンキピア』におけるニュートンの方法：幾何学的補完性

前節のような近代科学的方法論の萌芽期において、実際にニュートンの方法論における節約の原理の根拠として、『プリンキピア』における四つの「哲学における推理の規則」が挙げられる。特に、規則IIIはニュートンの単純性や節約の原理の方法論的根拠が示されている。

「同じ自然の結果に対しては、できるだけ同じ原因をあてがわなければならない。」

(Newton 1729, p.398, 邦訳、第III編、11頁)

そして、ニュートンは、どのような作用の働きによって引き起こされるにせよ、物体を相互へと向かわせる力を一般に引力と定義しているように、引力を少数の原理の一つとして捉えていた。

さらに、ニュートンはこのような運動原理について、幾何学的方法によって証明を試みた。

³ 長尾(2001)は、スミスの方法論は、アリストテレスの『分析論後書』の方法論をニュートンの「哲学における推理の規則」の規則Iとニュートンの公理的説明と結びつけた広義のニュートンの方法の一種であることを指摘している(325頁)

この幾何学的方法について、ニュートンは、機械学における不完全な実地技術を補完可能な精密な測定技術と証明方法である、少数の原理から多くの現象を説明する方法として提示したのであった。

「・・・それら少数の原理から、これほど多くのことがらをうみ出しうるということは、幾何学の誇りである。それゆえ、幾何学は機械的実地技術に基礎をおくものであり、精密な測定技術を提供し証明する・・・」

(Newton1729、pp.XVII-XVIII、邦訳、第I編、16-7 頁)

このような方法論と哲学的基礎に基づいて、ニュートンは自然現象の諸力の性質を幾何学的方法によって論証して、『プリンキピア』を哲学の数学的原理の著作として出版した⁴。

三 『光学』におけるニュートンの方法：分析と総合の方法論的代替性

一方、『光学』においても同様に、ニュートンは、節約の原理について独自の方法論的枠組みを提示している。以下の引用箇所において、ニュートンは帰納主義的な立場から、少数の運動原理を導き出して、さまざまな有形物の性質や作用の発生について示すことが哲学の偉大な進歩となるという見解を示した。

「まず現象から二、三の一般的な運動原理をみちびきだし、その後、これらの明らかな原理から、すべての有形物の性質と作用がどのようにして生じるかを示すことは、たとえこれらの原理の原因がまだ発見されていなくても、哲学で偉大な一步を進めることになる。したがって私は、上述の運動原理を、きわめて一般的な適用範囲をもつゆえに、躊躇なく提案し、その原因の究明は今後に委ねたいと思う。」

(Newton1730、pp.401-2、邦訳 353-4 頁)

さらに、この原理の第一原因が発見されていなくても、このような原理を一般的な諸現象の考察範囲において適用可能であるという暫定主義的な立場を取った。そして、このような暫定主義の背景には、当時のアリストテレス主義者の神秘的仮説や機械論哲学信奉者の機械論的仮説という形而上学的仮説に対する批判があったのである⁵。したがって、このような形而上学的仮説の代替的方法として、ニュートンは、観察可能な現象から少数の運動原理を導き出してさまざまな現象を説明することを可能にするとともに、諸原理の第一原因の段階的な到達を可能とする大きな方法論的枠組みとして、以下のように分析と総合の方法

⁴ Newton1729、pp.XVII-XVIII、邦訳、第I編、16-7 頁

⁵ Newton1730、pp.369-70、邦訳 326-7 頁

を提示したのであった。

「数学と同様、自然哲学においても、難解な事柄の研究には、分析の方法による研究が総合の方法につねに先行しなければならない。この分析の方法によって、・・・一般に、結果からその原因へ、それも特殊な原因からより一般的な原因へと進むことができ、ついには最も一般的なものに到達して論証は終る。・・・そして総合とは、発見され、原理として確立された原因をかりに採用し、それらによってそれらから生じる諸現象を説明し、その説明を証明することである。」

(Newton1730、pp.404-5 邦訳 356-7 頁)

四 「天文学史」：スミスのニュートンの方法 1：天文学の方法

前節までに考察してきたこのような、ニュートンの『プリンキピア』と『光学』における節約の原理としての幾何学的方法と分析と総合の方法が、スミスの「天文学史」においてどのように受容・発展されているのか。スミスは、「天文学史」において哲学的探求を導く人間本性について考察するとともに、「哲学は、自然の結合諸原理の科学である」(Smith 1795、p.45、邦訳 25 頁)と定義した。したがって、この結合諸原理とは少数の原理を指すのか大きな問題となる。スミスは、「天文学史」の第四節では、このような自身の主張について実際に天文学の歴史を通じて例証を試みた。

この天文学の歴史に基づいた例証を通じて、スミスは、ニュートンの天文学の体系を最も高く評価した。このニュートンの体系における引力について、スミスは、すべての運動を結合することができる原理として捉えている。

「アイザック・ニュートン卿は、他のすべての運動を結合した引力という同じ原理でこの運動を結合した。」

(Smith 1795、p.102、邦訳 99 頁)

さらに、スミスは、ニュートンが引力という少数の原理に基づいた幾何学的計算によって、他の仮說的説明よりも厳密に全ての現象の必然的な帰結を導いたことを指摘した。

「このようなものが、アイザック・ニュートン卿の体系で、その諸部分はすべて、他のどの哲学的仮説の諸部分よりも厳密に結合されている。彼の原理である普遍性と、それが距離の平方の増加に比例して減少することを認めれば、彼がそれによって結びつけるすべての現象は、必然的な帰結として導かれる。」

(Smith 1795、p.104、邦訳 101-2 頁)

そして、スミスは、ニュートンがこのような引力という、われわれが毎日経験している観察可能な力の性質を分析して、天空のできごとを結合的に説明することに成功したことを高く評価したのであった。

「すなわち、その体系が人類の一般的で、全面的な是認を獲得したということ、そして今や想像上で天空のできごとを結合するひとつのくわだてとしてではなく、人類によってこれまでになされた最も偉大な発見、すなわち、われわれが毎日その現実性を経験しているひとつの主要な事実によってすべてが密接に結合されている、最も重要で最も崇高な諸原理の、広大な鎖の発見とみなされていることだ」

(Smith 1795、p.105、邦訳 103 頁)

このように、スミスは哲学的探求における最も望ましい方法について、ニュートンの体系を通じて例証を試みた。その方法こそが、われわれが経験的に観察可能な少数の原理を発見し、このような原理の性質の分析をもとにして、仮説に拠るのではなく幾何学的な精確な計算によって諸現象を総合的に説明する方法であった。

五『修辞学・文学講義』：スミスのニュートンの方法 2：訓話型の方法

スミスは、「天文学史」におけるニュートンの方法の他に、『修辞学・文学講義』の第 24 講において、訓話型という、いわゆる命題の証明方法としてニュートンの方法を提示した⁶。ここでは、学問の体系的知識の伝達方法として以下のように論じられている。

「第一は、われわれが、ひとつまたはひじょうに少数の原理をきめて、それによって、いくつかの規則または現象を説明し、それぞれを自然の順序にしたがって結合する方法であり、・・・サー・アイザック・ニュートンのやりかたで、・・・、すでに知られているか、はじめに証明された、一定の諸原理を提示して、そこからわれわれは、さまざまな現象をおなじ鎖によってつないで、説明することもできる。ニュートンの方法ともよんでいいこの後者は、・・・」

(Smith 1963、pp.145-6、邦訳 250-1 頁)

このように、『修辞学・文学講義』のニュートンの方法とは、諸原理の発見とその性質に関する分析的な方法よりも、その原理に基づく諸現象に関する総合的な説明方法に焦点が当てられている。さらに、スミスは、ニュートンの節約の原理の方法について受容する一方、

⁶ スミスは、「天文学史」においては、正確にはニュートンの方法という用語は用いていない。

幾何学的な数学的証明方法を記述的な証明方法として応用した可能性を指摘できる。

結論

スミスのニュートンの方法における節約の原理の起源には、形而上学的仮説に対するニュートン批判的立場からの応答としての幾何学的方法と分析と総合の方法があった。ニュートンは、機械学における不完全な実地技術を補完する精密な測定技術と証明方法として、少数の原理から多くの現象を説明する幾何学的方法を提示するとともに、形而上学的仮説の代替的方法として、観察可能な現象から少数の運動原理を導き出してさまざまな現象を説明する分析と総合の方法を提示したのであった。

スミスは、これらのニュートンの方法について「天文学史」では、ニュートンの方法について、われわれが経験的に観察可能な少数の原理を発見し、このような原理の性質の分析をもとにして、形而上学的仮説に拠るのではなく、幾何学的な精確な計算によってさまざまな現象を総合的に説明する方法として捉えていた。その一方で、『修辞学・文学講義』においては、節約の原理の発見とその性質に関する分析を所与として、その原理に基づいた諸現象の総合的な記述的証明に焦点が当てられていたことが明らかとなった。

参考文献

Kyosuke M. 2025. Adam Smith on Newtonian Method and Imaginary Law of Economic Phenomena, *Communications in Economics and Mathematical Sciences*, Vol.4, pp.6-23.

Newton, I. 1721 *Opticks, or, A treatise of the reflections, refractions, inflections & colours of light / Sir Isaac Newton ; with a foreword by Albert Einstein ; an introduction by Sir Edmund Whittaker ; a preface by I. Bernard Cohen ; and an analytical table of contents prepared by Duane H.D. Roller*, New York : Dover Publications , 1952 (島尾永康訳『光学』 岩波文庫 1983 年。)

Newton, I. 1729 *Sir Isaac Newton's Mathematical principles of natural philosophy and his System of the world* / translated into English by Andrew Motte in 1729, the translations revised, and supplied with an historical and explanatory appendix by Florian Cajori , Cambridge : At the University Press , 1934. (中野猿人訳『プリンシピア 自然哲学の数学的原理 第I編―第III編』講談社 2019 年。)

Smith, A. 1795 *Essays on Philosophical Subjects*. (The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith. 3) Liberty Fund, Inc. 1982. (水田洋・篠原久・須藤壬章・只腰親和・藤江効子・山崎怜訳『アダム・スミス哲学論文集』名古屋大学出版会, 1993 年。)

Smith, A. 1963 *Lectures on Rhetoric and Belles Letters*. Liberty Fund, (Lectures on Rhetoric and Belles Lettres.(The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith. 4) Liberty Fund, Inc.1985. (水田洋・松原慶子訳『修辞学・文学講義』名古屋大学出版会 2004 年。)
只腰親和 1995 『「天文学史」とアダム・スミスの道德哲学』多賀出版.
長尾伸一 2001 『ニュートン主義とスコットランド啓蒙 不完全な機械の喩』名古屋大学出版会.

柄谷行人の思想的起源はどこにあるのかー学生運動から批評へー

趙 奕山 (ZHAO Yishan) (東京大学総合文化研究科地域文化専攻博士後期課程)

はじめに

本報告は、1970年代以降の日本の思想を牽引してきた代表的な人物のひとりである柄谷行人の思想的起源を追跡すべく、六〇年安保闘争終結後、安保闘争を総括するムーブメントに参入した柄谷の姿勢を考察しつつ、この経験とそれ以後の柄谷の思想との関連性を部分的に解明することを目的としている。

1961年7月、東京大学教養学部社会主義学生同盟（以下、社学同）の活動家のひとりであった柄谷は、社学同の全国的再建を目指して「社学同再建のアピール——学生運動の再建と革命運動の前進のため闘う学友は社学同に結集せよ！」（以下、「社学同再建のアピール」）を執筆する。当時、六〇年安保闘争で「決定的な敗北を喫した」¹第一次共産主義者同盟（以下、ブント）は、分派闘争の渦に陥っていた。ここでいう分派闘争とは、安保闘争におけるブントの活動を含めた大衆運動の敗北を説明することを目指していた、東京大学細胞を中心としたグループ「革命の通達派」（東大派）、全学連細胞を中心としたグループ「プロレタリア通信派」（全学連派）、そして労働者対策部を中心としたグループ「戦旗派」（労対派）、というブント解体後に形成した三派の間に起こっていた論争である。

一方柄谷は、彼独自の安保総括を展開していた。「社学同再建のアピール」において、柄谷は黒田寛一の疎外論と宇野弘蔵の経済学を手放すことができなかったほかの総括を批判し、「個人の思考と共同の討論」を革命的な運動の「前進の唯一の手段」²として提起した。小林敏明によれば、柄谷にとって、社学同とは「党的桎梏をのがれた自律的個人による「革命思想の創造と実験の場」の別名にほかならなかった」³。実際、「社学同再建のアピール」において、指導的役割を果たす前衛党を拒否する柄谷の姿勢は、横のつながりを強調し、個々の主体の連合によって形成されるアソシエーションを追求する後年の仕事にまで一貫して見られるものである。その意味では、本格的に日本の文壇でデビューする時の柄谷の姿勢は、彼自身の学生運動の経験と不可分な関係を有していると言える。ゆえに、六〇年安保闘争を総括するほかの言説と合わせて、柄谷の思想の内実を考察する必要がある。

柄谷は「社学同再建のアピール」において、ブント三派を吸収した黒田寛一の革命的共産主義

¹ 長崎浩 1988『日本の過激派—スタイルの系譜』、36頁。

² 三一書房編集部編 1969『資料戦後学生運動6』、86頁。

³ 小林敏明 2015『柄谷行人論：＜他者＞のゆくえ』、288頁

者同盟全国委員会（以下、革共同全国委）に属する学生組織、日本マルクス主義学生同盟（マル学同）を批判したが、後述するように、当時の柄谷自身の思考の枠組みは、黒田のそれとはさほど離れてはいない。とはいえ、黒田が「労働者」のような「主体」を外部から持ち込んだのに対して、柄谷は確実に運動の「内部」から「主体」を探そうとした。そこには吉本隆明から受けた決定的な影響が見られる。

ここで柄谷と黒田の理論の類似性に言及するのは、日本の新左翼運動が盛んだった時期に、柄谷の「思想」に発生した変化を明らかにするためである。実際、柄谷が六〇年安保闘争の直後に出現したこれらの「主観－客観」の図式を土台とする「総括」に憑かれたのは、ほんのわずかの時期でしかない。そして、学生運動の経験との関係性が曖昧のように見える「文学批評」は、柄谷にとってはまさに「主観－客観」の図式から脱する方法にほかならない。

以上に整理した学生運動と柄谷の思想との関係性を踏まえて、本報告では前期柄谷の思想を日本新左翼運動の空間に位置づけることを目指す。それは柄谷の思想に影響を及ぼしたほかの言説も考慮しつつ、柄谷の思想の歴史的起源を跡づける作業となる。そのため、本報告はまず、安保闘争の敗北を説明するために提示された、分派闘争期のブント、黒田寛一、吉本隆明らのそれぞれの言説の間の関係性を描き出す。次に、ブントの大部分が黒田の革共同全国委に吸収される事態に直面して、黒田のヘゲモニーに対抗することを主たる目的として書かれた柄谷の「社会学同再建のアピール」の具体的な内容を検討する。最後に、「心理を超えたものの影」と「発語と沈黙」という二つの批評文の読解を通して、「社会学同再建のアピール」に見られた枠組みを超克する方法としての柄谷の「文学批評」を定義する。こうした作業は、「柄谷行人の思想的起源」への探究、つまり「柄谷の言説の歴史化」と呼ぶことができるだろう。

1. 安保終結後の様々な言説

1960年6月19日、安保改定条約が自然成立した。それは六〇年安保闘争の敗北だけでなく、「ブントそのものの敗北」⁴でもあった。こうした状況下、7月末に開かれたブント第五回大会において東大細胞よりブント指導部に対する批判が行われ、ブントはそのまま三派へと解体していくことになる。安保におけるブントの敗北をめぐる論争は、ここからはじまる。

論争の端緒となったのは、革通派のメンバーが作成した総括の文章、いわゆる「東大細胞意見書」あるいは「星野論文」である。「安保闘争の挫折と池田内閣の成立－安保闘争における理論問題－」と題される同論文は、8月14日付けで党内に配布され、「同盟の理論」が「安保改定というブルジョアジーからしかけられた階級決戦を、前哨戦と捉えた」ことを「決定的、犯罪的

⁴ 島成郎ほか編 1999『戦後史の証言・ブント：ブント「共産主義者同盟」の思想別巻』、86頁。

誤謬」⁵として批判した。東大意見書によれば、安保闘争は「階級決戦」すなわち決定的な戦いであった。この決戦は「恐慌」期のそれでもなく、日本資本主義が「自由化・合理化」の「整理政策」を積極的に推進するためにしかけた「政治決戦」⁶だとされた。

東大意見書は、ブント中央の理論には「政治決戦」としての安保闘争を捉える視点がまったくなく、そこで「抽象的な恐慌必然論は、同様に抽象的な不可避論 [...] と、観念的な権力奪取の思想論と共に、虚空において三位一体をなして」⁷いるだけだと非難した。このような「形骸化し、現実の展開を生き生きと分析できぬ理論」⁸に依拠するかぎり、理論は客観的な現実を反映することができない観念的なものにとどまり、闘争を戦いぬくための方向性を示すことができない。それに対して、東大意見書は資本の「整理政策」の展開を日本資本主義の命脈と見なし、「整理政策を有効に展開しえぬ状態に追いこまれたとしたら、資本主義経済は決定的な破綻に陥らざるをえない」⁹と主張する。

ここにおいて、東大意見書に潜む矛盾が明らかになる。東大意見書はブント中央部を批判する時、理論は現実の闘争を指導するものであり、「現実の多様な矛盾への対応の分析」¹⁰でなければならないことを繰り返し述べている。にもかかわらず、東大意見書はブント中央よりも「客観」的な理論の提示に固執する。ブルジョアが「階級決戦」をしかけることができることや、「整理政策」の過剰な強調はその典型である。そこでは経済分析から恐慌とそれに伴う政治危機を演繹するというマルクス主義的な「経済決定論」が、「整理政策」（＝国家）の自律性にとって代わられている。だが、このような「理論」の客観性を保証するものはどこにもない。おそらく東大意見書の執筆者たちもこのことをわかっており、だからこそ彼らはあくまでもマルクス主義的理論の枠内、つまり「経済分析」によって理論を作ろうとしたのである。

このような恣意的な「客観性」を問題とし、東大意見書の配布から二週間後の8月30日、ブントの機関紙『戦旗』に「山崎・田川論文」が掲載される。「主観主義と小ブル急進主義の克服のために―前衛党建設の課題はなにか」と題したこの論文は、東大意見書の「理論」を「現実の労働者階級が、階級としていかなる状況におかれているかを具体的に分析し、追求することを全く無視あるいは放棄し」¹¹たものとして激しく批判した。要するに、東大意見書においては、「資本の運動法則の自己展開」を分析することがそのまま「経済政策の変遷と反復におきかえられて

⁵ 戦後思想叢書編集委員会編 1965『「全世界を獲得するために」 共産主義者同盟文献集-1』、63頁。

⁶ 同上、66頁。

⁷ 同上、69頁。

⁸ 同上、70頁。

⁹ 同上、72頁。

¹⁰ 同上、70頁。

¹¹ 同上、82頁。

しまう」¹²ために、労働者階級が主体として闘争に立ち上がることが不可能になる。その結果、すべての闘争は「反政府闘争」にすぎず、革命はいつも到来することなく「小ブルジョアのロマン」¹³にとどまるとされる。

山崎・田川論文を代表とする戦旗派の考え方からすれば、マルクス主義「理論」を標榜しながら「経済決定論」を否定する革通派の志向は、「小ブル急進主義」的なものでしかなかった。しかし、革通派が安保闘争を「政治決戦」にまで引き上げたのは、安保闘争中に「前衛党」であったはずのブントが運動の高揚を組織できなかったからだ。したがって、東大意見書において問題なのは「革命の主体」の不在というより、むしろ事後的な視点から運動を反省しているにもかかわらず、その反省があたかも客観的な現実存在するあらゆる矛盾を説明できる理論かのように超越化されたという点である。その意味では、「労働者の不在」をもって運動の敗北を説明しようとする戦旗派の姿勢は、そもそも革通派とは何の違いもないと言える。

しかし、安保闘争中に学生の間にくら巨大な影響を有していても、労対のメンバーを除いて、ブントが労働者運動と関わることはほとんどなかった¹⁴。このことを考えれば、抽象的な「整理政策」より、「労働者」のような現実味のある「主体」のほうがブントにコミットしていた学生にとって受け入れやすかったと思われる。こうしてみれば、安保闘争以前から労働者の自己意識の覚醒を唱え、「プロレタリア的人間への自己脱皮」¹⁵に伴う革命の実現を主張していた黒田寛一が、ブントを自らの組織に合流させて、学生運動のヘゲモニーを握ることができたのは当然であろう。

客観的な現実と主体との支障のない癒着は、黒田の安保闘争総括においてもっとも鮮明に現れている。黒田は「党物神崇拝とその崩壊」では安保闘争を「日本人民の敗北」と見なしながらも、それを今後の革命運動の原動力として評価している。こうした評価が可能なのは、安保闘争の経験によって、「戦闘的な労働者たち」が「一切の既成指導部がたよりにならないことを自覚し始めた」¹⁶からだ。ここでいう「既成指導部」とは、何よりもまず「前衛党を詐称してきた日本共産党」¹⁷のことを指している。だが、黒田によれば、日本共産党への批判は「小ブルジョア知識人」が自身の「批判精神」を顕示する「即自的なもの」¹⁸ではなく、「労働運動の真の革命

¹² 同上、86 頁。

¹³ 同上、90 頁。

¹⁴ この学生運動と労働者運動との分断の事態について、猿谷弘江 2021『六〇年安保闘争と知識人・学生・労働者』の序章を参照されたい。

¹⁵ 黒田寛一 1960 (2021)「プロレタリア的人間の論理」『黒田寛一著作集 第三巻』、150 頁。

¹⁶ 黒田寛一 1960 (2023)「党物神崇拝とその崩壊」『黒田寛一著作集 第十六巻』、242 頁。

¹⁷ 同上、249 頁。

¹⁸ 同上、264 頁。

的組織とその指導部」、いいかえれば「新しい前衛党の創建」¹⁹につながるようなものでなければならぬ。

黒田にとって「前衛党」とは、労働力商品として物化された労働者を「階級」として組織し、ブルジョアの資本制的秩序を変革して人間的解放を実現する共産主義者の革命運動の実体的基礎である。そして、「前衛党の創建」は「あらかじめ決定された枠組みを基準とし、あてはめていくものでは決してなく、「組織の担い手たちのひとりひとりがその主体性・自発性・創意性を確立し発揮しうるような新しい人間への自己変革と思想変革をなしとげてゆくこと、を基礎とする過程」²⁰でなければならなかった。ところが、この新しい人間とは、「プロレタリア的人間」こと「労働者」以外のものではありえない。それゆえ、「革命的労働者」ではなく「学生」が運動の主体を占めた共産同ことブントの敗北は、黒田にとって必然の結果であった²¹。

こうした「労働者フェティシズム」²²の論理は、戦旗派の立場とはほぼ同型であるが、黒田の理論の特異性は、「前衛党」および「労働者」のような革命の客観的な条件を強調しつつ、「プロレタリア的人間」への変革は個々の「賃労働者」の「自覚」によって、いいかえれば一種の主体形成によって遂行されなければならないと主張する点にある²³。このような黒田の「労働者フェティシズム」を批判し、「労働者」ではない主体を重視したのは、「生活者」を唱えた吉本隆明や、「学生」にこだわる柄谷行人だった。

2. 柄谷行人の安保総括

本報告の最初で軽く触れたように、「社学同再建のアピール」は、弱冠二十歳の柄谷行人が社学同の学生活動家として、安保闘争を総括するために執筆したテキストである。この文書は、安保終結後の学生運動の「現状分析」を兼ねた、革共同全国委の学生戦線として60年4月に設立されたマル学同への批判から始まっている。そこで柄谷は、安保総括期に全学連の主流派を構成しているようにみえるマル学同は、しかし「広範な学生」の「エネルギー」を完全に「汲み尽く」²⁴することができないと主張している。

さらに柄谷は、ブント分派闘争を代表とする「左翼の分裂」の現象を単なる組織論的問題ではなく、「世界資本主義の危機」の帰結として位置づける。このような議論の進め方は、戦後マルクス主義の一つの潮流であった宇野派的な「現状分析」の典型だといえよう。しかし注目すべき

¹⁹ 同上、270 頁。

²⁰ 同上、277 頁。

²¹ 黒田寛一 1960 (2024) 「転機にたつ学生運動」『黒田寛一著作集 第十八巻』、137-138 頁。

²² 結秀実 2008 『吉本隆明の時代』、203 頁。

²³ 「プロレタリア的人間の論理」『黒田寛一著作集 第三巻』、127 頁。

²⁴ 『資料戦後学生運動 6』、81 頁。

は、柄谷がこの宇野経済学自体に対しても批判的であり、「日本社会の全的な把握と革命の展望」を提示するには「たかだか部分的な有効性しかもたない」²⁵理論として明確に距離を取っていた点である。

こうした視点に基づき、柄谷は「宇野経済学」を含めた「既成マルクス主義」への信頼性の喪失が、より直接的に、「安保闘争の敗北とブントの崩壊」によって示されたと述べる。実際、柄谷が事後的な視点に立ち「現状分析」を行ったのは、「安保闘争の敗北とブントの崩壊」および「世界資本主義の危機」は、「既成マルクス主義」への信頼性の揺らぎから生まれたという認識を正当化するためなのである。こうした認識はそのまま「マルクス主義の革命的再生ないし革命思想の新たな創造」と直結している。柄谷にとって、こうした革命思想の創造は「全学連の学生大衆運動としての再建」と「統合されつつ行われる時はじめて可能である」²⁶。

絳秀実が指摘したとおり、この「社会学同再建のアピール」には武井昭夫の「層としての学生運動」論および吉本隆明の「前期段階」論の影響が色濃く認められる²⁷。たとえば、「われわれは「マルクス・レーニン主義」や「革命的マルクス主義」でなどによって包括し得ない問題状況の中にある」²⁸という記述には、吉本の「資本主義が安定した基盤をもち、労働者階級がたちあがる客観的基礎のない時期」、つまり革命の「前期段階における政治闘争の必然的な過程」²⁹という現状規定と共通する論理を見出せる。

このような「現状」において課題となるのは、「既成マルクス主義」とは異なる新たな「思想」の創造である。そして、その思想の担い手とされるのは「広範な学生」であって、「党派的マルクス主義」から自立性を保持しつつ、学生の政治的主体性を発揮することが求められている。注目すべきは、この短い文章のなかで、一貫して学生という主体のみが問題となっており、「プロレタリアート」という言葉がわずかしき登場しないことである。これは先ほど検討した黒田寛一のブント批判とは完全に相反する立場である。柄谷はここで、吉本のように「思想」をめざして「思想」を創造しているが、そこで主体とされているのは学生なのである。

このように、黒田を代表とする教条的マルクス主義に対抗するために、1961年の柄谷はすでに吉本隆明の思想的姿勢に共感を示していた。そして、「新たな革命思想の創造」を探る過程において、柄谷は絶対的な「客観主義」および「全体性への志向」を意識的に拒否した。ブントの各分派も黒田も放棄できなかった「全体的な理論」への執着に対して、柄谷は「マルクス主義」そのものを棚上げにし、自立の思想を志向していたのである。そして、柄谷が「プロレタリア的人間」を斥けて「学生」を政治的な主体と見なしたのは、やはり学生はあらゆる階級からの「相

²⁵ 同上、84 頁。

²⁶ 同上、86 頁。

²⁷ 絳秀実 2008『吉本隆明の時代』、154-155 頁。

²⁸ 『資料戦後学生運動 6』、86 頁。

²⁹ 吉本隆明 2014 (1960)「擬制の終焉」『吉本隆明全集 6』、296 頁。

対的自律性」をそなえているからだ。

ところが、たとえ柄谷があらゆる教条主義に反対し、「革命思想の創造」を目指していたとしても、客観的な「革命」の条件から出発してそれを実践する「主体」を構想する点において、「社会学同再建のアピール」は、ある意味では「主観－客観」の図式から一步も踏み出せていない。このような図式からの逸脱を目指して、柄谷は「文学批評」へと「転向」した。「文学批評」は柄谷にとって、「思想」の不／可能性を問う方法だったのである。

3. 批評へ

「社会学同再建のアピール」は、柄谷と学生運動との関係性を直接的に示している貴重なテキストであったが、安保総括期におけるこのテキストの影響力、さらにいえば運動における柄谷の影響力は、それほど大きくなかったであろう。事実、社会学同はその後、ブント再建派に握られてしまい、「前衛党」としての特質が強まった。この事態に対して柄谷は失望し、1961年の秋に「全国社会学同が結成された」時点で運動から降りた³⁰。

しかし、たとえそれ以後の運動において何の影響力を持たないとしても、さしあたって重要なのは、安保終結後のさまざまな言説の中で、柄谷の「思想」の根源的な問いが形成されたということである。すなわち、「主－客」の図式にとらわれない「私」という現実存在を、いかに説明すべきか、という問いである。

1972年の評論集『畏怖する人間』のあとがきで、柄谷は以下のように述べている。

私は、私がどう考えようとお構いなしに、世界が実在し且つそれは「私」をつらぬいて構造的に作用しているということを認めていたからである。私は政治活動もした。また、私は経済学をやっていたので、そこでは「私」の意志など何の関係もないある構造的な法則性が貫徹されることを疑わなかった。この意味で、私は、そのような構造を越えてあるような「自己」など認めなかった。「主体」などは幻想にすぎないと思っていた。いわば、一方でまったく主観主義的で、他方でまったく客観主義的であるという、この両極があって、それをつなぐ道が存在しなかったのである。³¹

ここではまず「世界」または「構造的な法則性」なるものがあり、しかもそれは「主体」的な行動によっては到達できない地点とされる。こうした状況にある「主観」と「客観」は、接続することなく常に分断された状態にある点では、学生運動時代に「革命」の「主体」とされる「広範な学生」とは区別される。つまり、「労働者」であれ「生活者」であれ「学生」であれ、「革

³⁰ 柄谷行人 2012『政治と思想 1960 - 2011』、28頁。

³¹ 柄谷行人 1990 (1972)「著者から読者へ」『畏怖する人間』、374頁。

命」に到達するための手段として「主観」的に作られた「客観」的な「理論」はすべて否定され、むしろ「主観」と関係なく存在している「客観」的世界が「私」という存在の前提となっているのである。

では、「客観」的な「理論」が「主観」から離れて自在している世界において、「思想」というものはいかに可能なのか。同評論集に所収された批評文「発語と沈黙」で、柄谷は吉本隆明のいう「関係の絶対性」を「思想の絶対性などありえないが、しかし個々人の恣意性を越える」³²ものと見なしている。柄谷によれば、この「関係の絶対性」から生まれたのは「思想の相対性」であり、それは個々人の「孤立」を意味している。「社会学同再建のアピール」では、柄谷は新たな「客観」的な「思想」を模索しようとしていたが、ここではもはやそうした試みはなされず、「思想」の「自立」の水準こそが重視されているのである。

当日の報告では、以上の論点について、さらに詳細に考察する予定である。

³² 柄谷行人 1990 (1972) 「発語と沈黙」『畏怖する人間』、151 頁。